

令和6年第5回（9月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	9	高木 智香	1. 学童保育の長期休暇中の昼食について 2. 学校長期休暇中の生活困窮家庭への食糧支援について 3. 学童支援員の処遇改善について 4. 保育園バスについて 5. 国保加入者のマイナ保険証について	5
2	10	林 政美	1. 辰野町に於ける持続可能な農業の実現について 2. 有機農業の推進状況と今後の取り組みについて 3. ゼロカーボン宣言からの取り組み状況について 4. 辰野バイパス期成同盟会の進捗状況について 5. 新型コロナウイルスの現状と高齢者に対する新型コロナワクチン接種の無償化について	19
3	7	向山 光	1. 文化財の保護と活用について 2. 森林整備のための課題について 3. 松くい虫対策について 4. 女性支援新法の推進について 5. 最終処分場建設計画について	33
4	1	古村 幹夫	1. 防災・減災の取り組みについて 2. 行政対象暴力について 3. 辰野病院における医療 DX の取り組み 4. 平和啓発の取り組みについて	46
5	11	本田 光陽	1. ごみ削減とエコロジーへの取り組みについて 2. 熊出没情報の発信フローに関して 3. DX 推進施策について	61

6	1 3	津谷 彰	1. 災害対策の総点検について 2. ヒアリングフレイル予防の推進について 3. マイナカードの普及と利用促進について 4. ヤングケアラー支援のあり方について	74
7	1 2	小林テル子	1. 学校給食への地産地消食材提供進行状況について 2. 松枯れ対策の進行状況について 3. 岡谷ジャンクション工事の影響による国道 153 号の渋滞について 4. ほたる童謡公園のトイレについて	89

【2 日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	8	樋口 博美	1. 熱中症対策について 2. マツクイムシ被害対策について 3. 児童発達支援センターの整備について 4. 西小学校、辰野高校周辺信号機整備について 5. 川島区蛇石キャンプ場整備について	104
9	3	栗林 俊彦	1. 公共施設等総合管理計画について 2. ど真ん中町構想と日本中心のスポット大城山について 3. 熱中症の予防・対策について	116
10	2	松澤千代子	1. 剪定木の収集ヤード設置を 2. ボラセンの Wi-Fi を使用可能に 3. おためし移住募集について 4. コロナウイルス感染後の後遺症について 5. 中学生の部活動について	128
11	5	牛丸 圭也	1. 町が設置予定のソーラー発電施設の蓄電池について 2. 町営バス飯沼線の見直しについて 3. 両小野バイパスの現状について	142

<u>1 2</u>	6	小澤 睦美	1. 台湾埔里鎮との更なる交流について 2. 統合後の川島小学校のあり方について 3. 横川溪谷の保護と活用について 4. 有機農業推進について	156
<u>1 3</u>	4	吉澤 光雄	1. 熊、サル等被害対策について 2. 夏のプール利用の確保について 3. 「有機」農業・「有機」給食推進について 4. 道路・環境整備予算の増額について	169

令和 6 年第 5 回辰野町議会定例会会議録（8 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和 6 年 9 月 9 日 午前 9 時 30 分

3. 議員総数 14 名

4. 出席議員数 14 名

1 番	古 村 幹 夫	2 番	松 澤 千代子
3 番	栗 林 俊 彦	4 番	吉 澤 光 雄
5 番	牛 丸 圭 也	6 番	小 澤 睦 美
7 番	向 山 光	8 番	樋 口 博 美
9 番	高 木 智 香	10 番	林 政 美
11 番	本 田 光 陽	12 番	小 林 テル子
13 番	津 谷 彰	14 番	舟 橋 秀 仁

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	三 浦 秀 治
D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一	住民税務課長	桑 原 高 広
保健福祉課長	竹 村 智 博	子育て応援課長	高 倉 健一郎
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	小 林 志 帆

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席	第 10 番	林 政 美
議席	第 11 番	本 田 光 陽

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんにおかれましては、早朝よりご来場いただきまして誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、第5回定例会、第8日目の会議は成立いたしました。欠席の届出ですが岡田産業振興課長より、欠席届が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。日程第1、一般質問であります。9月3日正午までに通告がありました、一般質問通告者13人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人50分以内として、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今より質問順位を申し上げます。

質問順位 1 番	議席 9 番	高 木 智 香 議員
質問順位 2 番	議席 10 番	林 政 美 議員
質問順位 3 番	議席 7 番	向 山 光 議員
質問順位 4 番	議席 1 番	古 村 幹 夫 議員
質問順位 5 番	議席 11 番	本 田 光 陽 議員
質問順位 6 番	議席 13 番	津 谷 彰 議員
質問順位 7 番	議席 12 番	小 林 テル子 議員
質問順位 8 番	議席 8 番	樋 口 博 美 議員
質問順位 9 番	議席 3 番	栗 林 俊 彦 議員
質問順位 10 番	議席 2 番	松 澤 千代子 議員
質問順位 11 番	議席 5 番	牛 丸 圭 也 議員
質問順位 12 番	議席 6 番	小 澤 睦 美 議員
質問順位 13 番	議席 4 番	吉 澤 光 雄 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席9番、高木智香議員。

【質問順位1番 議席9番 高木 智香 議員】

○高 木 (9 番)

おはようございます。一般質問初めての一番ということで、大変緊張しております。よろしくお願いいたします。まずは先月の台風により全国各地で大変な被害が出ました。私が育った静岡県でも、川の氾濫や土砂崩れにより大きな被害が出ました。いつも通っていた道路や商業施設の被害をニュースで見て大変胸が痛みました。2年前に

は、川の氾濫だけではなく大規模な断水も発生し、使える水が制限される不便な生活を強いられました。当たり前のように生活を送ることがいかにありがたいかを改めて感じました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。それでは通告に従い質問させていただきます。まず、はじめに学童保育の長期休暇中の昼食についての質問です。子育て世帯にとって、夏休みなどの長期休暇中、一番大変にも思うことはと聞くと、多くの方が食事の準備だと答えるのではないのでしょうか。今年も夏休みが終わり、ほっと胸をなでおろしている保護者も少なくありません。年齢が大きくなれば、自分で食事の準備ができるかもしれないませんが、低学年のお子さんあるいは小学生のお子さんだけに、食事の準備をお願いすることは難しく、保護者が準備していかななくてはなりません。また、学童に行っているお子さんには、毎日のようにお弁当を持たせる必要があります。長期休暇中はいつも以上に朝の台所は大忙しです。そんな中で今回質問させていただくのは、学童を利用する児童のお弁当についてです。町内4つの学童クラブでは、お昼ご飯については何を持たせてもよいとしているそうです。ある学童では何を持ってきても良い日をあえて設けたそうで、保護者からは大変喜ばれ、また、子どもたちにとってもお昼ご飯がいつも以上に楽しい時間になったとも聞いております。そうは言っても、毎日カップラーメンやコンビニ弁当・菓子パンという家庭はなく、支援員が感心するぐらいちゃんと作っているご家庭が多いそうです。子どものためにお弁当を作るのは当たり前だと思う方も多いかもしれませんが、このことが負担になっている保護者がたくさんいらっしゃいます。お盆前に、町内4つの学童で保護者にアンケートに協力していただき、33家庭から回答をいただきました。この場をお借りしてご協力いただいたことに感謝申し上げます。できればお弁当を作りたくないというご家庭が25%、時々作るのが面倒になるというご家庭が67%という結果になりました。また、宅配弁当や給食があればありがたいと思うご家庭は82%となり、手作り弁当に代わる昼食の提供を求めているご家庭が多いことがわかりました。理由としては、お弁当の傷みや栄養バランスが心配、そしてたまにはお弁当作りから解放されたいという意見が多くありました。また、ご飯は持参できるので、おかずだけでも注文できたらありがたいという方が多くいらっしゃいました。全国で保護者負担を軽減するような取り組みが始まっています。県内でもいくつかの自治体で宅配弁当の導入が始まりました。そこで質問です。町として学童を利用する保護者が頼める宅配弁当の導入についてどのよ

うに考えているのかお聞かせください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。私も最初の議員の一番最初ということで多少緊張してますけれど、辰野町では夏休みの期間中、学童クラブを利用する子どもに対して、弁当などの昼食は各自持参するようお願いをしております。一方議員が言われるように、働く保護者の負担軽減のため昼食を提供するといった動きが出ているという、こういう報道も承知をしております。議員の調査では一定程度の保護者が弁当作りに負担を感じているようではありますが、学童クラブに限らず、今議員言われたように、夏休み期間中毎日児童生徒の昼食を用意することは確かに大変なことから、私自身も察しがつきます。私にも子育て中の保護者の友人だとか、知り合いが何人かおります。確かに夏休み期間中の昼食ですね、昼食作りが大変だと言っております。しかしだからといって、このような宅配弁当もという声はまだ正直耳にしたことはございません。また、今まで学童クラブの保護者からこのような要望を直接声として聞いてはいませんが、先ほど述べたように弁当作りだとか、食べた後の洗い物も大変というこういう会話は、確かにあるんだろうなというふうに思います。町内の学童クラブですが、そのような保護者の負担を少しでも軽減しようと、昼食は弁当を基本にしながらも、議員言われるようにカップ麺だとか、レトルト食品あるいは購入した弁当を持参してもいいですよと、こういうふうにしております。また、ある学童では今年の夏休み中6回、支援員がカレーなどを作って子どもに提供をしたり、別の学童クラブでは夏休み期間中4回、コンビニ弁当の日を設けて弁当作りをしなくても済む日を作るなど、保護者会とも十分に相談をしながら保護者の負担の軽減を図っているところでございます。議員提案の宅配弁当の導入については、保護者の負担軽減を図る上でメリットがあるようには思いますけれど、それが例えば希望する家庭だけが自己負担で宅配弁当を頼んだとしても、現実問題として例えばアレルギー対応が難しいとか、1年生から6年生まで同居している学童でございます。食べる量も違う、それから好き嫌いがあるなどで、希望するすべての子どもに合った弁当を手配できるかどうか。そしてまた利用を予定していても、当日突然休んでしまうということもあったりして、急な発注の取り消し等起こるということもあって、その数の把握というのが日々厳しい。そしてまた、先ほども言いましたそんな理由から食品ロスも出やすいのではないかなと思っております。またその結果、何らかの形で支援員の方が介入

しなければならないといった、こんなことも懸念されるのではないかなと思っております。解決しなければならない課題っていうのも多く、現状では宅配弁当の導入は、子どもを預かる側からするとかなり難しいと考えております。しかし、全国にはそれから県内でもそういう事例がありますので、これについては学童クラブの運営委員会だとか、あるいは保護者会で意見を聞いてみたいと、そんなふうに思っております。学童クラブの今年の昼食風景をちょっとお聞きしましたけれど、子どもたちは毎日弁当を楽しみに、互いに弁当を見せ合い友だちとの会話も弾んでいたというふうに報告を受けておりますし、会話の中から家の人と話をしたり、一緒に弁当の食材ですねこの買い物に出かけたりする、そんな様子も窺えることができたということでございます。手作り弁当を通して子どもと保護者の触れ合いの機会ということも、これも大事にしたいなというふうに思っております。以上です。

○高 木 (9 番)

宅配弁当の導入については課題はたくさんありますし、またお弁当についても親子の触れ合いという意味ではとても大切なことそうだと私も思っております。まずは学童を利用する保護者の方に、長期休暇中の昼食について意向調査を行っていただきたいなというふうに思うんですけれども、町として意向調査を実施する考えはあるのかお聞かせください。

○教育長

はい。宅配弁当に特化した意向調査を行う予定は現段階ではございません。ですが先ほども言いましたが、まずは学童クラブの運営委員会や、あるいは保護者会で意見を聞いてみたいと思います。以上です。

○高 木 (9 番)

アンケートの実施は考えていないということでしたけれども、多くの方からそういった声を私自身いただいておりますので、ぜひ教育委員会としてもアンケートを実施していただきたいと思います。次に、学校が長期休暇中の生活困窮家庭への食糧支援についての質問です。就学援助を受けているご家庭に対して、給食のある期間は、就学援助費として学校給食費が支給されますが、給食のない長期休暇中に支給されることはありません。給食のない日でも子どもたちはお昼ご飯を食べます。そこへの補助は何もありません。長期休暇中の支援がすっぱり抜けている状態です。町社協では、食糧品の寄付を募っており、相談のあった方や子ども支援団体へ集まった食糧を配っ

ていますが、町としては長期休暇中の食糧支援について、どのような取り組みをされているのかお聞かせください。

○学校支援課長

学校長期休暇中の食糧支援についてお答えいたします。昨年12月末、学校の年末年始休業前に辰野町社会福祉協議会のご厚意により、教育委員会が小中学生で就学援助を受けている家庭に米の配布を行いました。これは物価高騰支援として社会福祉協議会が運営する「フードバンクたつの」に寄せられた米を、要保護・準要保護児童生徒援助費の支給対象となる家庭と、特別支援学校に通う小中学生で、県の就学援助を受けている家庭を対象に、受け取りを希望する世帯に配布したものでございます。そのほか、令和2年度にはコロナ禍にあつて学校が臨時休業となり、給食の提供がないことから各家庭での食費に対する負担が大きくなり、経済的に困窮している家庭の家計への負担を軽減するため、就学援助費を受けている児童生徒の家庭に米を配布した経過があります。以上です。

○高 木（9 番）

生きていく上で食べることは一番重要なことです。その食べることに不安を持っている家庭に対して食糧支援を強化していく必要があると考えます。次に、2と3を合わせて質問させていただきます。先ほども答弁ありましたよう教育委員会では昨年末、就学援助を受けているご家庭で希望するご家庭にお米を配布したことがありました。素晴らしい取り組みだと思いますし、すごく助かったと思います。そのときのように困っている家庭が声を上げるのを待っているのではなく、町側から積極的に食糧支援することが必要だと考えます。今年の冬休みに向けて、町としてお米やレトルト食品などの寄付を募り、寄付で集まった食料を積極的に生活困窮家庭に配布することはできないでしょうか。また、もし寄付を募ることが難しいのであれば、学校給食費に代わる補助を出すことはできないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○学校支援課長

教育委員会の立場から申し上げますと、就学援助対象世帯に食料品を配布する目的で、寄付を集めることについては現在考えておりません。今回は社会福祉協議会に集まった米を、社会福祉協議会が就学援助の対象世帯に届けたいという思いを受けて、教育委員会が窓口になって配布したものでございます。今後もし行おうとしたら同様の形になると思っております。フードバンクにつきましては、社会福祉協議会に限らず、

他の団体や企業等でも行われていると思います。各団体等のご厚意により就学援助世帯への支援を行っていただけるということになれば、関係機関と連携し教育委員会が窓口になって対象世帯に案内・配布することは考えております。実はこの夏休み前も社会福祉協議会から米の配布の話があり準備を始めましたが、社会福祉協議会では別の支援事案があり、就学援助世帯への必要量を確保する目途が立たなくなったため、実施することができませんでした。社会福祉協議会からは、次回は年末の実施を検討したいとの話をいただいておりますので、教育委員会でも連携していきたいと考えております。以上です。

○保健福祉課長

今、教育委員会から答弁ありましたと同様ですが、町としましてもこういった補助制度を作ることは現在のところ考えておりません。先ほどから社会福祉協議会のフードバンク出ておりますけれども、困窮により食べ物がなくなってお困りのご家庭につきましては、そういった「フードバンクたつの」のご案内をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○高 木（9 番）

先ほど教育委員会からも答弁ありましたが、ぜひ教育委員会が窓口となって、長期休暇中ごとに食糧支援の取り組みを行っていただくことを要望します。また新聞報道によると、フードバンクに集まる寄付が物価高騰などにより少なくなっているそうです。寄付を募っても必要量が集まらなかった場合には、町で用意して積極的な支援をするという考えはないでしょうか。

○保健福祉課長

先ほども答弁いたしましたけれども、町社会福祉協議会で行っています「フードバンクたつの」これは様々な理由で廃棄されてしまう食料品を、個人や団体からお預かりし、食料品の支援を必要としている皆様へお渡しする事業でございます。学校等の長期休暇により食事に困っているお子様いらっしゃれば、ご相談いただくことにより食料品をお渡しすることができます。また、そのほかに子ども食堂として、毎月第3火曜日の午後4時半から社協と辰野ライオンズクラブが共催でお弁当の配布を行っており、子どもは無料、高校生は100円、大人は300円ということでございます。また「NPO法人たつの自立生活支援の会あかり」さんでも、毎月第2、第4火曜日に子どもは無料で行っております。そのほかにも、フューチャーセンターにおいて同様の金

額で、夏休みと春休みに1回ずつ行っておりますので、ぜひご利用いただければと思います。こういった子ども食堂などへは、辰野ライオンズクラブで行っているフードドライブに寄せられた食料品や、JA 上伊那や上伊那農政対策委員会からのお米の寄贈、地元からの野菜提供などによって賄われているものでございます。生活困窮のご家庭におきましては、食料支援に限らず関係機関と連携し、継続的な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、保健福祉課の方へご相談いただければと思います。

○高 木 (9 番)

食についても誰一人取り残さない辰野町になるよう、積極的な支援を要望いたします。次の質問に移ります。6月の一般質問でも取り上げましたが、学童支援員の処遇改善についての質問です。学童を利用している保護者へのアンケートでは、多くの保護者が支援員への感謝の言葉をつづっていました。しかしその一方で、支援員の数が足りていないのではないかと、もっと居場所を広くしてほしい、安全が確保できているのか心配になるという声も多くありました。また、支援員の負担が大きいので支援員を増やすことと、処遇改善を切に願うという声もありました。支援員を増やすことで、多様化する子どもたちへの対応も今以上に丁寧にできますし、学校の空き教室を使うなどしてスペースを広げることもできます。また、支援員自身が休みが必要なときに気兼ねなく休むことができるという、働く環境の改善にもつながります。学童支援員の応募がなかなかないという、町側の苦しい思いは重々承知しておりますが、子どもたちのために今よりも支援員を増やすことが絶対に必要です。特定の職種だけ処遇改善するのは難しいという答弁をこれまで何度かいただいておりますが、国も学童支援員の処遇改善については何とかしなくてはいけないと考えているところです。何か処遇改善に関する事業がないか調べました。私が調べたところ、学童支援員の認定資格研修を受講した人であれば、月1万円ほど給与がアップする可能性のある放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業という事業がありました。県内でも5つの自治体の実施しています。国や県から3分の2の補助があり、辰野町でも実施できるかもしれません。お伺いします。学童支援員の処遇改善について、重要な課題として捉え活用できる事業なども検討しながら、改善していく考えはありますでしょうか。

○学校支援課長

はい。それでは学童支援員の処遇改善についてお答えいたします。賃金の面につきましては、令和4年2月から行っております放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事

業がありまして、現在も月額 3%の処遇改善を実施しているところでございます。それでは人員面についてお答えいたします。辰野町では、入所要件を満たせば保護者の希望に沿うようすべての児童を受け入れています。このような状況の中で、辰野西学童クラブは令和元年に、辰野東学童クラブは平成 27 年に新たな施設を建設したものの、思った以上に利用者数が伸びたことにより施設はいっぱい状態でございます。辰野西、東学童クラブとも現在は学校施設の一部を借りて運営しておりますし、辰野南学童クラブも空いた教員住宅の利用を 1 棟から 2 棟に増やして対応しております。議員ご指摘のとおり、受け入れ児童数に対して支援員が足りていない、児童の活動範囲に対して支援員が足りていないとの声を現場からも保護者からも聞いております。そこで今年の夏休みには、通常の支援員に加え辰野西学童クラブでは、辰野西小学校の支援員 1 名と、ほっとサポート 1 名、学生アルバイト 2 名。東学童クラブでは、辰野東小学校の支援員 1 名と学生アルバイト 1 名。辰野南学童クラブでは、辰野南小学校のほっとサポート 1 名。両小野学童クラブでは、学生アルバイト 1 名を入れて対応してきたところでございます。各学童クラブともその所属する学校のより子どもを知った支援員、ほっとサポートを入れてまいりましたし、学生のアルバイトにつきましても、夏休みだけという単発ではなくて春休みから継続して夏休みまた春休みといったような、そのようなアルバイトの方をお願いしているところでございます。しかしながら、慢性的な支援員の不足感の背景には、特定の児童に 1 人の支援員が付きっきりになってしまう、児童の活動範囲が体育館、校庭、遊具など広範囲にわたっている、休みが取りにくいとゆったことが考えられます。また、平日の午後からの勤務となることや、土曜日や長期休業には 1 日の勤務となるなど、変則的な勤務形態も影響してか、募集をしてもなかなか応募がない状況も続きました。とは言いましても良好な保育環境を保つには、粘り強く人材の確保を図っていかねばならないと考えております。今後も保育に関心があり、熱心な支援員の確保に努めてまいりたいと思います。なお、議員から提案のございました放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業につきましては、放課後児童支援員に対して経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることが必要となっております。現在、辰野町におきましては、昇給制度あるいは研修によって処遇改善をするといった給与の仕組みはございませんので、当町には現在のところこの改善事業につきましては該当しないものと考えております。以上です。

○高 木 (9 番)

先ほどの答弁で私が提案した事業が実施できないというふうな答弁いただきましたけれども、私も今、県の方に問い合わせをしたりして今調査中です。ほかにも活用できる事業があるかもしれません。処遇改善については現場の支援員からの強い要望です。まずは今、学童支援員として働いてくださっている方の処遇改善をしていただくことを要望いたします。次の質問に移ります。保育園バスについての質問です。先月1日、平出保育園の統廃合についての説明が保護者に向けてありました。その中で、保育園バスについての質問が出ました。お昼寝布団を持っていくときと持ち帰るときはバスが使えないが、どうにか使えるようにならないかというものでした。私はその質問を聞いて初めて布団があるときにはバスが使えないことを知りました。過去に同じ保育園でバスを使っている園児もいましたが、時々おばあさんが大きな布団を持って保育園まで来ていました。そういうことだったのかと思いました。大変だったと思います。また以前バスを使っていた知人に話を聞くこともできました。週に2回バスが使えないために保育園に行っていたが、担任の先生と話せるいい機会になっていたそうです。そういう面もあるんだなと思いました。一番大事なのは、布団があってもなくても、バスに乗ることができるようにしておくということではないでしょうか。バスを利用する家庭はわずかかもしれませんが、だからこそ利用する家庭が利用しやすいようにしていくことが大切です。そこで質問です。バスには運転する方しか乗っていないとのことですが、布団についてはバス停では保護者が乗せたり降ろしたりする。また保育園に着いた際は、保育士が子どもだけではなく布団についても乗せたり降ろしたりする、このようなサポートをして布団がある日でもバスを利用することができないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○子育て応援課長

平出保育園の東部保育園統合についての保護者説明会の際に保護者から要望がございました。現在、保育園の送迎バスでは、未満児や通園の距離によって利用を制限しており、布団については園児が自分で持ち運びができないことから、保護者に直接届けてもらうこと、持ち帰りをお願いしております。未満児はまだ十分な体力がないため、乗車中はバスの揺れや急ブレーキ等による事故のリスクが高まります。また、未満児は自力で移動することができないため、乗車や降車の際に保護者や保育士の手助けが必要となります。未満児に対しては適切なサポートが困難であり、安全の確保

についても心配されますので、保護者に直接送迎をお願いしています。一方、布団は大きくて小さな子どもは持ち運びができず、園児にとって取り扱いが難しいと思います。バスの床面積も占めるため乗車人数が少なくなってしまうことや、特に園児が多くて大きな布団もたくさんあると、バス内での活動に支障が出てしまう場合があります。また、バス利用だと園との連絡が電話や連絡帳だけなので、なかなか担任の先生と話す機会がなく、園での様子がわかりにくいということもあります。週のはじめと終わりの親が布団を持参したとき、持ち帰るときは担任の保育士などと顔を合わせ、直接話すこともできる大事な機会にもなっていました。以上の理由などから、園児の数が多い場合などは保育士の負担は増えてしまいましたが、布団についてはバスを利用する園児も少なくなり、布団が置ける座席スペースも確保できそうなことや、週初めの月曜日のバスの到着時、金曜日の帰宅の際のバスの乗車時の園児の迎え入れや、送り出しのときには布団の持ち運びのために保育士が複数で対応し、乗降時に保護者の協力もいただくことで、安全の確保に努めながら対応していきたいと思っております。以上です。

○高 木 (9 番)

すぐに改善できるようでしたら改善していただき、実施できる環境が整いましたらすぐにでも実施していただきたいなというふうに思います。次に、国保加入者のマイナ保険証についての質問です。これまでマイナンバーカードやマイナ保険証の申請方法については、町の広報などで町民に向けてお知らせをしていただいたり、また窓口では丁寧な対応をしていただいているところではありますが、マイナ保険証を作る方がいる一方で、これまで使っていた保険証のままで良いと思う方、あるいはトラブルなどが心配で、マイナ保険証を作りたくないと思われる方もいらっしゃいます。マイナンバーカードやマイナ保険証を作ることは個人の自由であり、強制されることがあってはいけません。国のホームページでも作ることは任意と書かれております。しかし、病院にある案内や保険証と一緒に送られてきた案内を見て、12月2日以降は現行の保険証が利用できなくなると勘違いされる方もいらっしゃいます。この案内は国が作成したものであって、決して病院や役場の批判をしているわけではありません。私は勘違いしたまま、マイナ保険証を作ってしまうことがないようにするべきだと思います。マイナ保険証について詳しくわからない方も多くいらっしゃいますので、確認する意味で3点質問させていただきます。1つ目、マイナ保険証に有効期限はあるの

でしょうか、お伺いします。

○住民税務課長

マイナンバーカードは、18 歳以上の方は 10 年ごと、18 歳未満の方は 5 年ごと、カードの更新が必要となります。カードに搭載されている電子証明は 5 年ごとに更新が必要となります。更新のお知らせは、地方公共団体システム機構より有効期限の 2、3 箇月を目途に、有効期限通知書が送付されます。また、有効期限通知書が届かなくても、カードに記載された有効期限の 3 箇月前から更新できますので、ご確認いただき手続きをお願いいたします。

○高 木 (9 番)

2 つ目の質問です。マイナ保険証を使うときに暗証番号を使用することがありますが、3 回間違えるとロックがかかり使えなくなってしまう。その場合の対処方法についてお聞かせください。また、病院窓口でもし 3 回間違えてしまった場合、どうすればよいのでしょうか。お伺いします。

○住民税務課長

暗証番号を間違えてカードにロックがかかってしまったときは、ご本人がカード持参で総合窓口にご来庁いただければ、その場でロック解除、暗証番号の初期化処理を対応しております。なお、ご本人が来庁できない場合は、代理人等の手続きの仕方をご案内しております。なお、全国のコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末で、暗証番号の初期化・再設定ができるようになりました。令和 6 年 7 月 25 日から一部の店舗において開始されました。今後、順次サービスを拡大していく予定であります。詳しくはお手数でも、役場住民税務課住民係にお問い合わせいただくか、町のホームページをご覧ください。

○辰野病院事務長

はい。辰野病院で暗証番号を 3 回間違えた場合も同じくカードにロックがかかってしまいますので、その場合は役場の総合窓口にてロックの解除の方の手続きをしていただきたいと思います。

○高 木 (9 番)

3 つ目の質問です。マイナ保険証を持っている方には、資格情報のお知らせという紙が送られてきますが、これの取り扱いについての説明も必要だと思います。どのような場合に使うものなのか、お聞かせください。

○住民税務課長

マイナンバーカードを保険証として登録されている被保険者が、何らかの理由でこのマイナ保険証を使用できない場合に、医療機関等の窓口でご提示いただくことで受診等ができる資格情報のお知らせを、マイナ保険証の登録しているすべての被保険者へ送付を予定しております。送付の時期につきましては、新規加入者においては現行の被保険者証が発行できなくなる令和6年12月以降随時、令和7年8月にはすべての被保険者を対象に送付する予定であります。お知らせのレイアウト等、詳しい内容につきましては現在検討を進めているところでありますので、詳細等決まりましたら可及的速やかに被保険者に対し周知してまいります。

○高 木 (9 番)

マイナ保険証を使うときに不具合があった場合に、資格情報のお知らせがあれば受診できるものですが、これ単独では受診することができないということ、またマイナンバーカードに保険証の機能を紐づけしたものがマイナ保険証になっていますけれども、紐付けを解除したい場合には解除することができるという説明も必要ではないでしょうか。次に、マイナ保険証を作っていない方に送付される資格確認書について2点質問です。1つ目の質問ですが、どのような方にいつ発行されるのでしょうか、お聞かせください。

○住民税務課長

資格確認書の発行対象者につきましては、令和7年7月31日時点において、マイナンバーカードを保険証として登録されていない被保険者となります。発行の時期としましては、今までの年次発行の保険証と同様に、令和7年7月中旬を予定しております。

○高 木 (9 番)

2つ目の質問です。この資格確認書は現行の保険証の有効期限が切れた後でも、病院窓口で見せることで、今までどおり受診ができるものです。この資格確認書は現行の保険証の代わりになるものですが、身分証明書として使用することができるのでしょうか。現在は保険証と何かもう一つ提示することで身分証明になるのですが、どのような扱いになるのかお聞かせください。

○住民税務課長

現在、資格確認書の様式等が確定しておりません。また、国より通知が届いていな

いため、身分証明書として使用できるかどうかについては不明であります。

○高 木 (9 番)

国でも、マイナ保険証についてはいろいろと考えているところだと思います。制度の変わり目というのは混乱が生じやすいものですが、今回のマイナ保険証については特に不具合が多いなと感じます。今後対応が変わって来たり、新たな書類なども出てくる可能性があります。特に役場や辰野病院などでの対応は本当に大変だと思いますが、不安を持たれている方の心配が解消されるような対応をしていただきたいと思います。次に辰野病院におけるマイナ保険証での受診率ですが、現在どのくらいでしょうかお聞かせください。

○辰野病院事務長

辰野病院でのマイナ保険証の利用率ですが、令和 6 年 1 月は約 2%、6 月は約 3%、7 月診療分では約 6%となっており、利用率は伸びております。8 月の利用率はまだ公表されてはおりませんが、利用者の方は増えている状況です。参考までに、7 月の全国平均利用率は約 11%となっております。

○高 木 (9 番)

12 月 2 日に向けて、病院の窓口でもマイナ保険証に関する問い合わせが増えてくると考えられます。厚生労働省は、マイナ保険証を促進するために、病院窓口ではこういう対応をしてくださいと台本まで作っています。ここにはメリットしか書かれていませんし、さらに「次回からはマイナンバーカードをぜひお持ちください。現行の保険証から早めの切り替えをお願いします」などと書かれています。その説明を受けた方はどう思うでしょうか。マイナ保険証がなければ受診できないのではないかと勘違いされる方もいらっしゃると思います。先日、信濃毎日新聞に地方紙が行ったマイナ保険証についてのアンケート結果が載っていました。そこには任意のはずが強制されているようで納得できないという意見や、回答された方のうち 8 割の方から、現行の保険証を残してほしいという声があること、また信濃毎日新聞の社説には心身に障がいのある方や、独居の高齢者はどうすればよいのかという切実な声も載っていました。マイナ保険証については様々な意見がある中ではありますが、窓口の方がどのように対応するかがとても重要になってくると思います。そこでお伺いします。辰野病院では、12 月 2 日以降の保険証の取り扱いについて問い合わせがあった場合に、どのような対応をされているのかお聞かせください。

○辰野病院事務長

現在、マイナ保険証として登録済の方については、受付時にマイナンバーカードをお持ちか伺いまして、専用のカードリーダーにて保険証情報の確認をさせていただいております。マイナ保険証などに関する情報につきましては、院内のテレビや受付の掲示などでご案内をしております。受付方法やご不明な点については受付にて職員が案内をしております。まだマイナ保険証の登録が済んでいない方につきましては、従来どおり保険証での資格の確認を行っているところです。今、現在も窓口の方で保険証がなくなってしまうのかというような心配の相談も時々あるそうですが、その点については、とりあえずは12月2日に保険証の発行が終了するということと、また先ほどもお話がありましたが、資格確認証の話などもありますので、そちらの点については役場の方で相談してくださいというような案内をしているところです。以上です。

○高 木 (9 番)

病院窓口での問い合わせもあるということですが、窓口の方の対応本当に大変だと思いますが、もし保険証のことで今後も相談があった場合には、作ることも作らないことも個人の自由であることをぜひ伝えていただきたいと思います。最後ですが、マイナ保険証を作っていないなくても、医療が安心して受けられることがわかる案内が必要だと思います。国からくる案内だけでは不十分です。これまでのように町民に周知するために、きちんとした説明文を作ることも大事ですが、例えば「マイナンバーカードを持っていますか」「はい」「いいえ」持っている場合は「保険証の機能はついてますか」「はい」「いいえ」機能がついていない場合は「機能をつけますか」「はい」「いいえ」付ける場合はこういったところで手続きができますよ、機能をつけない場合は現保険証で受診できますよですとか「マイナンバーカードを持っていない場合は作りますか」「はい」「いいえ」作らない場合は現行の保険証で受診できますよというように、視覚的にわかるフローチャートのようなものを作って、役場や辰野病院の窓口で説明できるようにすれば、町民の疑問にもより丁寧に答えることができますし、職員もより対応しやすくなるのではないのでしょうか。先ほどマイナ保険証や資格確認書についての質問をさせていただきましたが、そういった部分に疑問を持たれる方もいらっしゃると思います。私も今回、調べる中でわかったことがたくさんありました。どのような保険証を持っていたとしても安心できるようにすることが一番大切です。そこで質問です。

視覚的にわかりやすく示したものを作って、役場や辰野病院の窓口などで示す考えはあるのかお聞かせください。

○住民税務課長

貴重なご意見ありがとうございます。マイナ保険証が基本になる新しい制度の正確な情報の周知が十分でない点もありますので、メリット、デメリットを含め、マイナンバーカード及びマイナ保険証を申請する際のご案内用に、わかりやすい説明資料、フローチャート、高木議員がおっしゃったようなフローチャートの作成を考えてまいりたいと思います。これからも親切丁寧な対応に努め、住民サービスの充実、住民満足度の高い行政サービスを提供できるよう心がけます。

○高 木（9 番）

ぜひ、わかりやすい説明資料を作っていただければと思います。国の進め方には変更点も多く難しさはあると思いますが、現時点ではこうなっていますよというように案内していただければと思います。マイナンバーカードやマイナ保険証の申請は任意であること、マイナ保険証があってもなくても有効期限内であれば現行の保険証が使えるということ、現行の保険証の期限が切れたあとでも、資格確認書を病院窓口で提示すれば医療が安心して受けられることを、しっかり町民に伝えるべきではないでしょうか。保険証が新しく発行されなくなるので、マイナ保険証を作りましょうという流れは非常に問題だと思います。おそらく今後、保険証についての報道が増えると思いますし、その分わからないなと思う町民も増えると思います。想定していなかったことが起こる場合もあります。ただでさえ忙しい役場職員や病院職員の業務も膨大に増え、ものすごく大変な思いをされているところだと思いますが、町民の皆さんが知らなかったということがないように、きちんとした情報を伝えていただくことを要望して、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 10 番、林政美議員。

【質問順位 2 番 議席 10 番 林 政美 議員】

○林（10 番）

それでは、通告書に基づきまして 5 点ほど質問をさせていただきます。最初に辰野町における持続可能な農業の実現についてということで、辰野町農業の現状をどう捉えているかということでございますが、農業は米・野菜・果物などの食料を生産し、

私たちが生きていく上で欠かせない役割を担っています。環境保全の面では田畑を維持することで、洪水や土砂崩れを防止し土壌浸食や水質の浄化にも貢献しています。また農作物には光や熱を吸収して気温を下げる働きがあり、田畑などの緑地では炭酸ガスを吸収して酸素を発生させます。さらに、地域社会の形成維持や伝統文化の伝承、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成にも貢献しています。農家は、安心安全な農作物の生産供給を通じて、私たちが生きていく上で欠かせない食を支える大切な役割を担っています。辰野町の農業では農業者の減少と高齢化が進むとともに、人口減少などに伴う消費の減少や価格への影響が懸念されます。食では核家族化やライフスタイルの変化、弧食や外食・中食の増加などにより、食に対する考え方や価値観が変化しています。近年、荒廃農地の増大や野生鳥獣被害の拡大が深刻で、近い将来、集落そのものの存在が危ぶまれる地域も増えるものと考えられます。このため、産業として農業と食生活のあり方や、食生活の継承、暮らしの場としての農村について現状と課題をあらゆる角度から分析し、稼げる農業と豊かな食生活、幸せに暮らせる地域づくりを進めていくことが重要と考えていますが、町長の辰野町農業、農業振興についての思いや考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

はい。高齢となり耕作を続けられないという農家が急速に増えてきております。農業委員会で行っている農地相談会でも、これまで頑張って作ってきたけれど、もう高齢でいつまでできるかわからないですとか、農地を荒らさないように草刈りだけはしてきたけれど、今後どうしたらよいのかといった相談が増えてきているとのことで、皆さん、将来、農地はどうなってしまうのかといった不安を抱えているのが現状でございます。町の農業従事者の年齢構成は、現在、全体の約 7 割を 70 歳以上が占めています。12 年後の 2035 年には農業従事者の 7 割が 85 歳を超える予想であります。町の農業の働き手について農林業センサスのデータで見ますと、2010 年は 441 人、2020 年は 255 人で 4 割以上減少し、今から 12 年後の 2035 年には 78 人と、100 人を切る予測もされています。こうした危機的状況の中で町は現在、農地の地域計画づくりを各地区で進めております。今後、将来にわたり農業、農地を維持していくために、農地所有者や農業者のみの問題とはせず、地域として食料生産の場としての農地また自分たちが暮らす住みよい農村をみんなで守っていくことができるよう、多くの皆さんに計画づくりに参加いただき、自分たちがどうなったら良いという地域の姿

を一緒に考え、できることを計画にして取り組み、町の農業を守っていきたいと考えていますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

○林（10 番）

次に部門的な内容になりますけれども、そこに挙げてあります生産基盤強化、また農業生産それから農業生産拡大、販売力の強化、農業所得の増大、農業コストの低減・削減、農業保護政策等の課題に対しまして、町としてどのように考え対応するかということで、先ほど町長さんのお話ありました見解を受けて、農地・ひと・資金等の農業生産基盤強化をどのように図るのか、町の見解をお聞きしたいと思います。さらに効率の良い農業生産を進めるには、農地の集約化やスマート農業の普及等も考えられますが、先ほど地域計画という話がございました。これについても答弁をお願いしたいと思います。また、農業生産の拡大を図るには販売力を強化するには、農家の手取りを上げるため農業所得の増大を図るには、併せて農業コストの削減を図る手段さらには農政対策、農業保護政策等の課題について総体的に回答をお願いしたいというふうに思います。

○総務課長

お答えいたします。国は、食料・農業・農村基本法を改正し、食料安全保障の確保、農産物や農産資材の安定的な輸入を図るほか、農業法人の経営基盤の強化や、スマート技術を活用しました生産性の向上などに取り組むとしております。町についても、この国の農業施策をふまえて対処していくこととなりますけれども、今回ご質問の各課題に関連しました町の対応についてお答えしてまいりたいと思います。はじめに生産基盤強化への対応としましては、農業委員会、農地法等に基づく農地の適正な利用保全、農業用水灌漑施設の整備、農家の農業用機械設備の導入補助等が挙げられると思います。農業振興への対応については、幅広く考えられるところでありますが、農産物の品質向上、農産物の付加価値の高い加工品の開発製造支援、農産物の消費促進PR等で、例えば農村女性ネットワークによる地産地消と、農産地域の食文化の伝承に向けての活動もその1つと捉えております。ソルガムを使ったレシピを考案し、学校給食や飲食店への提供、幅広い世代と関わる中で地域農業の活性化に繋がると評価しているものであります。農業生産拡大の対応としましては、農家の生産意欲を高めるための支援、新たな農業生産分野の開拓や、多様な農産物の生産、有機農法等への移行支援、需要の変化に応じた新たな作物の導入、生産支援などが挙げられます。現在

各農家でも様々な新たな作物へのチャレンジが続いているところでありますけれども、有機農業産地づくり推進緊急対策事業もこれに含まれると認識しております。販売力強化への対応としましては、農産物の集荷、物流体制の充実、農産物のブランド化、知名度の向上のための支援、給食の地産地消事業支援、ふるさと納税返礼品への登録もその一環であります。農業所得増大への対応としましては、農業経営の経営改善支援、農業体験、農産物の加工への展開など新たな収入源の創出であり、滞在型農園施設を始めとします、グリーンビレッジふるさと農村公園の事業もその一例と考えております。また、農業コスト削減への対応としましては、農業生産の共同化、農機具や資材の共同調達や共同利用の促進、省エネ設備の導入などで中山間地等直接支払事業もその一環と捉えております。最後に、農業保護政策への対応ですが、災害被害などに対する農業所得補償制度の活用、耕作放棄地の防止、有効な農地利用の推進、若手農業者の育成支援策の実施などが挙げられます。当年度から取り組んでおります新規就農者、インターン事業支援もその1つでありますし、鳥獣害対策もこの一環になるのではないかなと考えております。先ほど地域計画との関連ということですが、辰野町の農業の今後の目指すべき姿といった形で総括的にお答えをしてみたいと思います。辰野町については、中山間地で生産面積、生産量も比較的少ないです。農家の高齢化も進む中で地域農業の現状をふまえますと、良質な安心安全な地域農産物としての付加価値を持って、地産地消の安定的な販路を確立し生産供給する仕組みづくりが、今後の辰野町の農業の目指すべき姿ではないかと考えているところであります。以上です。

○林（10 番）

考えがよくわかりましてありがとうございます。やはり食は私たちの生活に欠かすことのできない大切なものです。その食の元になる安全で安心な農畜産物を安定的に供給する産業が農業であります。町民生活に大きく関わっている農業農村を、町民一人ひとりの高い意識によって守り、農業をさらに発展させ幸せを感じて暮らせる農村地域を目指すよう、今まで以上に町の農業振興に対する尽力をお願いして、次の質問に移りたいと思います。次に有機農業の進捗状況と今後の取り組みについてということで、まず現状の取り組みの経過とその成果はどうであるかということで、令和5年の5月28日に有機農業推進のまち宣言をされてから、こんにちまで多方面にわたり有機農業の推進に取り組まれてきたものと推測します。町民の立場で見ますと取り

組みの全容がわからないという話を耳にします。現在までの取り組み経過等の状況報告をお願いします。また、環境にやさしい農業の栽培面積や生産者数、取り組む農家数を1年間で20戸、5年で100戸、学校給食の年間使用量20%以上、ふるさと納税の返礼品目40品目、講演会の開催、マルシェとのイベントの開催、地域循環型有機農業の形成等々、有機農業の5年後を目指す目標がこれらのもので掲げられていますが、これらの項目の進捗状況等、特に成果が見られる点は何か報告をお願いしたいと思います。

○総務課長

昨年5月の有機農業推進のまち宣言と、辰野町有機農業実施計画に基づきまして、国の交付金事業も活用して、有機農業産地づくり推進の事業を展開しているところであります。この宣言の際の取り組みも含めてお答えをしますが、この宣言と合わせまして、テレビ番組にも出演をしていただいている、野菜づくりの楽しさを伝える活動をしている恵泉女学園大学教授の藤田智先生の記念講演や、専門機関の講師を招いての講習会を実施しましたところ、大勢の方にご参加いただき有機農業への関心の高さを感じたところであります。有機農業農産物の消費拡大としましては、有機農産物マルシェを都内で3回開催しておりまして、町内産の農産物のPRも進めてきたところであります。また、ふるさと納税の返礼品では、環境にやさしい農産物に関連しました商品を58品目取り扱っております。学校給食にも町内産の作物を食材として提供しておりまして、環境にやさしい農業に取り組む農家も増えてきております。当時、実施計画で掲げました各目標については、農家数以外は既に達成をしている状況であります。今年度も専門家の講演会や農家を対象とした補助での勉強会、町内外でマルシェを開催し、有機農業を推進してまいりたいと考えております。これらの取り組みの成果としましては、皆さんもお感じになっているかと思っておりますけれども、有機農業、また地元の環境にやさしい農産物づくり、またその活用について非常に町内で様々な形で関心が高まっておりまして、いろいろな取り組みが生まれてきております。今後、こういった部分が試行錯誤しながら展開する中で、有機農業推進のまち、名実ともに果たしてまいりたいと思います。以上です。

○林（10番）

取り組みかなりされているということで報告がございましたが、取り組みの展開している中で、課題がやはり発生しているものと思います。この点についての報告もお

願いたいと思います。また、今後この課題に対しましてどのように取り組むのか、その取り組み方について具体的に実施すること、したいことを願いたいと思います。また取り組みを進めるにあたり、有機農業産地づくりから令和7年度より、みどりの食料システム戦略関係へと変わります。推進資金につきましても町単費というような形になるかというふうに思いますが、この点について計画では令和7年から向こう3年、令和9年までの予算確保は大丈夫だということで考えてよろしいのでしょうか。さらに追加の要望等があれば、前向きに資金の補助もしていただけるのかどうか、お聞きをしたいと思います。取り組み方の中でさらに有機農業推進を図るには、従来の化学肥料や農薬の使用だけに頼るのではなく、一般家庭や畜産業、工業などから出た本来ならば廃棄する物を肥料として活用し、資源を循環させ循環の負荷軽減を目指す農業のシステムを構築する、循環型農業の推進を図る必要があると思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

お答えいたします。まず取り組み上の課題ではありますが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、農家の高齢化等で取り組みの生産者や、また生産量の拡大が難しい等の課題がございます。また更なる販路拡大ですとか、ブランド化についても大きな課題になるのかなと考えております。これら課題に向けまして、まずは町の農業振興センターに立ち上げました有機農業推進プロジェクト会議や有機農業推進連絡協議会におきまして、関係者間にお集まりいただいて、対応策を検討し取り組んでまいりたいと思います。また、町民の皆様には有機農業に対して理解を深めていただくために、町の広報ですとか振興センターの機関紙などにより情報をお伝えしてまいりたいと思います。次年度以降の予算については、まだ調整中ということでございますので長期的な形で確保に努めてまいりたいと思います。また地域循環型の農業展開、まさしく地産地消の部分でありますので、現在辰野町でかなり安定的な需要を誇っております、たのめの堆肥なども活用しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○林（10 番）

続きまして有機農業宣言と整合性を持った形で有機給食の導入という部分が話ございました。5年後を目指す目標の中に、学校給食のデータから栽培計画を作り、より安定した供給を図ることで、農産物の年間使用量の20%以上を環境にやさしい農産物をするとしています。学校給食へ地元有機農産物の供給をという生産サイドで試

行栽培の動きもありますけれども、特に地産地消の観点から、地元農産物の使用を前提として環境にやさしい農産物も有機農産物としていますので、学校給食において、有機給食の導入の方向性、可能性として導入の考えはあるかお聞きをしたいと思います。

○総務課長

有機農業や環境にやさしい農産物の生産に取り組む農家などで構成しております、学校給食へ食材を提供する会のご協力によりまして、町内産の安心安全な食材を給食へ提供していただいているところであります。また、東小学校と保育園では町内の米農家の方から、安全安心な地元産のお米も入れていただいております、有機農業実施計画に定める環境にやさしい農作物を学校給食に使用する目標に対して、一定の成果を上げていると考えております。今後の課題になりますけれども、東小学校以外の小・中学校への町内産の米の供給も含めまして、関係者とともに円滑で安定供給ができる体制の確立に向けて検討していくことが、課題になるのかなと考えているところであります。以上です。

○林（10 番）

有機農業の将来の展望ということで、町内の地産地消による食の循環の仕組みづくりについて最後をお願いをしたいと思います。有機農産物や環境にやさしい農産物の供給にあたりまして、学校給食から公共施設そして民間施設に、ひいては個人の需要者に至るまでの食料の町内自給を視野に入れて、安全安心な農産物の生産供給体制の確立と、言い換えれば有機農業の推進によりまして、町民の有機農産物や環境にやさしい農産物への関心が高まり、そのものが必要とされる中で町内の地産地消による食の循環の仕組みづくりができないかと思うところであります。このことについての見解をお聞きしたいと思います。

○総務課長

町としましては、既に有機農業を実践しております農家とも連携をしながら、環境にやさしい農業を推進し関係機関と連携をしまして、更なる生産者や生産面積の拡大に努めてまいりたいと考えております。町内の地産地消を進めるため、町内堆肥製造施設の利活用、堆肥、ぼかし等の普及を図り、地域循環型農業の形成を進めてまいります。マルシェなどの開催とともに、町内の飲食店や商店、加工業者へ環境にやさしい地元農産物の PR とまた提供を拡大をしまして、新たな商品開発を促し販路を確立

するとともに、学校、保育園の給食食材としての安定供給も目指してまいります。これらの取り組みによりまして、安心安全な地元食材の安定供給の体制を確立し、地産地消で将来にわたり安心して暮らせる辰野町という、地域ブランドを確立することを将来展望と考えております。また、身近なところでは、自家用野菜への有機農業の取り組みも推進し、ご家庭で安全安心な農作物を食べていただくとともに、町内産の農作物や食材の積極的な購入についても促すことが大切と考えているところであります。以上です。

○林（10 番）

有機農業の推進にあたりまして多くの課題があることを理解いたしました。積極的な取り組みがされているということでございます。その中でやはりなぜ今、有機農業を推進するのか、特に先ほど話が出ましたPR資料や栽培推進の資料の作成を進め、有機農業推進に関する町民理解の醸成と有機農業推進の機運を高め、さらに有機農業のまち宣言にふさわしい取り組みを展開することを希望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。次に3といたしましてゼロカーボン宣言からの取り組み状況についてということで、この関係につきましては現状の取り組み状況について項目を一括して質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。全国各地で異常気象が発生する中、気象変動という地球環境の課題を解決するために、日本は2050カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すとてしています。これは2050年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにするということを目標とした取り組みだと理解しています。またゼロカーボンとは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を、森林などが吸収する量以下にすることで、実質的に排出量をゼロにするということですが、ゼロカーボンを実現するには、再生可能エネルギーの導入や、省エネの推進などにより二酸化炭素の排出量を減らすことが必要です。辰野町の令和6年度事業の重点施策として、子育て支援の充実と二酸化炭素排出量の削減の取り組みがメインテーマとなつて、事業を展開してきているものと思ひます。そこでゼロカーボン宣言をしてから、様々な取り組みをしていると思ひますが、まず宣言後の経過として、再生可能エネルギーの導入や省エネなどの具体的な推進状況と、そこから発生した推進上の課題についてお聞きしたいと思ひます。また体制づくりの状況ということで、ゼロカーボンの推進は多様な取り組みが考えられ、それらを町民の皆さんに情報提供し、具体的な取り組みを進めるには大変なことだと理解しています。このよ

うな中で、町として今後の取り組み計画をお聞きしたいと思います。そしてそれが町の経済の活性化や経済効果につながる推進体制づくりとなることができることがポイントだと思いますが、その体制づくりの状況もお聞かせいただきたいと思います。3番として具体的に取り組みとして、プラスチックごみゼロや食品ロスゼロの具体的な施策を盛り込み、体系的に事業の展開を図っていく必要があるのではないかと思います。以上3点まとめてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○総務課長

それでは私の方から最初の2項目についてお答えをしてみたいと思います。まずゼロカーボン宣言後の取り組みの経過と、それから推進上の課題、推進状況についてでございますけれども、1月に改正をしました辰野町ゼロカーボンアクション2023での2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言後については、次のような取り組みを行っています。町では、令和4年度に辰野町地域温暖化対策実行計画事務事業編を策定しておりまして、町の事務事業での温室効果ガス削減目標と取り組みについて定めて推進してきておりますが、3月には町民やまた民間事業者の皆さんを含めた町全体での計画であります、同じ地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定をいたしました。この計画では、2030年度までに基準年の2013年度との比較で、温室効果ガス65%削減を目標としておりまして、そのための取り組みの一環として、今年6月にはゼロカーボン推進補助金を創設し、太陽光発電設備や蓄電設備、電気自動車と充放電設備、LED照明等の地球温暖化対策設備を導入する場合の補助金を設けております。8月末までに既に59件の申請を受け付けたところであります。また、令和4年から実施をしております地球温暖化対策啓発イベント、ゼロカーボンアクションでございますけれども、今年で3回目を数えまして8月25日にときめきの街ショッピングモールを会場に実施をいたしました。予想を超える350人以上の方にご来場いただき、盛会のうちに終了できました。参加賞の方も実はなくなってしまったというような状況だったんですが、ご協力をいただきました事業者、各種団体、また辰野高校、西小学校の皆様に改めてお礼を申し上げたいと思います。このイベントを通じまして脱炭素の関心を高めていただいて、良い学びの機会にいただいたと考えているところであります。また、町では先ほど申し上げました実行計画の事務事業編に基づきまして、電気自動車の導入、公共施設の照明LED

化などを進めております。さらに、8月からは一部公共施設で発電の際に温室効果ガスを排出しない、カーボンフリーの電力についても導入を始めました。これらの取り組みによりまして、2023年度末時点で2013年度の対比で、温室効果ガス排出量16%削減を既に達成しておりますが、2年後、2025年度末には約35%の削減を達成する見込みであります。さて、推進上の課題であります、何といたっても財政上の問題が大きいです。ゼロカーボン推進補助金につきましては、当初予算で8,600万円を計上し、16項目のメニューを予定していたところでありますが、財源に見込んでおりました環境省の交付金7,100万円が全国からの応募多数で、また選考の基準もちょっと変わりまして初回不採択となりまして、現在は地域振興基金と一般財源を合わせた1,500万円の財源の範囲で、メニューも8項目に規模を縮小しスタートをせざるを得なかったといった状況であります。さらに、ゼロカーボンの取り組みの評価方法も課題と考えております。事務事業編で定める公共施設等につきましては、その目標については数値で明らかになっておりますけれども、区域施策編については町全体の削減量を数値で把握するすべがございません。ですので、評価が難しい点が課題として考えられますけれども、環境省提供の自治体排出量カルテというのがございます。これと合わせまして、補助金の補助件数などを基に評価をしたいと考えております。さて、今後の取り組み計画、地域経済の活性化につながる体制づくりという2点目についてお答えしてまいります。まずは地域レジリエンスソーラーシステムとしまして、現在民間事業者と共同で申請中の国庫補助事業がございます。これによりまして、来年度は、役場庁舎へ太陽光発電設備や車載型蓄電池設備等を導入するとともに、照明のLED化を進め、災害時における強靱化と併せまして、温室効果ガス削減を同時に進めたいと考えております。その他の公共施設についても、先ほどの実行計画、事務事業編に基づき、順次、電気自動車の導入、照明のLED化、太陽光発電設備の設置を計画的に進めていく予定であります。町全体では、町民・事業者向けの取り組みとしまして、ゼロカーボン推進補助金のメニューの拡充、ゼロカーボンアクション等による普及・啓発に取り組む予定です。地域経済の活性化ですとか、経済効果につなげる工夫としましては、このゼロカーボン推進補助金については、施工業者について県内業者に限定をしておりまして、地域内での経済循環を目指しております。さらに、ゼロカーボンアクションでは、町内外の事業者や各種団体の皆様にもご参加いただき、環境にやさしい地元の農産物や特産品などを含め、広くゼロカーボン製品のPRをすることで、

経済効果にも寄与していると考えております。今後もこうした取り組みを町民や各事業者の皆様の参加・協力を得まして、地域経済の活性化を図りながら次世代により良い辰野町を残すため、ゼロカーボンの取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○住民税務課長

議員ご質問のとおり、具体的な取り組みは重要だと考えております。既に辰野町地球温暖化対策実行計画、区域施策編の 40 ページからの 6-4「目標実現に向けた取り組み」では町が行うもの、事業者が行うもの、住民が行うものの 3 体系に分け、具体的な施策、取り組みを盛り込んで計画しております。その中でも企業や事業所の省エネルギー診断を実施し省エネ対策を行う、コンポストの活用など特に町が支援をするものに下線を引き取り組みを明確にし、わかりやすく取り組みやすいよう計画しております。また、45 ページから始まる第 7 章、アクションプラン緩和策にも、ゴミの減量化として、マイバッグやマイボトルを持参する、フードロスを意識した献立や調理の工夫など、具体的な取り組み、対策事例を掲載しております。この計画を住民の皆さんに広く広報し理解していただくとともに、各課横断的に情報共有する中で、ゼロカーボン実現に向けて取り組みを進めてまいります。

○林（10 番）

ゼロカーボン、脱炭素社会の実現には、やはり町民一人ひとりの理解と協力が不可欠であります。大きな課題ではありますが、改めてこの問題を意識し身近なことを自分でできることから始め、そしてそれが大きな輪になるような町全体で一体感を持って推進されることを願い、次の質問に移りたいと思います。次に辰野バイパスの期成同盟会の進捗状況についてということでございますが、これも 3 点一緒でお願いしたいと思います。去る 8 月 28 日に辰野バイパスの期成同盟会の総会が計画されておりましたけれども、台風 10 号の襲来が予想されたことから延期となりました。このときにお聞きしたいと思っていたこともありましたが、町を核とした辰野バイパス期成同盟会が結成されてから数日が経過したことから、期成同盟会のその後について関係者よりどうなっているのかと質問要望がありましたので、今回の一般質問とさせていただきます。ご承知のとおり国道 153 号線の通勤時、朝夕の交通渋滞は言うまでもありません。この渋滞に伴う課題も議会で幾度となく質問が繰り返され、ようやく辰野バイパスというような形になってきたものと思います。人口減少は見られるものの、

1人1台の車社会となり車の台数は増しているものと思われます。さらに春日街道が開通し、入口の道の選択肢は増えたわけではありますが、さらに分散したということで、それが国道153号線の羽場地籍に集中し、朝夕の渋滞がますます増えているものと思います。渋滞を避けた車が北大出では、山沿いの西側からの農道から車同士の辰野与地線にまわり、出勤時にはスピード超過の中で非常に危険な状態となっています。車同士の交換時には紙一重、一触即発の状態と言えます。北大出・羽場の集落内を通過する車も多く、児童の通学時間と重なってこれもまた極めて危険な状態です。事故がないから良いようなものの、大変心配な状況にあります。また一番懸念されることは、病人や火災等の災害によりますところの緊急車両の通過や、万が一の災害等の対応であります。命に関わる大きな問題となります。その責任はどこが問われるか、国や県ではなく地元ということになるのではないのでしょうか。あるいは自己責任で片付けられるかもしれません。事故や問題が生じないと動かないのが現実です。課題は承知しているし、何とかしたいのは山々でありますけれども、いずれにしましても今、何ができるのか情報を共有したいと思いますので、辰野バイパス期成同盟会の進捗状況、考える課題と対策、当面する今後の取り組み予定計画等、3項目挙げてありますが関連質問として一括答弁をお願いしたいと思います。

○町 長

はい。昨年8月25日に辰野バイパス期成同盟会を設立しまして、11月13日には伊那建設事務所の職員を講師に招いて、道路完成までのプロセスをお伺いいたしました。そこで本年度につきましては先ほど林議員ご指摘のとおり、8月28日に総会と合わせまして、伊那建設事務所長にご講演いただく予定でしたが、あいにく台風の影響を考慮して延期にいたしました。再度、日程調整を行いこの11月5日に改めて開催する予定となっております。続いて課題と対策についてのご質問ですが、国道153号線は南信と中信を結ぶ路線であり、重要物流道路、緊急輸送道路として指定されている道路であり重要な路線となっています。まずは現状を把握することで、現在の国道の特性や課題をしっかりと整理して、地域の皆さんの意見をお伺いする中で、地域で本当に必要な路線を検討していく必要があると考えています。今後の取り組みといたしましては、将来に向けた重要な路線となる道路であります。計画する道路の位置付けについて実現可能な道路となるよう、しっかりと伊那建設事務所と地域の皆さんと十分相談しながら取り組んでいきたいと考えております。

○林（10 番）

期成同盟会とは同じ目標の実現を目指す活動する人々の組織となっています。同じ目標の実現を目指して組織的に活動する人々の団体です。辰野バイパスの開通が同じ目標です。期成とはある物事を必ず完成させようと強く望み、互いに結束することだそうです。一刻も早い課題解決に向けて、ともに頑張りたいと決意したところであります。できることを少しずつやってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。最後の質問でございますが、新型コロナウイルスの現状と高齢化に対する新型コロナワクチン接種の無償化について、この関係につきましても一括でお願いをしたいと思います。最近の新型コロナウイルスの発生の状況、また高齢者に対しての新型コロナワクチンの接種の無償化は可能か、町としての今後の対応策はということで、新型コロナウイルス 5 類に移行して、徐々にコロナウイルス発症前の日常が戻りつつあります。人々も生活も社会経済も活発に動き出しています。コロナウイルスの蔓延時には連日のようにその情報が報道され、発症時の人数等毎日流れていました。そしてこの対策もマスクや手洗い、うがいなど個人対策まで詳細に流されていました。しかし最近ではコロナウイルスの発症情報等流れなくなり、その対策も弱くなっている現状であります。町として新型コロナウイルスの発生状況をどのように捉えているかお聞きしたいと思います。またここで令和 6 年 3 月 31 日をもって新型コロナワクチンの全額交付による接種は終了してきております。6 年 4 月以降の接種は原則有料となっています。現在特に 65 歳以上の高齢者の新型コロナの重症化の予防を目的として、この秋から各自治体による定期接種が行われるとし、自治体において設定した自己負担額がかかるとされています。その点についてお聞きをしたいというふうに思います。このような現状をふまえて、定期接種対象者として新型コロナワクチンの接種費用の無償化はできないもののでしょうか。また、町独自の自己負担額、軽減措置があるかどうかをお聞きしたいと思います。以上 3 点、全般的な形になりますがよろしく回答いただきたいと思います。

○保健福祉課長

まず発症の状況でございますが、伊那保健所の感染症情報によりますと、お盆明けの 1 週間は観測者、定点あたりでございますが 13.5 人、その前の週に比べて 2.5 人と増加しております。これは国の平均よりも上回っている数値でございます。今、議員おっしゃられましたように、市町村ごとの感染者数というものは発表されておしま

せんが、辰野町におきましても保健所の傾向と同様であると考えております。またワクチン接種でございますが、国から示されている情報がまだ不完全でございます、現在、上伊那市町村と上伊那医師会との間で決まった事項のみご説明申し上げます。全額公費負担から一部個人負担に変更されました。対象者は 65 歳以上町内は 7,167 名の方がおられますが、その方に加えて 60 歳から 65 歳未満で、いわゆる基礎疾患のある方が対象ということになります。国の試算によりますと、ワクチン接種にかかる費用は 1 回当たり 1 万 5,300 円程度とされており、そのうち 8,300 円はワクチン生産体制等緊急整備基金から助成されることになっております。残り 7,000 円のうち半額の 3,500 円を町が補助いたしますので、医療機関において自己負担額は 3,500 円となります。先ほども申しましたとおり、これは上伊那統一金額となっておりますので、無償化についてはできないということになります。接種期間でございますが、令和 6 年 10 月 21 日月曜日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に 1 回のみの接種となります。10 月上旬には対象者に予診票をお送りいたしますので、接種を希望される皆様におかれましては、辰野病院またはお近くの開業医にご予約をお願いしたいと思います。以上です。

○議 長

林議員挙手をしてください。発言は挙手をして、林議員もう時間になりますのでまとめてください。

○林（10 番）

ありがとうございました。新型コロナウイルス 5 類に移行しまして、一時的に縮小の兆しが見えたものの、情報として流れないだけでわからない部分がかなりございます。拡大傾向にあると先ほど話がございました。国、県と連携して早期発見、早期防除に努め、万全な対策を講じられるようお願いし質問を終了いたします。以上をもちまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は、11 時 25 分です。

休憩開始 11 時 08 分

再開時間 11 時 25 分

○議 長

再開いたします。質問順位 3 番、議席 7 番、向山光議員。

【質問順位 3 番 議席 7 番 向山 光 議員】

○向 山 (7 番)

今年も暑い夏の日々が続きました。その暑さの中で、6 月 23 日の沖縄慰霊祭の慰霊の日、8 月 6 日、9 日の広島・長崎への原爆投下、15 日の敗戦、終戦記念日、さらにそれらに 22 年先立つ 1923 年 9 月 1 日の関東大震災と、この時期、慰霊・鎮魂の日々が続きます。そして、それは単なる慰霊・鎮魂ではなく、歴史の中で二度と過ちを繰り返さないための誓いの日々でなくてはならないと考えます。その歴史の本質は、明治維新以降、我が国が行ってきた海外への拡張政策、欧米列強と伍していこうとして、植民地主義・侵略戦争を推し進めてきた結果としての太平洋戦争であり、諸外国とその国民に多大な被害を及ぼしたということを忘れてはならないと思います。もちろん先の大戦を始めとする明治維新以降、100 年足らずの間に相次いだ海外侵略の中で、我が国内の戦没者や犠牲となられた様々な方々、あるいは体や心に傷を負った人々へ心から哀悼の誠とお見舞いを申し上げなければなりません。それらの皆さんの犠牲の上に、我が国の近代化と今日の繁栄があることも事実であります。私の親族にも多くの犠牲者がおられます。それらの人々に対する非難ではなく、そのような事態を招いたことに対する過去から現在、そして未来へとつながる私たち一人ひとりの平和を希求する思いを確認し、行動していくことが求められていると考えます。日本では西暦 663 年の白村江の戦いから 1945 年までの間、蒙古襲来等太平洋戦争末期の米軍による日本への攻撃を除いて、外国との戦争はすべて日本が外国を侵略するものでした。もちろん、国内での琉球王国やアイヌ民族などへの抑圧の歴史も忘れてはなりません。いずれにしても戦争には被害者の側面と、加害者の側面が存在します。沖縄地上戦や東京大空襲、広島、長崎の惨劇、満州や朝鮮からの逃避行を語るとき、そこに至るまでの我が国による加害の歴史を忘れてはなりません。歴史を正しく学び、教訓を語り継ぐことが何より大切なことと考えます。そこで質問に入ります。歴史を正しく学び教訓を語り継ぐという上で、歴史的な事実や自然的な事物などをどのように集め、どのように調査保存し住民に知らせていくのかということが、大変重要になると考えます。文化財保護法で、文化財について有形文化財、無形文化財など 6 つの類型で示し、それらのうちで重要なものについて、国が文化財として指定する制度や、有形文化財については登録する制度があります。また、国指定文化財以外のもので重要なものについて、地方公共団体が文化財に指定することができることになっています。平成 31

年 4 月の文化財保護法改正で、地方における文化財保護について教育委員会ではなく、町長が事務を行うことができるようになりました。そのことについて私は、平成 30 年 12 月定例会において町の考え方を質問しました。教育長は「文化財は専門的な判断や技術的な判断が確保されなければならない。政治的中立性、継続性、安定性の確保も求められている。学校教育や社会教育との連携も大事である。これらの担保を確実にしながら制度設計をすべきであり、今後も文化財保護に関する所管は教育委員会とすることが適切だ」と答弁されています。そこで、辰野町における文化財行政の所管について、町としての考えを改めてお聞きします。

○町 長

はい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例として、文化財保護業務を地方公共団体の長が管理し執行できることとなっており、この特例を使って長野県をはじめ市町村でも組織の移管を行っていることは承知しております。文化財行政の所管に関する認識につきましては、教育長と同様、当該業務につきましては専門性や中立性、学校教育などとの連携を考えた場合、所管は教育委員会とすることが適切だと考えております。従って移管については考えておりません。

○向 山（7 番）

改正当時の文化庁の資料によれば、この制度改正の目的は地方文化財行政の推進力強化であるとしています。文化財保護の所管が教育委員会であろうと、町長部局であろうと、地方における文化財の保護と活用が強く求められていると考えます。また、文化財保護法では、文化財保護のための条例の制定、改廃その条例に基づく文化財の指定や解除について、文化庁への報告を義務付けています。条例の制定、改廃まで国に報告することを義務付けているという組み立ては稀であると考えます。国と地方の齟齬のない、ある意味体系的に整った行政が求められているのだと考えます。いずれにしても、教育長が答弁されている文化財保護行政における専門的、技術的な判断の確保、継続性・安定性の確保ということは、最も重要な視点であると考えます。それを担うための組織や職員の確保に関する現状と課題についてお聞きします。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。文化財を保護するためには、専門的な知識や本質的な価値を見出す視点が欠かせません。そのため、この辰野町でも文化財保護審議会委員を委嘱し、様々な観点から調査研究を行っていただいております。

また、教育委員会事務局の職員においても、当然専門的な知識が必要となることから、そのための資格を持った人材の確保が求められます。近年、全国的な傾向でもありますが、このような専門的な知識を持った人材の確保というのが極めて難しくなってきた部分がございます。文化財保護行政の将来がこのままいきますと危ぶまれている、そんな気がするところでございます。一方、辰野町においてのこの喫緊の課題についてはですね、一例を挙げますと辰野町の歴史を調査することに欠かせない、例えば江戸時代などの古文書ですね、これが町内各所に個人所有として保存されておりますけれど、これが代替わりなどが起こりますと、その文書の価値が伝わらずに廃棄されてしまうなどして消滅してしまう、そんな案件が発生していることでございます。そこで教育委員会に相談が寄せられた場合は、職員が現地に赴き保存すべき資料があれば引き取り保存するように努めております。近年、そのような文書が増加してきております。このこと自体は大変ありがたいことですが、増加しているこの文書に対して今度は教育委員会事務局側ですね、この文書を整理をする職員がおらず、文書を引き取ってもその整理が追いつかない、貴重な資料の活用が進まないというこんな事態も発生してきております。また、埋蔵文化財に関しても非常に専門性の高い業務であり、大学で考古学を専攻したものでなければ従事できない業務であるため、担当職員の後継者の確保というのも大きな課題となっているというふうに考えております。以上です。

○向 山（7 番）

ここで少し戦前の状況について述べたいと思います。陸軍研究所が発足したのが、1919 年、大正 8 年です。新宿から川崎市登戸の実験場へ移転を開始したのは 14 年後の 1936 年、昭和 11 年、その翌年 7 月に日中戦争が始まり、12 月には南京を占領、翌年 10 月には武漢を占領しました。しかし、戦争遂行の見通しを失い、長期持久戦へ突入せざるを得なくなりました。その翌年 1939 年に第二次世界大戦が始まりました。この時期に研究施設は登戸出張所、通称登戸研究所と改称されました。1941 年には国内では登戸研究所によって本格的な偽札製造が行われ、満州国や日本軍占領地で 731 部隊や登戸研究所の所員が人体実験を行っています。真珠湾攻撃によって日米開戦となったのはこの年です。翌年にはミッドウェイ海戦で大敗。さらに翌年、ガダルカナル撤退と続く中で、登戸では風船爆弾が開発されています。1944 年 7 月サイパン陥落、これにより 11 月には米軍による日本本土襲撃が本格化しました。この間、9 月に登戸

研究所の地方への疎開が決定し、風船爆弾による米国本土への攻撃が始まりました。1945 年に入り大本営は本土決戦の準備を本格化し、登戸研究所の長野県への移転などが始まりました。上伊那では宮田村に本部が置かれました。そして東京をはじめとする各地への空襲、沖縄の地上戦、広島・長崎への原爆投下などを経て日本は降伏しました。国外での戦況と、国内での対応の落差には愕然とするものがあります。終戦を迎え、登戸研究所では直ちに関係文書や実験器具・器材等の証拠の隠滅が支持され、その指示文書そのものも廃棄することが指示されました。実はこの指示文書が残っていたのです。行政文書、公文書はその当時何が起こっていたのかを検証し、将来への教訓としていくために最も重要な文書、一次資料であります。辰野町では、合併前の旧町村役場において、当時の文書はほとんど残っていないようです。無くなってしまったものはどうしようもありません。だからこそ、今ある公文書、これから生ずる公文書をいかに保存していくかは、今のそしてこれからの行政に問われることであります。そこで、行政文書や公文書の収集・保存・研究・公開について、公文書館のようなものを設置する考えはないかお聞きします。

○学びの支援課長

それではお答えいたします。公文書等の管理に関する法律では、その目的として、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が、全うされるようにすることを目的とするとあります。公文書等が歴史的資料として保存すべき資料に該当するかどうかは、高い倫理感や専門的な知識を持つ国立国会図書館長に認証された資格を持つ、アーキビストと呼ばれる人による評価選別が必要となります。評価選別された公文書等は、政令で定められた保存年限が過ぎると、歴史資料として公文書館等に移管され保存されることになります。現在、行政が利用している行政文書等は、地方自治体においては、いわゆる情報公開法に準じる条例により管理され、行政の諸活動を国民に説明する責務が全うされるために公開されるのに対して、公文書館等に保存された公文書等については、公文書館法に準じる条例による管理となりまして、歴史資料として歴史に関する調査研究を目的として公開されるということで、公開の目的も違っております。いずれにしてもアーキビストによる評価選別が行われなかった場合、また評価選別された歴史的な資料であっても保存年限が過ぎ、それらの文書を保存す

る期間がなければ廃棄されてしまう恐れがあり、たとえ保存されていたとしても公文書館等に移管されなければ、法律に定められた歴史的資料としての公文書には該当せず、公開することが困難な状況になる可能性があります。公文書館等の機関を設置し、歴史的な資料である公文書等を公開することは、辰野町の歴史を語る上でも、これは議員もおっしゃってるとおりです。行政の施策等を現在及び将来の町民が検証し、適正に行われていたことを説明するためにも、さらに住民の知る権利を保障する観点からも非常に大切なことだと思います。教育委員会としましては行政機関等が作成した文章の保存のため、公文書館のような施設を設置するということを考えておりまして、その設置するための委員会を立ち上げようとして検討を始めているところです。以上です。

○向 山（7 番）

行政側の保存の目的と、それから公文書館等で保存する目的の違いまで説明をいただきましてよく理解できたと思います。委員会を検討していくということですので、その進捗に期待したいと思います。人員の確保、文化財の保護活用について、辰野町としての方向性をきちんと示していく必要があると考えます。平成 31 年の文化財保護法改正によって、文化財保護活用地域計画の策定が定められました。この地域計画について策定、または文化財保護指導員の選任を検討すべきであると考えますが、町としての見解をお聞きます。

○学びの支援課長

お答えいたします。文化財保護活用地域計画というものは、各市町村において取り組んでいく目標や取り組みの具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランです。文化庁によれば、この計画で策定された将来的なビジョンや具体的な事業の実施計画に基づいて取り組むことで、継続性や一貫性のある文化財の保護・活用が一層促進され、併せてこの計画を周知し地域住民の理解を得ることにより、地域、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存活用を図っていくことが可能となるというふうにされております。市町村が策定する文化財保護活用地域計画は、県が策定する文化財保護活用大綱の基本的な方針に基づいて策定することとなっております。長野県では今年度、文化財保護部局が県教育委員会から県文化振興課に組織改編されましたが、教育委員会当時である昨年 12 月から今年 1 月にかけて、この大綱の原案に対するパブリックコメ

ントを募集しており、組織改編後の今年度から受け付けたコメントについて内容を検討しているというところであるそうです。辰野町においても、この地域計画については策定しなければならないと考えており、策定する時期について、県の大綱の動向や、現在取り組んでいる文化財保護事業との兼ね合い等を考え合わせ、実施時期を検討しているところです。また、ご指摘の文化財保護指導員の選任につきましては、現段階では、文化財保護の保存活用の推進において、文化財保護審議会や、必要に応じて選任する調査委員で対応できているということになりますので、今後、文化財の保存活用上必要な状況になった場合は選任を検討したいと考えております。

○向 山（7 番）

文化財保護審議会あるいはそれに関係した皆さん、大勢人材はいるかと思ひますので、ぜひ人材に対して活用という言い方は大変失礼でありますけれども、有効にお願いをしたいと思っています。旧登戸研究所のことについてもう少し述べたいと思います。上伊那に疎開してきた同研究所の実態について、6 年前に市民による登戸研究所調査研究会が発足して調査が進んでいます。原点は 35 年前に赤穂高校生が始めた研究が原点と言えます。現在ではシンポジウムなどが行われ、調査結果が報告書として発行されてもいます。公共施設や住民などから提供されたり、発見されたりした資料も多く収集され、この 10 月には資料館が開設されます。このことは大いに注目され、参考にされるべきことであると考えます。私も少し関わらせていただいておりますけれども、今年のシンポジウムと展示物の説明会に参加していたところ、青酸ニトリウムこれは帝銀事件で使用されたという有力な説がありますけれども、この青酸ニトリウムの展示資料の前で 1 人の老人がしきりに私に話しかけようとしていました。聞いてみると「俺はこのときの青酸カリを学校で運んだんだ」というのであります。今、90 歳、小学校のときの体験だとのことでありました。新たな証言者の出現でした。資料を公開展示するということは、それに関係する多くの人々に関心を引き起こし、新たな証言や新たな資料の発見に繋がるということをまざまざと経験しました。太平洋戦争に関して辰野町では「草の根の語る私の戦争体験」以前にもお示ししましたが、こういう大変貴重な記録集があります。当時、戦争の遺構としては大城山の監視哨があります。また沢底では爆弾が投下され、その落下跡や爆弾の破片が保存されています。東小学校の児童の学びに使われています。さらに沢底では在郷軍人のための射撃場の跡も残っています。そこで「草の根の語る私の戦争体験」の復刻版の発行が望ま

れますが、せめて CD 版の作成、頒布することを提案します。考えをお聞きします。
また、終戦から 80 年を迎えようとしており、体験者が少なくなり大変高齢化している今、戦争の体験の保存や戦争遺物証言の収集、保存、調査を強く求める強く進める必要があるのではないかと考えます。お考えをお聞きします。

○議長

事前に通告はございませんが、事前通告いただいていますか。通告書には書いてないですけれども、この 2 番に含まれるってことですかね。

○学びの支援課長

お答えいたします。「草の根を語る私の戦争体験」は、昭和 60 年から 16 年間にわたって辰野町有線放送の公民館の時間で放送した、私の戦争体験のテープをもとに文字起こしをして、平成 15 年に発行された冊子です。この冊子には、戦争体験した住民約 120 人の生の声が掲載されています。終戦から 80 年が経ち戦争を体験した方が減少する中、戦争に関する生の声を聞く機会が減っているからこそ、この冊子の重要性が増しているのではないかというふうに思っております。議員が先ほどご提案をしていただきました冊子の CD 化ですけれども、実際に本を再発行するとなると、時間的、予算的に非常に難しいかと思いますが、冊子をスキャニングしてデータを制作するという点に関しては比較的簡単に制作可能かと思しますので、まずは冊子をスキャニングしてデータ化をし、その後の取り扱いにつきましては公民館で制作したものですので、公民館運営審議会で検討していただきたいというふうに考えております。また、議員ご指摘のとおり戦争体験者が高齢化しているということは、戦争の悲惨さや理不尽さを肌で感じる機会が減少していることにつながり、今後どのように戦争について学ぶ機会を設けるのかということが課題になってくるというふうに思います。残念ながら戦争体験を語れる方を見つけることは難しいかというふうに思いますが、戦時中に起こった事象を記録したり、次世代に引き継ぐためには町内に残された戦争に関する資料などを収集し、公開することも必要ではないかというふうに考えておりますので、そのような取り組みができないか検討してまいりたいと思っております。

○向山（7 番）

はい。次の質問に移ります。未来につなぐ辰野町の森ビジョンが策定されました。多面的な機能を有する森林をどのように管理していくのかという視点で書かれたものでありますけれども、森林管理を巡っては事業者・人材の確保、木材流通の確保、

経費の確保等多くの困難を克服して、持続可能なというよりも、まさに持続して健全な森林を維持することが重要であると考えます。かつて私の質問に対して、町長は「森林は成長戦略になる」ってというような答弁をされています。その成長戦略云々はともかくとして、まさに 50 年、100 年にわたって、健全な森林を維持するために、それを担う林業の活性化が求められています。森ビジョンをさらに具体化していくことについて、どのように進めていくのかお聞きします。

○総務課長

森ビジョンは、2074 年、50 年先の将来を見据え長期的な視点に立って森林を維持活用し、次世代に引き継ぐために必要な基本方針や短期の実施方針、長期にわたって取り組まなければならない事項を取りまとめたものであります。短期目標年であります 2030 年に向けての短期重点項目 6 項目、防災・減災の森林整備、松くい虫対策、獣害対策、2050 ゼロカーボンに向けた整備、森林レクリエーション・環境教育の推進、森林経営と木材利用の 6 項目でありますけれども、これと合わせまして長期に取り組む事項 6 項目、森林所有者の認識向上、境界の明確化、集落有林、生産森林組合、適正な森林整備、マツタケ・木材利用の基本方針等に示されました内容、取り組みに沿って役場といいますと各課の関連する事務事業や、また町内の個人・地域・各種団体等の活動を展開していくことになります。町では総合計画というのがございますけれども、いわば森林の維持活用の視点に立ったまちづくり総合計画と言えるものでありまして、これらの取り組みが、全体が林業の活性化につながってくるものだと考えます。そうした位置付けでありますので、今後、森ビジョン推進会議を立ち上げまして、毎年これら事務事業や民間も含めました活動の実施状況と、その成果をふまえて各項目について進捗状況等を評価検証しながら、必要な取り組みの追加、変更等を検討し実施して進めていく予定であります。また、この森ビジョンについては、新たな課題、大きな状況の変化等が生じた場合については、随時必要な見直し等も行っておりま

○向 山（7 番）

森ビジョンに書かれている内容そのものかなと思います。具体化はこの委員会を立ち上げてっていうことに、推進会議ですか立ち上げてっていうことになると思いますが、以下小項目の質問にまとめてお聞きしたいというふうに思うわけですが、森ビジョンを進める上で森林経営管理制度があります。森林経営管理制度の進め方と

その元になる意向調査については、また細部はまた直接お聞きしたいと思いますけれども、その意向調査をして具体的に町あるいは森林業者に委託をして管理をしていく、そういった仕分けとか、それに基づく計画っていうのは、いつの時点でそういう検討が進められていくのか、つまり意向調査と並行してやっていかなければならないのではないかと考えてますが、そのあたりのスケジュール感みたいなことについて簡単にお答えいただければと思います。質問で言いますと、どういうふうに意向調査の集計が終わったところで、経営管理をどのように進めていくのかっていうところです。そのこの検討についてどのように考えているのかっていうことですが。

○総務課長

それではお答えをしたいと思います。事前に通告をいただいた森林経営管理制度の進め方の中で、どのように判断をしてどのように進めていくかといった部分のところなのかなと考えております。まず経営管理に適しているかどうかを判断をしていかなきゃいけないところなんですけど、これについては画一的な基準はございません。森林経営計画の樹立の可能性や造林補助金等補助金の活用可否、路線の整備状況等をふまえた上で、県の林務課と相談をしながら判断をしていくことになるかと思います。それから経営、実際のその受けられる林業経営者がいるかといったお話もいただいておりますけれども、町から経営管理を再委託できる林業経営者自体は、地域に存在していると考えております。実際のケースでは、県や林業事業体と協議しながら確保していくことになるかなと考えております。あとちょっとご質問よりも超えてしまうかもしれませんが、林業経営者といわゆるマッチングをしていくわけでありませうけれども、さらにそもそも森林経営に適さないといったケースも考えられます。こういうようなケースでは、町が管理することになりますけれども、そうした場合は、ほとんどが路網の整備が付されていない森林であることが想定されます。このため、施業は間伐が基本となっていることが予想されます。計画については、町が施業の方針を定め、所有者と同意を得て立てていくことになります。経営管理制度に基づく森林整備につきましては、基本的には意向調査が完了し、施業の準備が整ったところから進めてまいります。また年数の判断という部分があろうかと思いますけれども、これについてはそれぞれの当該森林の目標とする、いわゆる林型によって変わってまいりますので、想定される施業の回数、種類等異なっておりますので、それらをふまえ所有者の方の同意のもと設定をしていくこととなります。以上です。

○向 山(7番)

申し訳ありません。ヒアリングのときにはかなり細かく聞いてしまったものを、まとめて答弁をいただいたので、ちょっと答えにくかったかもしれませんが、私の言いたいのは要は今、意向調査をしているけれども意向調査をした次にどういうふうに進めていくかというビジョンがないと、意向調査の結果だけが山積みになっていってしまうのではないかと、従って意向調査をしながらある一定程度の中で、意向調査をしたものを前へ進める、そういう段階を考えていかなければならないだろうという提案をしたかったところであります。松くい虫対策についてお聞きしたいと思います。被害市町村の指定について指定を受けるべきではないか、あるいはそのメリット、デメリットについてお聞きしようとしたのですが、少し時間の関係がありますので、町として前にも少し申し上げたんですけども、この経営管理意向調査に合わせて松くい虫の発生した場合に、事前に同意を得るっていうようなことが有効ではないかということをし少し提案を申し上げました。この点について検討してるかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長

事前同意につきましては、所有者が代替りをしていた場合や内容を理解せずに回答していた場合も想定されますので、その対応など管理上難しいとの判断から、当面は林地台帳の所有者に対して送付しております森林経営管理制度の意向調査に合わせて、辰野町でも松くい虫の被害が広がっていること、それに対する対策への協力を求める啓発の文書を同封することで、対応をしてまいりたいと考えております。これによりまして、まずは、松くい虫被害に対し理解を深めていただき、枯損木が発見された際に改めて承諾をお願いすることでトラブルが少なく、円滑に同意が得られやすいと考えているところであります。以上です。

○向 山(7番)

森林経営管理意向調査はこの調査の対象が所有者本人と配偶者、それから子どもまで一親等ですねっていうふうになっていまして、松くい虫の枯損木の対処については権利者にたどり着いたり、その同意を得るのが難しいということが、これまで何回か答弁にありました。そこにたどり着くとかそのアクセスの方法として、私はこの経営管理意向調査に合わせての調査、同意を得る、あるいは今答弁あったように協力を求めるということでも有効だろうと思うんですが、そういう啓発が大事だというふ

うに思います。それで松くい虫についてもう一点だけお聞きしたいというふうに思います。前回の私の一般質問でいわゆる被害状況の見える化をしました。幹線道路だとか主要道路から近いところに被害が集中しているわけですから、そういったところあるいは標高 945 メートル以下だとか、そういった 1 つのメリハリをつけてですね、今はその段階ではないけれども被害が拡大したときにですね、メリハリをつけて対応していく、そしてその対応すべきところに対して優先的に緩衝帯施業だとか、樹種転換をしていく、こういう合意形成を図っていく必要があるだろうと思うんですが、そこら辺についてはぜひ、松くい虫対策協議会等での協議も必要でありますけれども、専門的な知見を得て町としての方針を、基本的な考え方を固めていく必要があるだろうと思いますが、この点について答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長

松くい虫対策協議会の会員として、信州大学の専門の先生や地域振興局の担当の方もいらっしゃいます。これらの皆さんのご意見をいただきながら、方針等について検討してまいりたいと思います。

○向 山（7 番）

次の質問に移ります。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性支援新法というふうに私は略しておりますけれども 4 回目の質問になります。私の質問の焦点はですね、人材の確保をどのようにするかということと、それから計画の樹立が必要ではないかと、この 2 点であります。相談支援員の配置については、町単独で配置するのは困難であるというふうに私も考えております。相談支援員については専門性、経験値、洞察力、コーディネート力、ネットワーク力、共感力、これ何回も申し上げてきたけれどもこういった経験を積むことが大事であり、なおかつその任務を達成するためには、常勤の正規職員が必要だろうと、これはやはり県的なレベルでの配置が必要ではないかというふうに考えております。そこで 6 月議会では課長からこういった過程について機会を捉えて要望していきたいとの答弁でありましたが、その状況、それからそもそも県から説明会などがあったのかというようなことを含めて、現況について答弁をいただきたいと思います。

○保健福祉課長

今年度に入りましてから県からの説明、一度ございました。その内容は、県の基本計画の目的それと策定の経緯でございます。これは昨年 12 月の答弁でも申し上げた

内容と同様でございますので、詳細は省略させていただきますが、現状の課題ふまえて基本目標について、広報周知の強化や一時保護機能や自立に関する支援の充実、体制連携強化が掲げられております。その中で、困難な問題を抱える女性が、まずは心身の健康の回復、自立して生活するための多様な支援を複数の機関で連携して、継続的に行っていく必要がある、そんな説明の内容でございました。そのためには、女性相談支援員が重要な役割を担っておりまして、十分な人員配置が必要と考えておりますが、当町におきましては専門の相談員を配置することは困難でございますので、県において十分な人員配置をしていただけるよう要望をしていく、そんなふうに答弁をさせていただいております。県からは説明会とは別に各種アンケート等多数きておりまして、その都度、女性相談支援員の配置について要望を上げております。今後におきましても引き続き要望を上げていきたいと考えております。

○向 山（7 番）

県では今、県に 12 人それから 19 市に 25 人、計 37 人相談員がいるっていう、これは厚労省や県の計画の中で人数示されています。その後の厚労省の資料でいくと、19 市 25 人のところが 3 人増えたのかな、現在、長野県で 40 人ということなんですけど、厚労省の資料ではこれ全員が非常勤ということになってますので、そういうことかというと、相談に対する即応性がタイムリーにできるのかどうかということ、非常に疑問を持っているところであります。もう 1 つの質問はですね、町における基本計画の策定についてということでもありますけども、この間、様々な場面で申し上げてきましたけども、行政を進める上で公正・公平・適正な対応をしていくということについては、一定の基準が必要だろうと思います。基本計画ということになると大変労力もかかることでありますけれども、例えば、相談者が来たときにどのように対応するのかの、マニュアル的なものはぜひ必要だろうと思います。特に私も先日学習会があってお聞きしたわけですが、DV に関わるシェルターが必要だというような非常に切迫したような事態のときにですね、役場の中でどうしようどうしようってやってたら、これは相談者に対して信頼感を得ることができません。最初の対応のときにきちんと信頼を得て対応していく、しかも自立までこぎつけるためには長期的な対応が必要になるわけですが、とにかく最初の対応が一番大事だろうと思います。そのときに間違いのない対応、もちろん完璧でなくてもいいんですけども、できるだけ寄り添った対応するためのマニュアルっていうものは、ぜひ必要だろうというふうに考え

ます。それから、要綱、計画へ広げていけばいいわけでありますけども、明日、こういう該当者が来たときに右往左往しない、そのためのマニュアルづくりについて、考えをお聞きしたいというふうに思います。

○保健福祉課長

窓口の相談内容を見ますと、以前に比較すると複数回にわたる案件、また、辰野町だけではなくてその県の出先機関や他市町村に渡る、そういった問題を抱えている方が増えてきたように思います。中でも女性の相談者は増えているのかなという印象でございます。辰野町におきましては、女性専門の窓口を設けているわけではございませんが、課を超えて複数の課が協力し必要に応じてほかの機関等も含め、その方への支援策を協議しながら対応を行っております。その中で例えば DV に関しましては、10 年前から関係課で連携しながら対応を行ってきております。ただ、職員の異動に伴い少し曖昧になってきている部分もありますし、また制度的に変わっている部分もございますので、これを機にマニュアルを整備していきたいと考えております。議員がおっしゃる基本計画につきましては、以前から答弁しておりますとおり、現段階において策定する予定ではございませんけれども、マニュアル等の整備を通して、横の連携を密に対応してまいりたいと考えております。

○向 山（7 番）

相談の内容が多様化してきているっていうことは、役場だとかほかの外部の組織でもそうですけども、お見えになった方が誰がその相談を最初に受けるかわからない、いう状況が想定されます。だからこそマニュアルにして共有化していくことが大事だろうというふうに思います。特に女性支援新法では、今までの生活保護の延長ではない、基本的人権に沿った本人の自立に向けての本人の意思に基づいた、最適な支援というのが求められていますので、そこに沿った形でのマニュアルができることを求めておきたいと思います。最後に板沢地区最終処分場計画について質問をします。計画が明らかになって丸 8 年が経過しようとしています。前回 31 回目の質問のときに質問通告の新聞報道も、その後の一般質問の新聞記事でも板沢の問題が取り上げられなかったものですから、どうしたのか解決したのかというような声がかかりました。改めて皆さんの関心の高さを感じたところであります。6 月以降、町として報告すべき事項があるかどうかをお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。お答えいたします。前回の議会での向山議員の一般質問にお答えしたとおり、これまでの長い道のり、期成同盟会の皆様の強い思いとその負担、町としても膠着状態を抜けて一刻も早い解決を望んでいる、その気持ちに変わりはありません。全面解決、円満解決となるよう引き続き取り組んでまいります。以上です。

○向 山（7 番）

先ほど申し上げたように、私のところにもその都度の状況を問い合わせる声もあります。私としては竜東地区のこの期成同盟会の副会長という立場もございますけれども、本日傍聴席にもお見えになってる皆さん、それぞれこの 62 年前になりますね、1962 年の諏訪市の上上野地積でのし尿投棄問題に、その問題を経験をしている人間であります。そういう人間としてもこの問題については私の使命として、きちんと解決まで向き合っていきたいというふうに思います。本日の一般質問の冒頭で歴史に学ぶっていうことを申し上げましたけれども、今、申し上げた過去の教訓をきちんと学び、そして語り継ぐということが、この問題でも大事だろうと、つまり問題が解決すればそれでいいということではないというふうに思っています。そんなことを申し上げて、私の本日の一般質問を終わりです。

○議 長

ただ今より、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は 13 時 15 分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12 時 14 分

再開時間 13 時 15 分

○議 長

再開いたします。質問順位 4 番、議席 1 番、古村幹夫議員。

【質問順位 4 番 議席 1 番 古村 幹夫 議員】

○古 村（1 番）

9 月 1 日は防災の日、また昨夜の雨は本当に天井を打ち付けるあの雨の音っていうのは、過去この何年かで大きな大雨災害を経験した私たち辰野町民にとっては、ああいった音を聞くたびに何とも言えない胸騒ぎをする、そんな夜を過ごしました。また、先月には南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意ということで初めての情報が出されました。常に私たちはこの災害と向き合って生きていかなければならないということでございます。3 年前の武居町長 2 期目の公約の中で、大きな災害を経験する中にお

いて、武居町長はこの町を災害のときにお互い力を出し合って支援していく、そんなチームを作りたいというような公約を掲げられました。そのあとに私も何回か質問をさせていただきまして、辰野助け隊「TTT」いい名前ですね。こうしたチームが発足しました。本当に武居町長のいろいろな思いが形になりつつあるのかなというふうに思っております。先日の新聞において、正式に結成式というかそういったものが行われて、新たに10数名の方が参加してチームが発足したということでございます。私たちにとって非常に心強く感じるころではありますが、一方で、例えば既存の防災組織、自主防災組織であったり、あるいは区または消防団などの既存の組織との関わり方がどのように関わっていくのかということは、多くの町民の皆さんが心配しているのか、関心を寄せているところなのかなというふうに思っております。この組織の位置付け、また他の防災組織や区との関わりについて、どのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

はい。今から18年前、平成18年7月の豪雨災害そして3年前の令和3年8月の大雨災害では、辰野町民の尊い命を奪われ、町内の随所で発生した被害で町は大混乱の状態となりました。これらの自然災害から得た教訓をもとに様々な対策を講じてきましたが、一番必要と考えていた災害発生時の初動体制を担うチームであり、町長2期目の公約にも掲げさせていただいたところでもあります。大災害が発生した際、行政や地域での初動体制に限界があることから、各地区や避難所等の状況把握とともに、避難所開設など各地区の応急対策を支援するためのチームで、その名も辰野町災害支援チーム辰野助け隊、頭文字から「TTT」と名付けました。各区や地域にも自主防災組織や従来の防災体制がありますが、それらの体制と並行して、町の災害対策本部や地域の活動を補う形で、各地の情報収集や連絡等を行う役割を担う方々として、町の防災総合コーディネーターの有賀元栄氏をリーダーに区役員や消防団、赤十字奉仕団など防災活動経験者で、地域の実情に明るく防災経験豊富で人望のあるメンバーを町内に広く配置することを前提に、私が直接選任してチームを編成した次第であります。

○古 村（1番）

今回、新聞紙上で拝見する中において、様々な立場の方が参画していただいているというふうに見受けられました。その皆さんに対しての期待される役割、それから今後当然できたからおしまいではなくて、今後さらにいろいろな形で発展していった、

もっともっと信頼される組織になっていくんだろうなというふうに思っております。今後期待される役割であるとか今後の展開をどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

はい。チームの役割として3点のことをお願いしています。1点目は災害時の情報収集と伝達であります。大災害が発生またはその恐れがある場合、被災地区あるいは避難施設等に出向き、現地の情報を収集し町の災害対策本部へ報告いただくとともに、必要に応じ町からの連絡事項を地元関係者に伝えていただくことであります。2点目は、避難所の開設支援であります。避難指示が出て避難所が開設された場合には、メンバーは住民の1人として避難した避難先の状況を報告するとともに、地区の要請等必要に応じ、チームリーダーや町と連絡を取り合い、開設運営を支援していただくこととなります。3点目として、メンバー各自の防災資質の向上をお願いしています。平時はチーム内での情報交換、研修参加などで防災に対する各自の資質向上と、地域の防災意識向上に努めていただくこととしています。今後の展開としては、近日中にリーダーを中心に意見交換や情報共有をする機会を持っていたいただくことから、本格的に活動をスタートしていただく予定であります。地域の実情に明るく、防災経験等豊富な皆さんでありますので、各自日々研鑽を重ね住民に寄り添えるチームを目指していただきたいと期待しているところであります。また今後の状況を見てさらにメンバーの増員も検討してまいりたいと考えています。以上です。

○古 村（1番）

何人かの人が先立ってこういった形をスタートしていく、そうすると私もやってもいいのかな、俺もやってみたいな、そういう人が増えてくるかもしれませんそういったところに期待したいところではあります。一方で活動がスタートするというときに、やはり私たちが心配するのが、実際に活動していただく皆さんに、例えば避難所を開設するその現場に向かう最中に何かの倒木等にあった、あるいは落石にあったなどで怪我をしてしまった、あるいは最悪、生命の危険にさらされてしまったということになってしまうと、非常にちょっと私たちとしてはそこんところが大きな心配であるところですね。消防団員である場合には公務災害ということの中で、補償の範囲になってくるといふふうに思います。こうした辰野助け隊、こういったところに所属する隊員の怪我などに対する補償を、私はやはり明確にしておく必要はあると思うん

ですね、その辺はどのようにになっているか教えてください。

○町 長

はい。メンバーにはまずご自身とご家族の安全の確保を最優先とした上で、無理のない範囲で活動をお願いしていますが、災害現場が活動の場となりますので、あってはならないことですが怪我等をする恐れもあります。このため要綱で災害時の活動に対し、消防団員に準じる報酬を支払うことで、辰野町消防団員等公務災害補償条例に定めるところの補償ができる制度としました。

○古 村（1 番）

はい。その点に関しては非常に安心したところであります。できればまたさらに一歩進んで、今の消防団員に対してはその消防車両ではなくて自分の車で移動した際に、万が一その車に損傷があった場合、例えばパンクをしてしまったとかそういった場合には、最大 10 万円まで補償されるような保険の制度もあるみたいですので、そういったものにも加入ができるようなことも、今後検討していただきたいなというふうに思っております。いずれにしても経験は豊かといえども、やはり組織としてしっかりとしたものがないと安全を確保できないわけでありますので、町長自ら中心となって立ち上げた組織でありますので、最後までいろんな部分で面倒見ていただきたい、こんなふうに思っております。続いての質問になるわけですが、やはり防災減災の取り組みについてということになりますが、今、辰野町で使っている無線、防災無線は各地のスピーカーから流される同報系の無線と、それから役場の職員の皆さんであったり、あるいは消防団員が使っている移動系の無線というものがあります。今から 10 年ちょっと前ぐらいでしょうかね、すべてが更新されました。更新されたときに、これはすごいものを整備したなっていうのが正直感じたところであります。従来のアナログの無線機であった場合には、見通しのきく範囲でしか電波が届かなかったというところでありますけども、今、辰野町が採用している無線機は、大城山に設置されている基地局それから川島・小野に設置されている中継局等を用いる中で、ほぼ不感地帯なく更新ができるということで、これすごいものを整備したなというふうに考えております。またこの無線機、非常に機能が高機能なものであって、例えば指定された人のみとお話をするというようなこともできますし、あるいは番号を入力することによって役場庁舎内の、あるいは出先機関との内線電話として用いることができるということで、非常にこれは素晴らしいものだったなというふうに思っております。当然、

無線機 1 台あたりの金額も高価だったんだろうなとふうに思っております。一方で、実際に現場で使っていたものとして使いにくさというのも正直あったんですね。従来の無線機というのは、多分皆さんも経験があったと思うんですけども、無線機っていうのは子どもの頃に憧れた学研のトランシーバーから始まって、横にある PTT このボタンを押すことによって交信ができるものだったんですが、今、町が採用している移動系の無線機は、一度基地局に対して通信の許可をもらうそして PTT を押す、これによって初めて通話が開始できるというような仕組みになっておりますので、やはり緊急を要するような災害現場によって、特に消防団員が 1 秒一刻を争うような場合、避難を勧告するあるいは放水を始める、放水を止めるそういったものに用いるには若干タイムラグが生じてしまって、使いにくさもあるのかなというふうに感じています。また今後懸念されることとして、やはり 10 年経過してくることによって、保守的な部分というものの、例えばバッテリーの劣化であったりということも心配されますので、その更新ということも心配されますし、それから先ほどお話をした辰野町の防災無線の良さである基地局、中継局これが駄目になってしまうと、例えば町長と私の間で無線機を持って交信するということがすらもできないような仕組み、要は基地局、中継局を介さなければ通信ができないというような仕組みであるということ、こんな心配があるわけですね。したがって 10 年経過して今後更新していくといった場合に、かなり大きな費用が生じるのかなということと、万が一の災害その基地局等の障害があったときに、更新ができなくなってしまう心配があるのかなというふうに考えているわけでありまして。そんな中で今、全国的にやはりそういったデジタル無線の更新時期を迎える中で、全国の自治体が今 IP 無線というものの導入を検討を始めているということでもあります。IP 無線というのは携帯電話の通信網、例えばドコモさんであったり au さんであったり、こういった通信網を使って通信をするものになります。なおかつ音声データの音声通信ではありませんで、単純なデータを通信によって音声に変えていくということでもありますので、1 月 1 日に発生した能登の震災のときにも、そのデータの通信というのが最後まで生き続けたということを経験したときには、非常にそれを採用するメリットっていうのはあるのかなというふうに思っております。さらにこの IP 無線の良さっていうのは、今、辰野町が使っている防災無線というのは、交信できる範囲というのが、これは物理的にもまた法律的にも辰野町内のみということになりますので、万が一、広域的な災害が発生したときに応援に出向する職員であった

り、あるいは消防団員であつたりというものが、交信に用いることができないということになります。一方、IP 無線であれば電話の交信できる範囲であれば、全国へどこ行っても通信ができるというような仕組みになっておりますので、これを採用するのは結構メリットがあるんじゃないかなというふうに思っています。さらに IP だけで考えれば、必ずしも無線機本体を全部整備しなくても、今、皆さんが使っている携帯電話ここにアプリケーションを入れることによって、携帯電話が IP 無線の役割を担うということになりますので、例えば町長、副町長など出張中に大きな災害が発生したような場合に、大勢の町職員に対して一斉に指示ができるような仕組みということでは、非常に有効な手段ではないかなというふうに考えております。さらに、これももう 10 年ぐらい経つのかな、デジタル簡易無線というものを今、辰野町の消防団、それから辰野町の各課において使っているわけですが、従来、簡易無線でありますので、防災には用いちゃいけないよってというのが総務省の考えだったのが、3.11 東日本の震災を機にすべての消防団員に通信する手段を持たせようじゃないかということで総務省で方向転換をして、簡易的な無線であっても使えるようにということで今整備されて、さらに今年からは従来 30 チャンネルしか使えなかった無線機が、80 チャンネル以上まで使えるようにということで、非常に利便性が高くなったということがあります。ここで提案なんですけども、ぜひ辰野町としてもそういった IP 無線の導入であるとか、それからデジタル簡易無線に従来の無線機を置き換えることによって、もっともっと台数を増やしながらさらに緊急のときに、通信ができる手段をしっかりと確保していくっていうことはとても重要だというふうに考えています。そこから辺も今後どのように計画されるのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○総務課長

平成 26 年 6 月に開局しました現在のデジタル防災行政無線システムにつきまして、毎年、専門業者による保守点検を定期的の実施してまいりましたがけれども、今回ご質問の移動系防災行政無線を含め、いくつか経年劣化も報告されており、特にバッテリー交換などが求められているような状況になっております。そろそろ更新の検討の時期に入っているのかなと考えております。そうした中で、消防団などに貸与しておりますこの移動系無線につきましては、現在ではサイズが大きく、また機能が多機能であるんですけれども多すぎる、なので少し負担に感じるといった声も団員から聞

いております。先ほど議員ご質問の中でおっしゃっていただいたとおり、この 10 年の間に通信技術や商品開発が飛躍的に進んでまいりまして、新たな規格の無線設備も使用できるようになっております。今年、元日に発生しました令和 6 年度能登半島地震の被災地には、職員も支援のため派遣をしておりましたけれども、余震が続く当時職員の安否を心配しまして、先ほどおっしゃっていただいた IP 無線を借りて携帯をさせました。その結果、通信範囲の広さ、音声の明瞭さ、また GPS 機能によりましてこの職員の居場所なども随時確認をすることができましたので、たくさんのメリットを実感したところであります。また防災行政無線専用のものでございますので、実際にバッテリー交換をするとなるとかなり高額になります。また IP 無線の導入には現在補助金の制度もあるようでございますので、こういったことを念頭に次の更新時期にも差しかかっているといった観点の中から、様々な今おっしゃっていただいたような方式を、比較検討することを早速始めてまいりたいと思います。以上です。

○古 村（1 番）

新たなものを検討いただけるということで、非常に心強く感じているところであります。また従来の防災行政無線 1 台を設置しようと思入しようと思ったときには、もっと複数台のものが購入できるのかなというふうに考えておりますので、できれば先ほど来話に出ております災害支援チームにも、例えば主要メンバーには持っていただくとか、あるいは今 17 区あるわけでありましたが、比較的町の中心部から離れたところにも、そういったところにもそういう通信手段を配備していくということは、今後の十分検討される課題じゃないかなというふうに思っておりますので、今後の検討をよろしくお願いいたしますというふうに思っております。次の質問に入ってまいります。行政対象暴力ということであります。ちょっと言葉自体は非常にちょっと強いインパクトがある言葉ではありますが、簡単に言ってしまうと行政に対して不満があるから、それに対して強い言葉でクレームをつけたりとか、あるいは場合によっては実力的に庁舎を訪れて、テーブルをどんどんどん叩いて話をしてみたりとか、もっと最悪の場合には、もっと強硬な手段に出てしまう。本来であれば行政が対応すべきようなことではないことにまで不当な要求を難癖をつけて、何とか自分の力、自分の思いこれを通そうとする、これが行政対象暴力ということになってくるわけでありましたが、背景には従来には昔は反社会勢力というようなこともあったんですが、今非常にいろいろなハラスメント、クレーム事案等もある中で、一般の住民の方が結構強い口調で

強い態度で、行政に対しての不当な要求を突きつけるということが全国で報告されております。この辰野町においてはそういうような事案というのが発生するのかなどうか、そういったことをちょっと教えていただきたいと思います。

○総務課長

警察ですとか専門家のご意見をお聞きする中で、不当要求の事案としては次のようなことが挙げられるとされています。1つ目ですが、町の事務事業に関する要求の実現を図るために行われる暴力や、脅迫、その他社会常識を逸脱した行為です。例えば、暴力を振るって許認可を求めるですとか、窓口で大声を出して威嚇する、また今すぐ対応しろ、または今すぐ結論を出せと言った、あまりにも過剰な要求や要求を受け入れないと告訴する、報道機関に情報を流す、SNS に書き込むと脅す等の行為です。2つ目としまして庁舎等の保全・秩序の維持に支障を生じさせる行為です。例えば、庁舎内に座り込んだり、業務を妨害して要求が通らないことに不満を抱き、例えば庁舎内の様々な備品を破壊するような行為に出ることです。3つ目としまして、その他、不当に職員の職務の遂行に支障を生じさせる行為としまして、長時間窓口に居座る、毎日のように電話をしてきて長時間同じことを繰り返して話をするといったものであります。これらに該当すると思われる行為につきましては、総務課で把握している範囲で直近1年間に16件確認をしております。以上です。

○古 村(1 番)

結構16件という数字、ああ結構この辰野町においても発生してる事案なんだなっていうのは、正直驚いているところではあります。あまりにも過度な暴力事案にまでは発展していないのかもしれませんが、万が一ということというのは常に想定していかなければいけないのかなというふうに思っております。そういった不当な要求であるとか、そういった事案に対してどのような対応をするのかっていうのは、何か町の中でルール化されているのか、そんなちょっと取り組み状況を教えていただきたいというふうに思います。

○総務課長

令和4年度に、管理職向けに不当要求防止責任者講習を庁内で実施しまして、25名の管理職員が受講いたしました。講習では不当要求や、行政対象暴力への対応要領を学びました。そもそも不当要求に当たるかどうか、そこから確認をしていかなくてもはいけなかったのかなと思います。そうした中で、記録を取る、相手方の要求に即答

や拙速な約束はしない、担当者任せにせず組織的に対応する、理事者への直接の電話や面会に安易に応じないなどの注意事項を確認し、職員の意識向上を図ったところあります。また、町として不当な要求には絶対に応じないという確固たる信念のもとに、対応することが大切とされています。こうした対応を一步間違えれば、不当要求の行為者に付け入る隙を与えますし、辰野町自体のイメージダウンや社会的責任を負うことになります。このため、こうした事案に対しましては、事前の講習などでしっかり学び、その内容に従い組織的に対応するとともに、事案によっては躊躇なく警察や顧問弁護士等へ相談する等の対応を図っていく方針であります。以上です。

○古 村（1 番）

一度そういう弱腰なところを見せちゃうと、どんどんと付け入る隙を与えてしまうということの中で、今辰野町が減り取り組んでいる姿勢というのは非常に評価できる場所なのかなというふうに思っています。一方で、ひとたび暴力事件にまで発展してしまうと、ちょっと正直私たち民間のものがすべてにそれが対応できるかっていうのは非常に心配になるところであります。特にこの庁舎内、いろいろイメージをしてみると、1 階から 2 階、2 階から 3 階というふうになってくと、どんどんと配置されている職員数も少なくなってきたしまっている。例えば 1 階でもしそういうような大声を上げてとかいうことであれば、すぐに隣接した部署の人たち対応が可能なのかなというふうに思いますが、辰野この庁舎内だけではなくて出先機関も含めて、非常に人数が少ない場所であったりとか、それからどちらかというと女性職員の方が多い部署であったりというようなことがあった場合に、まずは他の部署にその危険な状態が迫っているということを、情報として共有する手段ということが必要なのではないかなというふうに考えます。例えばこの人数が少ない部署、内線をかけてなんていうことはできないような状況も考えられるわけでありますので、例えば非常の警報装置のスイッチを置くだとか、あるいはペンダント型の防犯の送信機そういったものを設置するなど、そういったような対応も今後ではないかなというふうに考えております。また過去、全国で発生している行政対象暴力事案を見ますと、これ 2001 年には鹿沼市では職員が反社会勢力の人間によって殺害されている事件もありますし、2007 年には長崎市長が銃殺されているということがある。ここ何年かは、そこまではいかなくても例えば来庁してきた方が、不当な要求をのませるためにその現場にガソリンをまいて脅すというなことも発生している。これは行政ではなかったわけではありますが、

皆さんの記憶として非常に新しいところで、京都アニメーション、このところに行って自分のものを盗作されたというようなことを、これはもう本当に被害妄想なんだろうなというふうに思いますけども、ガソリンをまいて火をつけるというような事案も発生しているわけでありまして。非常に大勢の方の命が奪われるということがありました。これひとたびガソリンを撒かれてしまうと、火をつけたあとに消火器で火を消そうというような状況にはならないわけですね。ガソリンも皆さんもご存知のとおり、揮発性が非常に高いものでありますので、ひとたび火をつけようと思ったら、一瞬にして爆発的にそのフロアが炎上してしまう。大勢の人の命を奪うことに繋がりがねないということでありまして、火をつけられたからじゃあ消火器で消そうということは無理なんだろうなというふうに考えます。じゃあひとたびこれガソリンがまかれたときに、どんなふうな対応をとったらいいのかな、私もちょっといろいろ調べてみたんですね。公益財団法人総合安全工学研究所というところのホームページを見たところ、SE レポートといって、この機関が発行している出版物の中にガソリンを無力化する、そんなような装置を開発したということで、これは民間の日本ドライケミカル株式会社、これ消火器を製造販売あるいは消防車両を製造販売している会社であるんですが、この会社がそのまかれたガソリンに対して消火器のように、まるで本当に消化器みたいなものをこれでその無力化する抑制剤というものを噴霧することによって、そのガソリンが気化することを防ぐことができるもの、これを開発して販売を始めたということが記載されていまして。最悪のこと、これは考えたくはないことではありますけど、いつ私たちがその暴力の対象になるかわからないということの中においては、辰野町においてもそういったものを用意していくことは、重要なのかなというふうに思っております。非常警報機それからその抑制剤含めて、そういったものを導入するお考えがないかお聞かせいただければと思います。

○総務課長

議員ご指摘のとおり、近年、他の自治体の庁舎内で暴力ですとか、放火など悪質な事件が発生しております。今年入ってから他県ではございますが、大きな事件もございました。こうしたことから、職員の防犯意識を高め来庁者の方や職員の安全を確保することを目的に、8月22日、総合窓口等を会場に防犯訓練と防犯講習会を実施したところであります。伊那警察署のご指導を受けまして講習会を実施したところでありますが、その際に、まずは来庁者の方の安全を守ること、それから職員の自身の安全

を守ることを考え、逮捕するという目的ではないよといった注意点もいただいたところであります。併せてこの伊那警察署のご指導に基づきまして、町では「さすまた」庁舎用で3本、それから「防刃チョッキ」刃を防ぐチョッキを4着、それから防犯用の手袋4組についてここで配備する計画を持っておりまして、本議会定例会に上程をしました補正予算の中でも予算計上をさせていただきました。「さすまた」については小学校、学校については既に配備済みであります。さらに以降の犯人確保に繋がりますカラーボールなども購入し、窓口等に配備をしたいと考えているところあります。それから議員からおっしゃっていただいた出先機関もございますので、情報共有の手段ということでございますけれども、現時点ではそこをできるものはございません。ほたるネットの端末を使ってボタンを押すことによって、緊急情報を連絡し合うというのはあるんですが、設置場所が限られているなどがありますので不十分なのかなとも思います。今後、警察など防犯関係の専門家等の意見も伺いながら、先ほどお話があったガソリンを無力化する装置というのも今回お聞きをしましたので、こういった部分を考えながら、不審者の侵入を想定した非常ベルの設置その他安全対策について研究してまいりたいと思います。以上です。

○古 村（1 番）

ここで働く皆さんの安全はもちろん、来庁者の安全、それからひとたび何かこの庁舎傷つけられることがあれば、業務が停滞してしまうということで、本当にその影響は計り知れないのかなというふうに思っております。いろいろな場面を捉えながら対応をとっていただきたいなというふうに考えるところであります。それでは次の質問に移らせていただきます。今日は9月9日救急の日であります。ちょうどお昼休み NHK のニュースでもそれについてのニュースをやっていたわけではありますが、総務省、消防庁が発表した令和5年に発表した令和4年度のこれデータになるんですが、救急救助の現況というものがございました。これを見ますと令和4年度、もし急病あるいは怪我などで救急車を呼んで、じゃあ救急車がその現場に到着するまでどのぐらいの時間がかかっていたのかということが、令和4年度で10.3分ということがありました。2012年には8.3分ですから、この10年間で救急車が現場に到着するまでの時間というものが、2分間延びたことになるということでもあります。さらに、救急車を呼んで、要は消防署で救急車入電があってから現場に行って、その患者さんを病院に収容するまでの時間というのが、令和4年で全国平均47.2分、2012年には39

分ということであったわけですから、非常に伸びているということでもあります。この背景には、この3年間で特にぐっと遅くなっているということの背景には、やはりコロナによって医療機関が患者さんを収容できる幅ってのが非常に狭まってしまったということがあるわけですね。私たち一人ひとり個人としてもまず病気にならないこと、それから万が一救急の要件が発生したときに、自分たちでも救急のこと初歩的なことができるようにというようなことは、常日頃から学んでいかなければいけないのかなというふうに思っているわけですが、やはり背景にある医療現場の逼迫、ドクターであったりあるいはナースその他医療に従事される方が、なかなか確保できないような状況があったりということで、非常にこれから先ますます深刻になっていくんだらうなというふうに考えているわけでもあります。ただじゃあドクターを増やしましょう、ナース増やしましょうと言っても、簡単には増えていかない。全国でそういった医療従事者取り合いになっているというところでもあります。そうした中で医療に従事される方、現場で直接従事されている方だけではなくて、病院の事務を担っている方たち、そういった方たちの負担を減らしていかないと、ますます今後の医療というのが逼迫してってしまうのかなというふうに思っています。その中において、今盛んにDXということが言われてデジタルによっていろいろなものを変えていきたいと思いますというようなことがあるわけでもあります。実際に辰野病院として医療DX、こういったものを何か具体的な取り組み、今後どんなふうに取り組んでいくのか、また併せてなんですが、今私たち病院で処方箋をもらってから薬局に行くまでに、その紙の処方箋というものがあるわけなんですけども、それを電子化しようというのが今スタートしているわけでもあります。これ処方箋が電子化されることによって、まず薬のデータがお医者さん、あるいは薬局共有されるということになってきますので、お薬の重複の投薬などが防げるということもありますし、我々利用者としては、紙の処方箋を一時、薬局などに持っていかななくても、事前に病院でそこでちょっとデータを送れば、薬が準備されるというようなメリットも生じてくるということでもあります。そういった電子処方箋の導入計画もあわせて医療DXの取り組み等をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○辰野病院事務長

はい。厚生労働省では医療DXとしまして、医療情報プラットフォーム、電子カルテの標準化、診療報酬改定DXの3つの柱を示しております。このうち、まず1つ目

の医療情報プラットフォームとは、オンライン資格確認システムのネットワークを発展、拡充させ診療情報や特定健診、電子処方箋などの医療全般の情報を共有・活用するものでございます。その基本となるのが、オンライン資格確認、いわゆるマイナ保険証の活用です。患者様にはマイナ保険証を活用、同意をいただくことで健診結果や処方されたお薬情報を共有し、安全で質の高い医療を提供することができます。当院では、オンライン資格確認につきましては既に対応済みとなっておりますが、この点については事務の負担軽減にはなかなか繋がってはおりません。マイナ保険証の活用としましては電子処方箋があります。電子処方箋とは、これまで紙で発行していた処方箋を電子化したものです。複数の医療機関、薬局にまたがるお薬の情報を医師、薬剤師などが共有することで、飲み合わせの悪い薬を服用していないかなど確認できます。患者様は薬局にマイナンバーカードを持参することでお薬を受け取ることができ、今まで以上に安心して薬を受け取ることが可能となります。電子処方箋は長野県内では県立木曽病院が導入しておりますが、なかなか進んでいない状況です。当院では、近隣施設や薬局などの動向を見つつ慎重に対応しておりますが、今のところ令和7年2月に電子カルテのベンダー変更を予定しており、それに合わせて行うことが最良と考え、国の補助金の活用も含め検討を行っているところです。病院独自の医療DXとしましては先ほどもお話ししましたが、令和7年2月に電子カルテのベンダー変更を予定しておりまして、この大きな目的として医療DXの推進を掲げております。現在、紙ベースで対応しておりますインシデント報告などの医療安全管理のデジタル化、またスマートフォンを用いて、例えば患者様の褥瘡などの状況の写真をその場で電子カルテに貼り付けたり、記録の記載を音声入力できるなどの業務改善を行う予定です。

○古 村（1 番）

はい。来年2月電子カルテベンダー変更にあわせた導入を目指してということであります。今日も午前中、マイナ保険証という話も出てきているわけであります。利便性も高まる一方でやはりそれに対する不安を持つ方も、少なからずいるというのは午前中も明らかになっているところでありますので、ぜひ丁寧な取り組み、でもこれを進めることによっていろんなことが変わっていくんだろうなというような強い気持ちを持ちながら、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思っております。次の質問に移ってまいります。午前中、向山議員からも質問の中にも触れられていたところではあります。今年は終戦、先ほど大戦から79年、来年はいよいよ80周年を迎

えるというところであります。今年の8月の15日、東京の武道館で行われた戦没者の追悼式に参列する機会をいただきまして、私も前日から長野県の遺族会のメンバーの皆さんとご一緒をさせていただきました。私、既に50代半ばではあるんですが、その中においては一番若い部類だったんですね。もう本当小僧ですよ。多くの方が80歳を超えているということ非常に前日の夜、参加された方のお話を聞く中においては、この終戦、戦後本当に苦勞なされてきたという辛い思いをお聞かせいただくことができました。当然のことながら、実際に戦地でその戦争を見てきた、経験してきたという人はもう本当に僅かになってしまっている。じゃあその次の世代だったお子さんであったりという方というのも、先ほどお話をしたとおり、既にもう80代、70代、80代の方が多くなってきているということでありますので、もう我々の世代というのはもう本当に戦後の苦勞すらわからない時代になってきている。やはり多くの方が心配されるのが、あの辛かった思いを次の世代に伝えていく人が、どんどんどんどん減ってしまっているということでもあります。8月の終わりには私が住む沢底区の役員の皆さんが中心となり、沢底区の戦没者の慰霊祭も執り行っていました。その際に辰野町の遺族会の会長である瀬戸会長さんお越しいただきまして、いろいろな話をする中で、やはり瀬戸会長さんもこれからのその戦後の記憶、それを次の世代に継承していくことということを非常に心配されている。そんなお話をさせていただきました。また瀬戸会長さん非常にご苦勞されていて、そのまず一環として辰野町内にその戦争の記録というかそれを次の世代に残すための慰霊碑であったりとか忠魂碑、こういったものがどのくらいあるのかというものを調べて、辰野町内には21箇所、慰霊碑、忠魂碑というのがあるそうなんです。それをすべて回られてということでした。やはり私たち戦争を知らない者の世代が、次世代にどのようにこの辛かった思いというのを伝えていくかっていうのは、非常に大きな課題だというふうに思っています。私たちは政治に携わる者として、平和の糧というのはやはりそれぞれのお立場、考え方あるわけでありますので、その真の平和を求めるための手段というものは、なかなか1つではないっていうのは感ずるところではありますが、すべてのものと思うこと、互いに人間が人間同士の命を奪い合うことは決してあってはならないということは、これはもうすべての議員が同じように共通して持っている考えであります。来年は80周年を迎えるこの先の大戦から80周年を迎える中において、辰野町では例年では遺族会、社協さんが中心となって慰霊祭を行っているわけではありますが、

例えば来年は町が中心となってその平和をもう一度みんなで感じ直すための式典であつたりとか、あるいは先ほどお話をした辰野町にあるそういう、午前中の向山議員の話ではありませんけども、慰霊碑だけではなくて戦争の遺構であるとかそういったものも、多くの町民の皆さんに知っていただくための取り組み、広報たつのに掲載するとかそういった取り組みということをしてしながら、私たちの世代さらに次の世代、次の次の世代までその平和の尊さっていうのを伝えていく必要っていうのはあるというふうに思っております。辰野町としてそういった取り組みをするか、お考えがないかどうか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○学びの支援課長

それではお答えいたします。辰野町公民館では、平成 19 年度から「草の根の語る私の戦争体験」を語り継ぐ会の皆さんのご協力を得ながら、辰野中学校の 3 年生を対象に戦争体験を聞く会を開催しまして、実際に戦時中の体験をされた方の、非常にこの方まだ学生の頃でしたので戦争に直接行っていませんが、その頃の辛い体験というのを直接お話をしていただいて、そのお話を聞くことによって戦争の理不尽さや恐ろしさを知ってもらい、平和の尊さを学ぶ機会というものを設けております。さらにそのお話もだいぶご高齢の方ですので直接お話を聞くことができなくなっても、ちゃんとそれを後世に伝えるということを目的としまして、辰野町資料これは辰野町の文化財保護審議会で発行している本ですけども、これの第 114 号に掲載して記録にとどめるということも行っております。先ほどの午前中の向山議員さんのお話もあつたとおり、東小学校の児童さんたちは直接、沢底に落とされた爆弾のあとを見ながら戦争の恐ろしさというものについても学習を行っているというようなことで、毎年戦争に係る学習等は教育委員会を中心に行っているところです。議員のご指摘にもあるとおり、来年は戦後 80 年を迎える年になります。先ほどの向山議員さんのところでもお答えしましたものも、戦争の恐ろしさを伝えるということに対しては非常に活動として大事だと思いますけれども、それに加えて、この 80 年の節目に際して教育委員会としましてはこれまでの活動に加え、議員のおっしゃるような町内の慰霊碑を広報等で紹介をしたり、現在、本議会で上程しています補正予算に満蒙開拓記念館とのパートナー自治体の締結というもののための補正予算が、上程させていただいてますが、それが議決されたらパートナー自治体として締結をして、この満蒙開拓記念館との共催イベントなどを企画して、この 80 年の節目に戦争というものをどういふも

のかというのがわかるようなことを企画したいというふうに考えております。以上です。

○古 村（1 番）

はい、私たちも政治に携わる者として地域の防災・安全、それから平和これを常に考えながら活動していきたいと思います。以上で終わりにしたいと思います。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 11 番、本田光陽議員。

【質問順位 5 番 議席 11 番 本田 光陽 議員】

○本 田（11 番）

通告に従い質問を始めます。まずはじめに件名 1 のごみの削減とエコロジーへの取り組みについてご質問します。ごみの削減は持続可能な社会を実現するための大きな課題です。大量のごみを出し続ける社会では、特に将来の世代が安全で健康な生活を送ることが難しくなることが予想されており、私たちの世代がより意識的になって取り組まなければならない課題の 1 つです。また、ごみ削減への取り組みは一人ひとりのライフスタイルを見直す機会にもなり、そのためにも社会がなるべく再利用や持続可能な製品を選択できるような働きかけをすることで、持続可能な暮らしに社会全体として移行していくことができるというふうに考えています。そこで、まずは現在の辰野町でのごみ削減とエコロジーへの取り組みをお聞かせください。

○町 長

はい。お答えいたします。今年の 1 月 13 日に開催されました「辰野町ゼロカーボンアクション 2023」このイベントの中で、ゼロカーボンシティ宣言と世界首長誓約への署名を実施いたしました。また先月 25 日に開催されました「辰野町ゼロカーボンアクション 2024」こちらのイベントの中ではデコ活宣言を行いました。脱炭素社会を目指す中で、ごみの削減は私たちが生活する中で、一番身近で取り組みやすい活動がありますが、その反面、身近すぎるためおろそかになりやすいところでもあります。上伊那郡内は全国的に見ても、1 人 1 日当たりのごみの排出量が少ない地域となっておりますが、辰野町は令和 5 年度の実績では、郡内で 8 市町村中 4 位と中ほどであり、まだまだごみの削減が必要であると感じています。辰野町の未来のためにごみ削減の取り組みは、今以上に加速させていかなくてはならないと感じています。削減への取り組み等の詳細につきましては担当課長より説明させます。

○住民税務課長

まず、令和５年度の辰野町で１人が１日に排出するごみの量は５６５グラムとなっています。令和２年度では６１５グラムだったことから、コロナ禍で増加傾向であったところ、通常的生活スタイルに戻ったことにより、ごみの減量も進んでいると分析しています。町の取り組みとしましては、ごみの排出量増大の主要因が生ごみとなっていることに着目し、生ごみの減量化のための取り組みとして、生ごみ処理機及びコンポストの購入補助金を実施しています。事業予算額につきましては、令和５年度までは３０万円、内訳はごみ処理機１機２万５,０００円が１０機分、コンポスト１機１万円が５機分であったものを、本年度より８０万円、内訳がごみ処理機１機、２万５,０００円が３０機分、コンポスト１機１万円が５機分へ増額して、各ご家庭での導入を促しております。現在まで１０件の申請をいただいております、順調に増加しております。また、来年度より上伊那での合同となりますが、製品プラスチックの資源化を実施します。現在はプラマークのついた容器包装プラスチックのみ収集し資源化しておりましたが、令和７年４月１日より製品プラスチックについても収集し資源化することとなります。現在は分別の手引きの見直し作業を実施しております。来年度へ向けて、今後は新しい分別の手引きの配布や広報等を行い、ごみの資源化、減量化を啓発していく予定です。また、ゼロカーボン推進室とも連携し脱炭素社会を目指すため、ごみの削減に取り組んでまいります。議員各位におかれましても、宴会時の商品ロスを減らすための「残さず食べよう ３０１０ 運動」やフードドライブ等へのご協力、また啓発にご協力賜りますようお願いいたします。

○本 田（１１番）

はい。ごみの削減は一番身近で取り組みやすいだけにおろそかになりやすいということで、その中でも重量の割合としては生ごみが多いということでしたが、そのごみの中には、再利用やリサイクルが可能な資源が含まれているものもあります。例えば紙や金属、プラスチック、ガラスなどはリサイクル可能な資源であり、適切に回収して処理されることで、また新たな製品として再利用することができます。しかし廃棄物の処理には、回収作業やリサイクルへの処理コストなども当然かかってきます。そのために、そもそもできる限りごみを出さないような取り組みも求められており、辰野町地球温暖化対策実行計画の中にも、ごみの軽量化のために今すぐできる取り組みとして、マイバッグ、マイボトルの持参などがあります。スーパーなどで買い物をす

るときにマイバッグを持参する方は多く見かけるようになりましたが、マイボトルはというと、まだ給水できる場所が少ないことからか、なかなかまだ出番が少ないように思われます。そういったことから、質問（２）のペットボトルごみ削減や給水設備の充実をという質問項目に移らせてもらいます。例えばごみを削減するために、家庭でのリサイクルの推進や使い捨て製品の使用を控える、食べ物を無駄にしないなど、日々の生活の中で個人の小さな取り組みもできることはたくさんあります。そしてそれに取り組む人の数が増えていけば、少しずつ環境への意識や消費行動が変化していき、結果として社会全体としてのごみの量を減らすことにも繋がると思われますが、まずはそのための環境整備も必要であると思います。例えば先ほども少し触れたように、マイボトルで給水できるような設備の設置は、ごみ削減とエコロジーにも貢献できるものです。のどが渇いたときにペットボトル入りの水を自販機で買う代わりに、再利用可能なマイボトルなどの容器を繰り返し使うことで、プラスチックごみの削減に繋げることができます。設置の一例としてですが、大阪府泉南市では、ふるさと納税を活用し生徒の夏の熱中症対策として、市立の小・中学校にボトル型の冷水器を設置したようです。この冷水器はボトル吸水型で、非接触で給水することができるため、新型コロナウイルス感染対策防止を行った上で給水することができるようです。またここ辰野町でも、未来の世代が快適に暮らせる持続可能な社会を作っていかなければなりません。自然を残しごみを削減するための取り組みの重要性は以前にも増しており、ゼロカーボンシティ宣言を行った辰野町としてもぜひ取り組んでいただきたい課題であると思います。以上のようなことから、町中にマイボトルなどが利用できる給水機の設置を要望いたしますが、町としての見解はいかがでしょうか。お願いします。

○住民税務課長

マイボトルの周知、利用普及が進むことによりプラスチック使用の削減は確実に推進すると考えております。また、熱中症予防の観点からもマイボトルを持ち歩き、必要に応じて給水を行うことは大変重要だと考えております。自宅からの持参だけでなく、途中で補充できることは利用促進に繋がるでしょうし、熱中症予防でも安心感があると考えます。各公共施設の給水設備の状況については、各施設により異なりますので回答は控えますが、今後、自由に給水ができる設備を導入した際は PR していくことも検討いたします。なお、長野県では、県内の給水スポットを長野県統合型地理情報システム信州くらしのマップに掲載しております。残念ながら辰野町では登録は

ありませんので今後、登録についてまずは各公共施設の管理者の協力を得ながら実施してまいりたいと考えております。

○本 田（11 番）

はい。まだ辰野町では登録に至っていないということですが、引き続きその登録に向けた取り組みを要望して次の質問に移ります。質問要旨のこれ 3 番と 4 番を一括してご質問します。この 3 番の給水スポットの設置によるメリットと湧水の利用によるエコロジーへの取り組みについてというところと、4 番の給水スポットの学校や公共施設への設置の可能性はというところに関してです。はい。辰野町は豊かな自然に恵まれ、数多くの湧水源があります。これはこの土地で生まれ育った方には何てことのないようなことなのかもしれませんが、近くに美味しい湧き水が汲める場所があるというのは、この町の大きな魅力の 1 つでもあります。これらの湧水を公共施設に設置することで、地域の魅力を活かした給水設備を提供できるのではないかというふうに考えています。まず、湧水の給水施設設置がもたらすメリットについてですが、地域の湧水を公共施設に設置し利用することで、地元の資源をより多くの町民に利用してもらいやすくなることに寄与できると考えています。また、観光資源として外からこの町を訪れた方にも、辰野町はこんなにも水がきれいな場所なんだなということを対外的にも発信することができ、町の魅力を高められる可能性があります。ほかの自治体の事例として、岐阜県高山市では、湧水を利用した公共施設での水汲み場や、地域コミュニティセンターに設置された湧水施設は、住民と観光客双方に多く利用されているようです。長野県内では松本市でも同じように地域の湧水を利用した水汲み場があり、特に公園や道端に設置されている湧水は、夏場の熱中症対策としての効果も期待できます。加えて、湧水の水汲み場を設置することで将来にわたって、きれいな水をこの土地で残していこうという環境意識を育てることも期待できるのではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○総務課長

お答えいたします。まずご質問の中の湧水の活用については、このあと注意点もあるようでございますので、建設水道課長の方からお答えをしますが、私の方は公共施設への給水スポットの設置の考え方についてお答えをしてみたいと思います。まず、はじめにゼロカーボン推進のためにマイボトルの普及はとても重要なことであります。このための給水スポットを公共施設の方に配置をしていくこと、これについて

もぜひ取り組んでまいりたいと思います。この給水スポットであります、様々な取り組みがあるようであります。1つは、議員先ほどおっしゃられたような給水器のような機械を設置をするパターンと、それからいわゆる湯沸かしポットみたいなところに水を入れるパターン、また各施設の水道を利用させていただくパターンとあるようであります。給水器については、タンク式と水道直結型がございまして、水道直結型の場合については機器の設置のほかに水道工事が伴いますので、かなり費用がかかります。これに比べて比較的安価で設置も容易なタンク式の場合については日々、その水を交換するといった作業が出てまいります。以前に町民ホールに実はタンク式の給水器を置いておりましたが、利用がほとんどありませんでした。そういった中で水自体も循環していかないとあまり良くないところもありますし、入れ替え等の管理も負担になりましたので、結果としては撤去した過去がございまして、ただこういった時代であります。マイボトルの普及に伴い給水機自体あればまた違うのかなと思いますけれども、現時点では無駄な投資とならないようにしばらくは需要を見極めたいと思います。当面の対応ですが役場庁舎については、給水スポットといった位置付けの中で、マイボトルの給水にご利用いただける施設内の水道の案内表示で対応させていただきたいと思います。議員からもご質問また要望がございましたので、既に設置済みであります。他の公共施設でも同様な対応ができる施設がございまして、こういった取り組みを促してまいりたいと思います。以上です。

○建設水道課長

湧水利用のご質問につきまして私の方からお答えさせていただきます。議員のお考えのとおり、自然から湧き出る湧水は冷たく大変気持ち良い水となっております。辰野町にもいくつかございます。しかし町では湧水の飲み水としての検査は行っていないため、大腸菌等の衛生面でそのまま引用することは推奨しておりません。したがって、湧水を利用した給水スポットには難しいと考えております。以上です。

○本 田（11 番）

はい。まず総務課の加藤課長にお答えいただいた給水スポットの案内表示については、費用をなるべくかけずにできる取り組みということで、早速案内看板表示してくださったことに関しては、非常にありがたいことだと思います。そして湧水の衛生的な観点から少しどうなのかなっていうことでしたが、なかなか自分たちが暮らしているエリアで、湧水が利用できるというのは、どこの町でもできることではありません

ので、その魅力発信や熱中症対策としての導入などについては、また積極的に検討していただけるようお願い申し上げてこの質問を終わりにいたします。次に件名2のクマ出没情報の発信フローに関しての質問に移ります。辰野町だけでなく全国的にクマ出没が年々大きな問題となりつつあります。質問通告書にある5つの質問を通じて、現在の対策状況や今後の取り組みについて伺っていきたいと思います。まずはじめに質問通告書（1）のクマ出没情報の収集及び発信フローの現状についてです。まずクマの目撃情報や出没情報はどのようなルートで収集され、どのような方法で町民に伝達されているのかをご確認したいと思います。現在の情報発信フローにおいて、迅速かつ効果的に情報が町民に届いているか、また、住民からの連絡が入った時点から、LINEで町民全体へ情報共有されるまでの時差はどれくらいあるかなど、わかる範囲で構いませんのでお聞かせください。

○総務課長

町では、クマの出没といいますかクマの目撃情報を寄せていただいたところで、まずは警察へ連絡するとともに、現地の状況を確認にまいります。中には見間違いといった事例もありますので、まずは現地を確認してからといったことになります。中には警察の方から連絡があるときもあります。状況確認ののちクマが出没した可能性が高い、またクマが出没したことを確認ができた時点ですぐに猟友会、教育委員会、関係区に連絡をするとともに、メール、LINE、ほたるねっとまたは必要に応じて防災無線なども活用しながら、広報を実施しているところでございます。以上です。

○本 田（11 番）

すいません。これ追加で一報が入ってからどれくらいのタイムラグというか時間がかかって、その情報共有されているかっていうところもご確認できますか。

○総務課長

連絡をいただいてすぐに発信をするというわけにはまいりません。現地を確認をして状況を確認をしてということになりますので、一概に何分というわけにはいかないかなと思います。移動して確認をすればちょっと正確な時間を申し上げられる部分ではございませんので、現地へ行く時間とそれから中で状況確認をする時間を経てというものの答弁にとどめさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○本 田（11 番）

次に要旨2の全国的に導入が進んでいるクマ出没マップの導入についてご質問いた

します。現在、クマの出没情報は町の公式 LINE などを通じて発信されていますが、例えばクマの出没情報の位置情報を Google マップなどに反映させ、町民がリアルタイムで確認できるような仕組みを導入されることは検討されていますでしょうか。そのマップの導入によって、町民がクマの出没情報を視覚的に把握できるようになるといったメリットが考えられますが、町のご見解をお伺いいたします。

○総務課長

担当課では、クマ出没マップについて研究をさせていただいております。有料のものや、無料のアプリケーションを利用したものなど様々あるようであります。中に出没地点を地図に落として PDF データ等にしたものなどもあるようであります。今後、町としましては他の自治体の事例などを参考に、導入について検討してまいりたいと考えております。

○本 田（11 番）

はい、次に要旨 3 の住民からの情報発信を可能にするシステムの導入についてお伺いします。先ほどお伺いしたように町民がクマを目撃してから町へ連絡し、それをまた確認し発信するってのはどうしても、多少なりともタイムラグというか時間差が出てきてしまいます。そうしたことから、住民が直接それこそ Google マップなどを使ってクマの目撃情報を提供できるようなシステムの導入は検討されていますか。

○総務課長

町内全域に広報をする場合については、当然、発信者側にも責任が伴います。誤った情報ですとか、個人情報に伴う情報を誤って発信しない等の配慮も必要でありますので、さらに警察など関係機関との迅速な連携も必要であります。ですので、まずはクマを目撃をしたときは、速やかに町か警察に一報いただくことで、対応してまいりたいと思います。ただしこの確認、現場確認の時間を短縮する方法としては、目撃していただいた住民の方から、直接情報を発信する仕組みではございませんけれども、町に対して、例えば GPS 等を利用して位置情報や画像などとともに、目撃時の状況を遠隔に通報をいただけるシステム等があれば確認も早く済みます。情報発信も早く済むかなと思っておりますので、これについては研究してまいりたいと思います。

○本 田（11 番）

はい。次に要旨（4）の人身被害発生時の対応についてです。万が一、クマによる人身被害が発生した場合の初動対応について、関係各所との連携や手順はどのような

ものでしょうか。またもし仮に人身被害が出てしまった場合に、その後に提供される支援体制についても教えてください。

○総務課長

それでは、人身被害発生が起きたときの対応フローについてご説明をしてみたいと思います。まず、人身被害が発生した場合は被害者の救護が最優先です。警察、消防と連携をしながらこの対応にあたります。さらに、警察、消防、地域振興局、猟友会等関係機関と速やかに情報を共有をするとともに、広報車、防災無線、立て看板等による住民等への注意喚起、周辺のパトロール、学校・福祉施設等への連絡、通学路などの安全確認などを図りまして、被害の拡大を防いでまいります。さらに、捕獲の検討も必要です。許可申請等の対応を行ってまいります。また出沒要因の特定や生ごみ、農産物の廃棄物など、クマの出沒を誘う誘引物の除去、管理等の防除対策についても実施してまいります。市町村境などに当たる場合もありますので、そういった場合については、隣接の市町村などと連携して対応することになります。また万が一、人の生命、身体等に対する危険がまだまだ高まっている場合については、現場の警察官の判断で、現場のハンターなどによりまして、猟銃での捕殺を命ずることもありますけれども、いずれにしても関係機関と連携し、速やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

○本 田（11 番）

最後に、クマ出沒に対する予防策の強化についてご質問します。被害のリスクを未然に防ぐための予防策として、今後予定されている施策について伺います。クマ出沒対策を効果的に進めるためには、町単独の取り組みに限らず県や国との連携も不可欠になってくると思われます。特にクマが出沒しやすい地域での、先ほど食べ物とか農作物のお話もありましたが、人間とクマが生息するエリアに近いその境界エリアについて、具体的な対策があれば県や国との協力体制も含めて伺います。

○総務課長

まず、クマの出沒を抑制するには、人とクマとの住み分けが鍵となります。森林また里山環境の整備等によりまして、クマが生息する区域と集落の間に、緩衝地帯を設けるなど、ゾーニング管理が理想であるわけではございますけれども、どうしてもこういった整備については、相当な時間また費用もかかるものであります。このため、当面の対応ということになるんですが、人間側の注意ということになりますけれども、

町内回覧によりましてクマの出没を招きやすい誘引物の撤去や管理、また山に入るときのクマ鈴ですとか、ラジオの携行など安全対策の呼びかけを行います。さらに、目撃情報が町内でもかなり寄せられておりますので、そういった地域への注意喚起ののぼり旗ですとか、看板設置またこういった出没情報について広報発進をしまして、被害防止に努めてまいりたいと思います。さらに、クマに対する正しい知識の普及についても情報発信に努めまして、安全対策を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○本 田（11 番）

はい。やはり人間側の注意で防げるリスクは、なるべく防いでいくということしかないのかなというふうに改めて思いました。また引き続き町民の安全を守るため、できる限りの迅速な対応と緊急時への備えを要望して次の質問に移ります。最後に件名 3 の DX 推進施策について質問します。まず要旨 1 の自治体窓口 DX 書かない・待たない、これ回らないっていうふうになっているんですけど、ごめんなさい迷わない「3 ない」窓口への進捗状況についてです。その書かない・待たない・迷わない「3 ない」窓口への推進にあたって、町民にとって行政手続きがよりスムーズに進むよう、ワンストップフロー導入への準備が進められているというふうに伺いました。現在の具体的な進捗状況と、どのようなサービスがこのフローに組み込まれる予定か教えていただけますでしょうか。

○DX推進担当課長

はい。それではお答えします。現在、辰野町では自治体フロントヤード改革を進めており、住民の方と行政との接点となる、いわゆるフロントヤードにデジタル技術を活用して手順そのものを変えながら、住民サービスの向上を図るという取り組みを進めております。議員の質問の中にもありましたが、行政、住民が行う行政事務において書かない・待たない・迷わないの「3 ない」に、そもそも役場に行かなくても手続きができる、行かないっていうのを加えて 4 つの「ない」を実現するために、対面、非対面を適切に組み合わせ、今までの紙ベースではなく電子データの取り扱いを基本とした取り組みについて進めてまいります。まずフロントヤード改革を実現していく上では、職員の意識改革等が非常に重要になってきますので、今年度はフロントヤード改革の考え方から必要性を理解してもらうために、全職員を対象に延べ 6 回の勉強会を開催し、約 120 名の職員が参加しております。今年度は推進体制の強化を行い各

課から DX 推進リーダーを選任し、現行の条例や業務手順にとらわれることなく、DX 推進ができる業務について洗い出しを行っているところであります。また、現在オンライン手続きが可能になっているのが、今年度新たに 50 の手続きを追加しまして、現在 220 ほどの手続きが自宅からオンラインで可能となっております。今年度新たに始めた手続きとしましては、ここで新たにできたゼロカーボン関係の補助金の申請、このようなものそれからイベント等の申し込みといったもの、こういったものはすべてオンラインの手続きが可能となっております。それから先行事業として取り組んでおります総合窓口の改革も進めておりまして、この 10 月からこれまでのまず窓口に来て申請書を書いて順番を待ってっていうようなアナログの流れから、先ほどもありました、書かない・待たない・迷わないの「3 ない」を前提としましたレイアウトに窓口の方を変更していく予定となっております。

○本 田 (11 番)

はい。役場内ではそのオンライン手続きを進めるための準備が進んでいることが確認できました。要旨の 2 に移りますが、今度は逆に町民目線で書かない・待たない・迷わない窓口サービスに期待される町民目線でのメリットはという質問項目なのですが、この改革で具体的に町民へのメリットとしてはどのようなものが期待されるかについて教えていただければと思います。

○DX 推進担当課長

はい。それではオンライン手続きの拡充によって、住民の方々からのメリットっていう形になります。まずこれまでは役場の手続きほとんどが来庁するということが前提となっていて行われておりました。これには役場の開庁時間っていうものが、平日の 8 時半から 5 時 15 分までという限られた時間となっておりましたので、これはオンライン化を進めることによりまして、特段この役場の開庁時間にとらわれることなく、住民の方が都合の良いときに都合の良い方法で行政手続きが行われるっていうようなことが可能となってきますので、住民の負担軽減と利便性の向上が期待できると思います。それからデジタル化を進めていくことで職員側の事務効率も向上し、それによって生まれた余力で来庁者や相談等サポートを必要とする住民に対しては、今まで以上に丁寧な対応が可能となってまいります。

○本 田 (11 番)

次に、要旨 3 のデジタル難民への対応策についてというところに移ります。近年身

の回りのものの IT 化が進み、行政手続きのオンライン化や身の回りの暮らしでの各種手続きなどでも、電子機器に触れる機会が増えてきています。私たちはスマホなしでの生活が想像できないほど、デジタル機器に囲まれての暮らしに慣れ親しんでしまっています。しかしその一方で一定数の人たちがそういった電子機器に関わる技術を使いこなせずに苦しんでおり、社会サービスへのアクセスに影響を与えていることも現状としてあります。そのような電子機器やそれに伴うサービスを使いこなすことが困難な層はデジタル難民と呼ばれ、またその情報通信技術の利用において生じる格差のことをデジタルデバイド問題とも言います。辰野町が DX の取り組みを推進する中では、今後さらにそのようなデジタルデバイド問題などにも取り組んでいかなければならないというふうに思います。これは非常に大変な作業になるんじゃないかなというふうに予測していますが、そこで、現在辰野町でのデジタル難民やデジタルデバイド問題への対応として行っている具体的な取り組みと、それに合わせた課題などがあれば教えてください。

○DX推進担当課長

はい。お答えします。まずデジタル化を進めたからといって現在窓口において行っている手続きが、窓口でできなくなるということではありませんので、引き続き窓口でも同様な手続きは行えるということが前提とはなっております。それとどうしてもデジタル機器に不慣れな方々っていうのは一定数おります。こういった方々への対策としましては、去年に引き続き今年も総務省の補助事業を活用しまして、スマートフォンの講習会を開催いたします。今年は 10 月から 11 月にかけて 7 グループ、各定員 8 名で計 56 名の定員となりますが、これを実施してまいります。1 人当たり 2 日間で 2 時間ずつの講義、合計 4 時間の講義っていう形になりますけれど、もう電源の入れ方から基本操作等も含めて講習をすることになっております。すべてのグループで LINE の使い方もメニューに入れてございますので、こちらの方で町のラインも実際に町の公式 LINE の方も案内し、実際に使っていただくというようなことを考えております。今月の 9 月 17 日の火曜日から受講の申し込みの方受付を開始いたしますので、多くの方に参加いただければと思っております。今後もデジタルデバイド対策として、年齢や性別、国籍、様々な理由に関わらず、すべての住民の皆さんが生活の中でデジタル技術の恩恵を広く受けられるよう、環境整備支援の充実をさせ誰一人取り残されないデジタル社会の実現を進めてまいります。

○本 田（11 番）

はい。これは一般質問でデジタルデバイド問題だとか、それこそデジタル難民だとかいうワードを扱っているんですが、僕自身も 30 になって初めてパソコンというものを持ちましたし、未だに iPhone8 を使っているのも本当にデジタル系は弱くて、デジタル難民の予備軍みたいなもんなんですが、なんかそれこそ AI とかが普及してきて、人間が今まで対応してきたものがそういう自動音声とかに切り替わっていると、便利になったのか便利になってない、逆に不便になったのかちょっとよくわからなくなる時も生活の中であったりするんですが、そういう電子機器を扱うための講義も実施してらっしゃるということで、すべての町民がオンラインでの行政手続きを含めた各種サービスを利用できるように、今後も更なる取り組みの推進に期待してこの質問を終わりにしたいと思います。次に 4 番の職員のリモートワーク導入についてです。業務の効率化や職員のワークライフバランス向上に一定の成果が見られるとされているリモートワークの導入ですが、柔軟な働き方を推進するために、どのような実施可能性の調査が進められていますか。また、情報セキュリティや通信環境の整備など検討課題も多く残されていると思いますが、実際の現場での課題などについても具体的にご説明いただけますでしょうか。

○総務課長

コロナ禍で、多くの企業でリモートワークの導入がございましたけれども、町では、令和 4 年度に職員テレワーク実施規程を整備し制度を導入して運用しております。この規定では、職員が情報通信機器等を活用して、在宅勤務または通常の勤務場所以外の場所で業務を行う形態をテレワークと呼称しております。これがリモートワークになるのかなと思いますけれども、1 週間あたりのこの勤務については 3 日を上限にし、1 日または半日単位とし、常勤職員、会計年度任用職員ともに利用ができますけれども、所属長に届け出て許可を得てから実施することになっております。これまでの実績でございますが、令和 4 年度で 27 件、令和 5 年度 47 件、令和 6 年度はこの 8 月まで 28 件の利用がございました。勤務場所の大半は自宅でございますけれども、災害派遣の滞在先ですとか、町外のイベント会場もこの中に含まれております。なお、個人情報をはじめとします重要な機密事項に関する業務については、ネットワークも分離しておりますので行うことはできません。課題としましては、現状はこのインターネット環境を個人が用意することが原則となっておりますので、こういった通信の安定

性の確保が挙げられます。さらにこの制度では、時間外勤務は認めていないところがありますが、実情としましては自己管理であります。ですので、サービス残業に繋がることのないような配慮も必要と考えております。一方でメリットになりますけれども、感染症対策にとどまらず例えば介護や育児との両立、在宅で過ごす時間が増えることで、心身の健康を保っていただいたりプライベートも充実するという中で、業務効率や、生産性の向上に繋げることができると期待しているところであります。今後とも、国等の動向に注視しながら活用の機会を広げ、さらに将来的にはこのテレワーク環境を利用しまして、住民向けの例えば出張窓口ですとか、相談サービスなどへの事業展開も研究してまいりたいと考えております。以上です。

○本 田（11 番）

はい。最後に要旨 5 のフロントヤード改革に伴う役場庁舎のデザインや機能についてということで、役場庁舎のあり方について質問させていただきます。フロントヤード改革は、町の職員の働き方の改革や町民の利便性を高める重要な取り組みであり、その一環として、役場庁舎のデザインや機能の見直しがあると考えていますが、現在の役場庁舎のデザインや機能について、どのような課題があると認識されていますか。また併せて町民の利便性を高めるためにどのような機能が新たに追加される予定かについてお聞かせいただきたいと思います。

○住民税務課長

先ほど DX 推進担当課長の答弁にもありましたが、現在、フロントヤード改革に伴い、役場庁舎総合窓口のレイアウト変更を予定しております。庁舎入口から総合窓口までを整理し、書かない・待たない・迷わないを前提とした窓口の空間を作り出します。従来は各種証明書の請求や住所の変更に関する届け出など、混雑時には多くの方に並んでいただく状況でしたが、らくらく窓口の活用や、正面に総合案内の職員を配置し、目的に合わせた受付窓口への案内、また窓口キャッシュレス化も含め、各種手続きにかかる待ち時間を短縮し、住民サービスの向上を目指します。マイナンバーカードをお持ちの方は、申請書を書くことなく証明書等が発行され、また相談を伴う手続きなどについては対応する時間を増やすなど、今後も DX を活用し業務の効率化のみでなく、住民目線に立った窓口を作り出し、より親しみやすくなるよう変革してまいります。

○本 田（11 番）

はい。この庁舎のこの先の具体的なデザインをお聞きしましたが、このフロントヤード改革が町民にとっても利用しやすく、また職員にとっても働きやすいものになることを期待して私の一般質問を終わりにします。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は、15 時 10 分といたします。

休憩開始 14 時 52 分

再開時間 15 時 10 分

○議 長

再開いたします。質問順位 6 番、議席 13 番、津谷彰議員。

【質問順位 6 番 議席 13 番 津谷 彰 議員】

○津 谷（13 番）

はい。そろそろ眠気もピークを迎えまして、皆さんお疲れなところでございますが、このあと私またもう 1 人、濃密な質問を準備してますので、最後まで元気いっぱいみんなでよろしくお願いいたします。本日は質問の通告に従いまして 4 件の質問をしてまいります。はじめに災害対策の総点検について質問をしてまいります。自治体で災害対策が必要な最大の理由は何か、それは町民の生活そして命を守るためであります。災害対策基本法にも市町村のその責務といたしまして、基本理念に則り当該市町村の地域並びに住民の命、また身体及び財産を災害から保護する旨が記載をされております。8 月の 8 日、まだ記憶に新しい日でございますけども、初の南海トラフ臨時情報が発表されました。これで実際にこの情報をですね 8 割の人が認知をしたわけでございますけども、そのうち 2 割の人が特段の行動をとっていないという、のちの東大の調査でわかってまいりました。つまり認知率と行動に大きな隔たりが見えてまいりました。これをどうしてかと言いますと、1 つは日常生活を行っても構わないと、こういう発信を一緒にしたわけですね。つまりその部分だけ切り取りが非常に大きくて、今回このように何もしなかったっていう方も多いということでございます。つまり何を言いたいかと言いますと、この災害時の情報の発信また伝え方、これ非常に大きな課題であると思います。先ほど答弁の中に「TTT」の期待される役割の中で、情報収集と伝達がありました。ここにしっかりと紐付けていただきまして、この情報の伝達の仕方、本当により細かく伝わるようにまた研究をしていっていただきたい。そんな中で、なぜこの 2 割の人が何もしなかったか、これはよく災害時には起こりやすいん

ですけども、正常性バイアスという言葉があります。私のところは大丈夫、うちは安心だ、うちは関係ない、これは災害時には非常に働く心理学でも非常に有名な部分でございますけども、そんな中にですね瞬間、瞬間、何か被災をされたまた近くで災害が起きた、また今回中止になってしまいましたけども避難訓練がある、そういう瞬間、瞬間では皆さん本当に防災意識の向上が高まります。しかし、やはり喉元が過ぎますとすぐに忘れてしまう、そんな中で今回は私はもう一度、今一度皆さんで防災・減災意識の向上のためにこの質問をしてみたいです。それでは最初は災害備蓄品の管理状況について質問をしてみたいです。災害備蓄品これは本当に各避難所の定数、定員においてですね、どれだけ数量がカバーできているか、これも大きな課題になってくると思います。また避難されている町民の皆さんのこれ「QOL」生活の質ですね、これに非常に影響のあるものだと私は思います。そんな中でございますので、まずは備蓄品の見直しと更新、特にこの防災備蓄品の新商品が出たり性能が向上したものが常、出ていると思います。そんな中の入れ替えですとか日付の管理また品質の管理、日頃どのようにされているのかお答えください。

○町 長

はい。元日に発生しました令和6年能登半島地震では、道路などが寸断され生活必需品が不足し、備蓄食料などの重要性が改めて見直されることとなりました。特に大きな被害を受けた輪島市では地域防災計画で定める物資の必要数は確保していたものの、避難生活に必要な食料などの物資を備蓄していたのは、指定避難所48箇所のうち22箇所で、発災後に被災者への必要物資が不足する事態も生じたことを明らかにしておりました。現在、町では約5,700食の備蓄食料を備えております。使用期限を判別できるよう保管し、以前に購入したものから防災勉強会や訓練の折に使用する、ローリングストック方式で更新しております。ただし、アレルギー対応であるとか、文化の違いによるハラール対応、今、ハラールという言葉を使いましたが、特に宗教上許される食べ物、飲み物をハラールと言いまして、逆に禁止される食べ物、飲み物をハラームと言うそうですが、こうしたハラール対応も求められておまして、順次保管・更新を行っておりますけれど、広域的な大災害を想定すると十分な量を確保できているとは思えないという認識でございます。現在、保有している段ボールベッドなどに加えて、プライバシーテントや簡易トイレなど多くの備蓄品を備えたいところではありますが、保管場所や費用などの課題がありまして、現在検討中のウォーター

パーク跡地等検討委員会などでも提起された防災倉庫、備蓄倉庫を町内の複数個所に整備する研究を急がせたいと考えているところであります。現在、県では、冒頭で申し上げた令和6年能登半島地震で明らかになった課題を教訓に「地震防災対策強化アクションプラン」の策定検討を進めておりまして、この中で災害備蓄のあり方が明確化され、備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性が示される予定とのことでありますので、町としてもこの新しいプランに沿って備蓄体制を見直し、強化を図ってまいりたいと思っております。

○津 谷（13 番）

はい。備蓄品の中でただいま町長よりお話ありましたけども、アレルギー対応またアレルギー対応、そして何よりもですね高齢者に特に多い嚥下障害に付随するものもありますので、しっかりその辺様々なメニューを用意していただいて、あらゆる町民の方の命を守る、そんな備蓄品にまたしていただきたいと思います。備蓄品といいますと、予算、また保管スペースが限られると思いますので、なかなかその目標の数を確保できないかもしれませんが、しっかりと一人ひとりに寄り添った備蓄品を要望したいと思います。次にですね非常公衆電話の設置ということでございます。いざ有事の際に、このスマートフォンこれ非常に便利なんですけどもこれを使えばいいんですか、いざというときに使えない可能性もあります。そんな中で、災害時に無料で使えます特設の公衆電話の設置状況、これは情報収集であったり安否確認にも使えますので非常に大事な位置付けかと思いますが、この辺はどのような状況になってますでしょうか。

○総務課長

非常用公衆電話の設置については、一定の要件があるところではございますが、災害時に避難所での通信手段を確保するため NTT のご協力によりまして、町内4箇所、辰野中学校、辰野西小学校、川島小学校、羽北の社会体育館に特設公衆電話を平成27年度に設置しております。これらについては、危機管理係と教育委員会によりまして点検をし、非常時には使用可能である状態であることを確認しております。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。実効性を高める災害応援協定の運用の方に移っていきますが、そもそもこの1995年の阪神淡路大震災の際にですね、救命また救助そして消防活動の渋滞そしてライフラインの寸断等でですね、病院、学校、警察など公共施設の損壊また救援活動の

機能が著しく低下をいたしました。こっから反省をして、これを教訓に数多くの災害時応援協定が結ばれてきているわけであります。この協定で行政と行政、また行政と民間、また民間と民間このような中で人的また物的の支援の繋がりができております。まずは当町におきまして県との協定状況もあるかと思います。また、独自の協定状況もあるかと思いますので、企業・団体等の災害時応援協定の状況はどのようになっているのでしょうか。

○総務課長

現在、町では 35 の団体・企業と災害時の総合応援協定を結ばせていただいているところであります。町としましては、機会があれば随時協定を締結させていただいており、今年度は県の弁護士会と協定を結びました。昨年度は令和 4 年度に協定を締結しましたエルボン辰野さんと、上伊那広域消防、辰野町消防団とで模擬火災訓練を実施したところであります。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。この災害時応援協定なんですけども、結んで終わりということではなく、定期的な協議またその各お願いをしている備蓄の状況の確認など、これ実効性を高めるためには、定期的な運用の改善また更新ですかねが必要になってくると思います。長野県ではありませんけども、災害協定を結んだあとになかなか連絡を取り合わず、あとで町の担当が連絡をしたところ、その店が倒産をしていたまた休業しているなんていうケースもありますので、しっかりとここは協議をしていきながら、更新をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがですか。

○総務課長

各団体とは定期的な協議等を行っております。平成 26 年に防災まちづくりの推進及び災害時における相互協力に関する協定を結びました。日本福祉大学ほか 6 市町村との間では、毎年、定期的に数回勉強会や訓練などを行い情報交換を行っております。その他、大規模災害時の広域的な支援のため、行政、企業、社協等が連携して運用しております上伊那災害時支援ネットワークの会議などにも参加しておりまして、平成 7 年に協定を締結した上伊那医師会、平成 16 年に締結しました上伊那歯科医師会など福祉医療関係者や他市町村各種団体と定期的に情報交換を行っているところであります。各協定には、当然満了日が設定されておりますが、互いに申し出がない限り自動継続をすることとなっております。一方で、地球温暖化等状況の変化もありますの

で、改めて見直し、確認も必要であると認識しているところであります。

○津 谷（13 番）

ぜひ、今後の応援協定の中で、私何回か質問をしてありますが「PFA」サイコロジカル・ファーストエイド、災害時における心理的な支援、今後大事になってきますのでその辺の専門分野の方との応援協定も、今後検討していただきたいと要望をしておきます。それではこの件名の最後でございますけども、これも2回、3回と質問をして繰り返してまいりました、防災運動会や防災フェスでございます。ここに様々な課題、例えばトイレの問題、ペットの同行避難の問題もあります。この長野県では今度130基ですけども、組み立て式なトイレ、これを導入をして各広域に配置をするということが決まりました。これメリットといたしまして、故障した際にこの組み立て式でするので壊れたとこだけ取り替えればよいということで、非常に安価なものであるということを学んでまいりましたが、それプラス全国的に今、導入が進んでおりますトイレトレーラー含めまして、これをその防災フェスのときに持ってきて、実際に使ってみてもらう、またペットの同行避難にはこういう道具がある、こういうゲージがあるっていう具体的なものを置きながら、そこに実際にペットを連れてきてもらう、様々なその課題を使ってですね、防災フェス、今年はもう間に合わないと思いますので、来年度以降ぜひこれは要望いたしますがいかがですか。

○総務課長

町では現在、6月9日に防災勉強会を実施したほかに、危機管理係が介護予防事業のふれあいサロンや外国人向け日本語教室などに出向き、勉強会などを実施しておりますけれども、能登半島地震やまた南海トラフ地震の臨時情報などで、防災に対する住民の関心は非常に高い状況と感じております。さらに、町で斡旋販売している防災リュックに関する問い合わせも多い状況でありますので、ご提案のあった防災フェス、防災運動会の形で気軽に参加していただけるような、またそういった中で防災に関する知識を楽しく学んで身につけていただく機会を、設けていくことを考えていきたいと思っております。総務課内の中で検討をしておりますして、具体的な計画に至ってないのは大変申し訳ございませんけれども、例えば、消防団などに協力していただきながらそういったイベントですとか、子育て等のイベントなどの同時開催という形をとれば、子どもから大人まで幅広い年代の方を巻き込む形ができますので、研究をしてまいりたいと思います。以上です。

○津 谷（13 番）

ぜひ、来年度以降毎年 11 月に今回 2 回目が行われる教育フェスですか、それに抱き合わせをすとか考えて、なるべく予算は膨らまない感じでやっていきたいと希望していききたいと思います。ともあれ、防災・減災インフラの整備に加えて、この防災意識の向上に向けた課題はとても必要性の高い取り組みでございますので、今後一層町全体でこれを協議をしていききたいと思っております。最後、次の質問に入ります。ヒアリングフレイル予防の推進について。ヒアリングフレイルこれはまた聞き慣れないカタカナ言葉が出てまいりました。何かと言いますと 2018 年にこれ新しく示されました概念でございます。加齢に伴う耳ですね、耳の機能の低下によりましてコミュニケーションの困難、また QOL の低下が見られる身体の衰えの 1 つとされております。要は耳の聞こえからくるフレイルであります。主なものとしたしまして、テレビまたラジオの音量が急に大きくなった、また逆に見なくなってしまった、またお互いに話すときに話す声が急にでかくなかった、また外出の機会が減ってきた、家に引き込むことが増えた、会話がなかなかかみ合わない、そんなようなことが 1 つの症状であります。適切な対策を行えるように、このヒアリングフレイルこれは今、全国自治体によりまして様々な啓発が進められております。これ耳の聞こえですので、なかなか見ただけで判断できないものでございます。この適切な対応ができないまま心身能力の低下に繋がり、やがては要介護状態へ進行することもあります。そんな中のこのヒアリングフレイルの予防の啓発、またさらにセルフチェックといたしまして、これも全国的に今、導入が進んでおりますアプリがありまして、みんなの聴能力というのがあります。耳の能力ですね「聴能力」というのがあります。これは有効なのがスマートフォンまたタブレットで使えるんですけども、自分でセルフチェックをするということですので、自分自身が聴力が低下をしているということを理解しまして、意識するようになります。したがって、そっから予防に入っていくというものでございますので、ぜひ導入を進めたいものでございますが、まずはこのヒアリングフレイルの予防の啓発、そしてセルフチェックの「聴能力」の導入はいかがでしょうか。

○保健福祉課長

加齢による体の機能の低下、衰えですね、意識できるものもあったり、あまり意識できないものなど様々でございます。代表的なものとして味覚、聴覚、視覚、触覚など、感覚機能の低下が挙げられます。先ほど議員がおっしゃった、聞き取る機能、聴

力の衰えは60歳を過ぎた頃から高音が聞き取りにくいという形で現れるようになり、高い大声より低いひそひそ声の方がよく聞こえたりすることもあるようです。65歳を過ぎると、難聴者も飛躍的に増加すると国立長寿医療研究センターの研究でも示されております。そのまま難聴が進行していくと、会話を避けるようになり人との交流が減り、家に閉じこもりがちになることによって身体機能の低下を促進し、認知症リスクを増大させてしまいます。自分は耳が聞こえにくいかもしれない、先ほど議員からありましたけれど、家族からテレビの音が大きいと言われた、そんな経験がある方におきましては、まずはお近くの耳鼻咽喉科に早めの受診をお奨めしたいと思います。町としましては、そういった方々に対しましてどのような支援や啓発ができるか、先ほどアプリも含めてですけれども、研究してまいりたいと思います。

○津 谷（13番）

これは導入をしている自治体からいただいた啓発のチラシでございます。ちょっとこんなようなチラシをまた作ってみて回覧をしてみるとか、こんなのも1つの手かと思えますので、今後の検討をお願いしたいと思います。続きまして庁舎窓口などに軟骨伝導イヤホンの導入でございます。この軟骨伝導イヤホンというのは、これもまた今、全国自治体の窓口でまた金融機関とかもですね増え始めております、導入が。これはどういうものかといいますと、奈良県の県立医大の名前は言えませんが某学長が発見をしました。第3の耳の経路なんですね。1つは実通常通り耳から聞こえるもので、もう一つは骨伝導といってイヤホンもありますけど骨伝導から音を聞くもの、そして新たな概念として軟骨伝導というものが発表されました。それを利用して昨年販売された本当にこれは新しいものでございます。軟骨伝導イヤホンは軽く耳に当てるだけでございますので、骨を圧迫することはありません。また完全に耳をふさぐわけではありませんので、外部の人と話を聞きながら窓口で話ができます。また今までですね耳の聞こえない方に大きな声を出したり、筆談をするそんなこともありませんし、要は個人情報漏れるそんな心配が一番あるかと思えますけれども、利用する窓口の人はそれが一番心配かと思えます。それが全くないということでもありますので、ぜひこれ有効的なものだと思います。この窓口用の価格というのは税込で2万9,480円というもので比較的安価なものでございますので、試験的に導入も含めた検討はいかがですか。

○保健福祉課長

コロナ感染症対策の一環として、窓口にアクリル板を設置した際、マスクの着用もあり会話の声が聞き取りにくいことから、会話を補助する機器として対話支援システムを導入した経緯がございます。マイクに向けて話した言葉がスピーカーを通じて、相手に聞き取りやすいクリアな声で聞こえる機器でございます。しかしながら、実際に利用する中で、会話を録音してるのではないかと、そんな声を多くいただくようになり現在は利用を控えております。しかしながら、来庁される高齢者のうち声が聞き取りにくいという方は実際におられます。そのような方のためには補助的な機器が必要なのかもしれません。まずは軟骨伝導イヤホンもその機能も含めて他の市町村の導入状況も調査してみたいと思います。

○津 谷（13 番）

ぜひ、試験的な導入も含めて前向きに検討していただきたいと思います。続いて補聴器の購入補助対象者の年齢引き下げについてお話をいたします。生涯を通して修正可能な認知症の危険因子っていう論文が 2017 年、イギリスの医学誌ランセットというところに掲載をされました。私も全部読んだわけではありません。一部しか抜粋をしていませんが、そんな中で根本的に修正困難な危険因子が 60%といたしますと、予防できる可能性のある 12 の危険因子がその中の 40%別にあるわけでございます。45 歳から 65 歳の中年期、これ難聴が 40%の中の 8%で最も多い数でございます。次いで 65 歳以降の老年期のうつ病とか社会的孤立これが各 4%と、それが 2 番目になっていくわけでございますが、このとおりこの中高年の難聴支援というのは今、結構多いわけでございますね。当町は 65 歳以上補聴器の補助が始まりました。これ非常に画期的で、これまで何人もの議員がお願いをしてきて提案をしてきた中で、ようやく今年度実現できた、これは大いに評価をしたいと思います。そんな中で全国的なデータを見ますと、50 歳以上の補助が 4%、18 歳以上が 21%、また 65 歳が当町もそうですけども 59%という数字が出ております。現在の補助、この利用状況も含めながら、この年齢を 50 歳もしくは 18 歳以上ということで、対象年齢の引き下げを提案いたしますがいかがですか。

○保健福祉課長

まず今年度から始めました高齢者補聴器購入費助成事業でございますが、8 月末までに 20 名の方から申請を受け付けております。その年代構成でございますが、70 代が 5 名、80 代が 12 名、90 代が 3 名で 75 歳以上の後期高齢者が全体の 90%を占めて

おります。この事業は現在 65 歳以上の方を対象としておりますが、先ほども答弁いたしましたとおり、65 歳を過ぎると難聴者が飛躍的に増加するという研究結果が出ているため、この対象年齢に設定したものでございます。現在申請されてくる皆さんが新たに補聴器を購入する目的なのか、また従来より使用していて買い替えのためなのか、それによっても対象年齢の引き下げの参考になるのかなと思いますので、そんな調査を今後行いながらその結果を見ながら、年齢引き下げについても検討してみたいと思います。

○津 谷（13 番）

はい。ぜひ今、これから活用されるであろう皆さんにその辺も調査をしながら、次に向けてのデータということで取りながら、年齢の引き下げの方も検討していただければと思っております。はい、次の質問でございます。マイナカードの普及と利用促進について質問をしていきます。マイナ保険証ということは午前中しっかりと議員の方から聞いていただいておりますので、私はその基となりますマイナンバーカード自体の話をしていきたいと思います。このマイナンバーカードはデジタル社会において、しっかりとこの公的基盤となる大事なツールだと私は思います。そんな中で、現在のマイナカードの保有率も含めて未保有者への推進のための働きは、当町ではどのような動きになっておりますでしょうかお聞かせください。

○住民税務課長

8 月 25 日現在、マイナンバーカード交付枚数は 1 万 5,725 枚で交付率は 85.98%、長野県内 77 市町村中、交付率順位は 9 位となっております。マイナンバーカードを保有していない方への対応として、毎週水曜日午後 7 時まで、通常の夜間窓口を開設しておりますが、マイナンバーカードに関することのみ午後 7 時 30 分まで対応しております。ただし、午後 7 時以降の来庁は予約が必要です。また、ご予約いただければ、毎月第 1 土曜日の午前 9 時から正午まで窓口を開設いたします。開設日前日の午後 4 時まで予約を受け付けておりますのでご利用いただければと思います。辰野町 LINE 公式アカウントからも予約ができるようになりましたので、併せて紹介させていただきます。また、役場の窓口以外では、先日開催されました辰野町ゼロカーボンアクション 2024 など町のイベント等で出張申請窓口を開設したり、移動手段がなく役場の窓口に来られない方などにつきましては、個人宅へのお出張申請もしておりますし、事業所などへもご希望があれば職員がお伺いしております。

○津 谷 (13 番)

85.98 の交付率ということで、これ県内 9 位ということで、非常に担当の方のご苦労が窺える数字かなと思っております。今現在、総務省でありますけども、来庁が困難な方に対しまして、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援というものをそういう事業を実施しております。行政職員が希望のある施設や自宅に出向くと、アウトリーチ型でございます。一括して申請を受け付けることができます。その際に出張した職員による本人確認また写真撮影を行い、後日、郵便などでご本人にお届けをすると、これは国庫補助のマイナンバーカード事務費として計上されて、国の補助となっているものでございます。このような様々、事業がある中で障がい者また高齢者も含めまして、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援はどのような状況でしょうか。

○住民税務課長

昨年、県より委託を受けた業者からマイナンバーカード出張申請サポート案内が県内の介護福祉施設等に送付されました。この情報を受けまして町職員が町内の 2 施設にお伺いし懇談を持ちましたが、施設側は出張申請サポート対応に消極的でありました。今のところ申し込みはありません。なお、施設入所している方のご家族から申請等相談がありましたら取得できるよう対応してまいります。

○津 谷 (13 番)

現在、マイナンバーカードを取得するには申請からカードが届くまでに 1、2 箇月の時間がかかっていると思いますが、申請時また紛失等による再交付、そして海外からの転入者など特に速やかな交付が必要となる場合、この対応するために 12 月 2 日以降でございますけども特急発行がございます。1 週間以内に最短 5 日で交付するということが決められているそうでございますので、しっかりここも周知をしながら更なる推進を進めていっていただきたいと思います。続きまして、このマイナンバーカードの利用促進と活用について向けた取り組みを伺ってまいります。まずは利用促進のための取り組みでございますけども、これは防災面におきましても、大規模な地震が起きたときに開設された避難所におきまして、今後でございますけれどもマイナンバーカードを使って、入所管理ですとか薬剤情報の管理を行う実証実験を行っております。その結果、入退所の手続きがスムーズにまた正確に行われまして、避難者の把握にこれ時間が 10 分の 1 に短縮をされるというデータが出ました。このようなデー

タもありますので、しっかりこれを利用促進のために使っていただきたいと思いますので、今現在の利用促進のための取り組みはどんなものがありますか。

○まちづくり政策課長

行政から発行される証明書であります住民票だとか、また、印鑑登録証明書に加え戸籍証明書、町県民税課税証明書がですね、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機にて、発行を受けることができる状況でございます。いつでもどこでもご利用いただけるほか、手数料の割引もございまして役場の総合窓口で発行するよりも安価で便利に取得することができます。こうしたものにつきましては、多くの住民の方にご利用いただいております、現在定着してきているかなというふうに感じているところでございます。また、確定申告をネットにて行いたい場合には、e-Tax、電子申告やマイナポータルなどのオンラインサービスを利用する中で、必須とされる本人確認やマイナンバーの入力がスムーズに行えます。申告の手続きが簡単になり効率的に行うことができます。これはまさに行かない窓口のですね実現かなというふうに考えてるところでございます。ほかにも町議さんおっしゃられたように、本人確認が必要な場面ではですね公的な身分証明書としての使用もできます。こうしたマイナンバーカードのですね、実際に使える場面というものが、それを直面していただくといえますか体験していただくことが、このカードのですね利便性の良さを皆さんに認識していただける、とてもいいタイミングなのではないかというふうに考えております。書かなくても申請ができるらくらく窓口のような、役場でも活用できる工夫と合わせて利用促進と活用という観点から、また利用をですねお知らせしていきたいと考えております。そしてまた、利用促進のアイディアもですね研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

このマイナンバーカードは DX 推進戦略の中でも大事な位置付けでございます。またこれから進んでいくフロントヤードの中でも、このマイナンバーカードの位置付けは本当に重要なものになってきていると思います。そこでマイナンバーカードを活用した DX の取り組み状況をお知らせください。

○DX推進担当課長

はい。お答えします。マイナンバーカードは教育から生活、医療に至るまでデジタルの力で便利で安全で、先端サービスが提供されるデジタル社会の根幹を担っており

ます。国においてもマイナンバーカードの利用促進として、災害時の本人確認や公共サービス、その他割引、医療、健康、子育てや施設の利用、利活用など、利用拡大に向けて様々な方策が示されております。当町においても、マイナンバーカードを利用してらくらく窓口等では、書かずに証明書を発行することができます。今後においてもこれまで来庁しなければいけなかった1つの条件として、本人確認というものがありましたけれど、これもオンライン上でする仕組みができておりますので、このマイナンバーカードで本人確認をするっていう仕組みを利用しまして、様々な行政サービスが今後も多く提供していくことが可能かと考えております。それからマイナンバーカードには独自利用領域という部分がありまして、ここにおいては自治体独自のサービスを提供できるっていうこともありますので、この辺も先進事例等を研究しながら取り組めるところがあれば活用していきたいかと思っております。

○津 谷（13 番）

交付率 90%、100%を目指していただいて、更なる推進を検討していただきたいと思っております。では最後の質問、ヤングケアラーの支援についてしてまいります。令和2年の12月議会におきまして、私がヤングケアラーの支援について質問をして以来、3回、4回と繰り返してまいりました。当時は私もまだまだ認識も甘かったのかなあとと思ひまして、実態の調査を強く求めてまいりました。ただやっぱり私自身も感じたところでございますが、本当に実態調査として見えてくるっていうのは氷山の一角だなんてつくづく感じているわけでございます。また見えてきた中でも一人ひとりすべてが違うパターンのケアをしているということが、本当に浮彫りになってきておりますので、一言にその支援といっても本当に難しい大変なことなんだなあと感じております。しかし、このヤングケアラーを支援するのは私たち大人の責務であると思ひます。このたび6月の12日でございますけども、子ども子育て支援法と一部を改正する法律が改正されました。ここに子ども若者育成支援推進法が改正をされまして、国、地方公共団体等が各支援に求める努めるべき対象に、ヤングケアラーが初めて明記をされました。ヤングケアラーを巡ってはですね、独自の支援をする自治体があります。しかし一方で、支援が全くない自治体があります。こども家庭庁によりますと、昨年度のデータでございますが、全国の自治体を対象に行った調査では、およそ30%の自治体が取り組みは特にないと回答をしております。また、支援に取り組んでいる自治体も相談窓口の整備が7.8%、専門の職員の配置が9.6%に留まっております。実際

には支援がなかなか進んでいない、これは状況でございます。そんな中で当町におきまして、現行の子育て応援課によります支援、この状況と課題をお聞かせください。

○子育て応援課長

それではお答えいたします。個人が特定されてしまうため、詳細については申し上げることはできませんが、現在支援を行っている家庭は1件であります。家族の日常生活の世話をを行うことにより、子どもに負荷がかかっており支援が必要なケースであります。ヤングケアラーへの支援の強化を図るため、今年度から子育て世帯訪問支援事業で、ヤングケアラーのいる家庭への支援ができるように対応しているところです。課題としては、ヤングケアラーの実態把握であります。アンケート調査等によるアプローチもありますが、子ども自身や家族が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくいと感じております。こうした中で、適切な支援に繋げていくためには、学校をはじめ、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療等の他機関との連携が重要であると考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。私独自でございますけども、この18歳以上の大人の方に対して無作為で、ヤングケアラーについてSNSでオンラインでアンケートを取らせていただきました。そんな中でやっぱり「あなたの周りにヤングケアラーがいると感じたことはありますか」とそんな中で、はいが40%、いいえが35%、わからないが25%、大体想定をしている数値でございますけども、このわからないっていうのはやっぱり大人の私たちが、ヤングケアラーとは何かということをわかっていないからであると思います。実際「辰野町の中にヤングケアラーがいるの」って聞かれたことがあります。これはやっぱりその人が悪いんじゃないくて、ヤングケアラーというものは何かということはわかっていなかったんじゃないかと思いますので、しっかり私たちの責任として、町の責任として、これはヤングケアラーについてもっともっと深く支援をしていかなければいけないと思います。そんな中で1番子どもたちと接する中で、教育現場がありますけども、教育委員会は4月の教育委員会の会合の中で、今年の具体的な施策の対応として、10番目にですね、ヤングケアラーを見落とさないと初めてこのヤングケアラーという字が出てきました。そこでお尋ねをいたしますが、教育委員会での現在の対応をお知らせお聞かせください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。ただ今の子育て応援課の課長が申したように、ヤングケアラーと思われる事案は、残念ながらこの辰野町でもいくつか報告をいただいております。やはり個人が特定されてしまう可能性がありますので詳細は触れませんが、病気の家人の世話をしている子どもとしての本来の遊びができなかったり、勉強がおろそかになったりと、それから平日、弟・妹の世話をしていたというものもありました。これらの事例が挙がってきた背景には、議員が以前この町議会でヤングケアラーを取り上げ、その後の町の校長会において一般質問の報告をしたことにより、学校がヤングケアラーという視点で、児童生徒を改めて見つめるようになったことが大きく、この事例はもしかしてとなったものであります。児童生徒を毎日見ている先生方がヤングケアラーを認識し、そのような視点から児童生徒を見守っていただいていることは、教育委員会としても大変感謝してるところでございます。学校では、欠席が増え始めたという場合や、授業中居眠りをこれらもヤングケアラーという視点から見守っておりますし、中には子どもとたわいもない雑談をしている中で、「あれっ」「おやっ」とこんな感じたものもあったようでございます。学校ではヤングケアラーのうたわれるような事案等が出た場合には、直ちに情報の共有が図られて、その子とより話ができる先生、担任以外でもいいですのでね、より話ができる先生が丁寧に聞き取りを行います。そのあと教育委員会に報告が上がってまいります。教育委員会では子育て応援課と情報共有を行って、子育て応援課の保健師が家庭支援に入っております。先ほどの事例も、早い段階で保健師に家庭支援に入っていただき、児童相談所や学校も交えてケース会議を開催し、チームで対応した家庭支援を現在行っているところでございます。子ども自身も自分が今行っていることがヤングケアラーに該当しているのか、あるいは単なる家族の一員だから家事を分担しているだけなのか、よくわからない状況が多いようですので、ですけどこれは無理もないと思います。ヤングケアラーはこれからも学校や教育委員会だけでは対応はできません。子育て応援課やスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー、児童相談所とも連携して対応していかなければなりませんし、また、先生方のほかに児童生徒にもヤングケアラーについて学ぶ機会が必要であると考えております。今後、今年度は厳しいかもしれませんが、職員研修の場などを考えていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

今、県でも推進をしております民間によりますヤングケアラーのコーディネーターの配置は、これはこの当町におきましてどのように考えているのか端的でお願いいたします。

○子育て応援課長

民間ヤングケアラーコーディネーターの配置は、ヤングケアラー支援の範囲と質の向上、ヤングケアラーへの適切な支援の提供が期待できます。近隣自治体で配置しているところもありますが、辰野町は現時点では支援数も多くないことなどから、今後の状況を見ながら考えていきたいと思っております。以上です。

○津 谷（13 番）

最後の質問です。これをやっぱり周知また啓発のために講演会また研修の実施がこれ大事になってまいります。7 月の 26 日でございますけども、諏訪市のこども課子育て支援係によります講演会がありまして私行ってまいりました。この 70 名ぐらい参加をしたんですけども、辰野町からは私 1 人でした。この中で一般社団法人の日本ケアラー連盟の理事でありまして、令和 5 年度のこども家庭庁のヤングケアラー啓発事業アドバイザーの方でした。この方は今、東京立川で活躍をしているんですけども長野県の生まれということで、終わったあとは辰野町にもぜひ来ていただきたいというパイプを作ってまいりました。非常にこれ勉強になる講演でございましたので、行政また施設、学校関係者を含めてですね、ぜひ講演会をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○子育て応援課長

ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人等が理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援に繋げることが重要であると考えております。そこで周知や啓発のために、講演会や研修会の実施は非常に効果的な手段であると考えております。国においては、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間を、ヤングケアラーの社会的認知度向上の集中取り組み期間に据えていること等をふまえ、積極的な広報啓発を実施しております。来月 10 月には、県及び町から学校等へポスターとリーフレットを配布して啓発を行う予定であります。先ほども申し上げましたが、適切な支援に繋げていくためには他機関との連携が必要なことから、関係機関等への講演会等を実施していきたいと考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

まずはこの講演会、なるべく近々のうちに実施されることを願っております。ヤングケアラーの子どもたちを支える根拠ができたということで、一歩前進でありますので今後ともしっかりと推進を求めていると思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 12 番、小林テル子議員。

【質問順位 7 番 議席 12 番 小林 テル子 議員】

○小 林（12 番）

はい。本日 7 番目、最後の質問になりました。しっかりと質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。通告に従い質問をいたします。学校給食への地産地消食材提供の進行状況についてお尋ねをいたします。地球全体の異常気象、自然環境の悪化、農地の荒廃の進行、今年の夏の異常な暑さ、どれをとってもこれからの食材調達が困難になっていくことが確かなことでしょう。そうした中、学校給食に食材を提供する会の事業は令和 4 年度から町の補助予算が計上され、昨年度も継続で進められました。そして令和 6 年度は食材補助予算が 50 万円から 60 万円と増額になりました。学校給食に食材を提供する会の皆さんは、それ以前からも学校と連絡を取り合いながら、自分たちが作っている安全な農産物を子どもたちに食べてほしいとの思いから、野菜の提供を進めてきていました。そこに令和 5 年 5 月、辰野町は有機農業推進のまち宣言をいたしました。そうしたタイミングもあり地産地消食材の提供は、生産者の拡大が進んでいるのではないかとこのように見ているところです。また、町民の皆さんの関心を集めていることにもなっているというふうに思います。そこでこの事業が辰野町に定着、広がっていくことを目指して本日質問をいたします。そこでお尋ねいたします。令和 5 年度の地産地消食材の提供は、学校給食全体から見た、地産地消食材のその比率はどのくらいになっているのでしょうかお答えください。また、令和 6 年度ですねそうしますとまだ 3 箇月ですけど、4、5、6 夏休みが入っておりますので、夏休み前までだと思いますけども、昨年度とこの地産地消食材の提供は進んでいるのでしょうかお答えください。お願いいたします。

○学校支援課長

はい。学校給食への地産地消食材の提供状況についてお答えいたします。毎年 6 月

と 11 月の各 1 週間を対象に、学校給食における県産農産物利用状況調査が行われます。この調査は、対象 1 週間に利用した穀類や野菜類、魚介類、肉類等の食品数、品目数による統計調査でございまして、使用量や購入量を表した調査ではございませんけれども、この調査による令和 5 年度の辰野町小中学校の平均につきましては、全品目に対する県内産品目の占める割合は 50%強、県内産品目のうち、町内産品目の占める割合は 50%弱ですので、全品目に対する町内産品目の占める割合は、25%弱でございました。令和 6 年度の状況でございしますが、今年 6 月、1 回調査終わっております。その結果につきましては、辰野町の小中学校の平均は全品目に対する県内産品目の占める割合は約 50%、県内産品目のうち町内産品目の占める割合は約 40%、全品目に対する町内産品目の占める割合は約 20%でございました。令和 6 年度は前年度に比べて若干数値は落ちておりますけれども、まだ 6 月 1 回分だけの数値でありますので、これに 11 月分が加われば、前年度並みになるのではないかと思います。以上です。

○小 林（12 番）

そのように調べているということがわかりまして、それで私が思っていたよりも全体の中の 25%とか 20%とか 10%いくのかしらぐらいのところで思っていたんですけども、結構数字的には頑張っているんだなというふうに思いました。はい。それで 2 番のところにまいります。その地産地消の食材の提供を進めるためには協議会とか連絡会っていうのがあって、どんな野菜が必要なのかとそういうことを話し合いながら進めているということだと思いますけれども、その協議会の構成団体はどのようになっているのか、また開催状況はどの程度の頻度で開催されているのか、お答えください。

○総務課長

ただいまご質問のあったような協議会、連絡会と言った形の組織は現在はございません。現状では、学校給食へ食材を提供いただく生産者やそのグループ、具体的には学校給食へ食材を提供する会ということになろうかと思いますけれども、と関係課の間で毎年 1 回春先に提供いただく種類ですとか数量、条件などを話し合い申し合わせをしてまいりました。令和 6 年度は 5 月の 23 日に開催しておりまして、教育委員会では学校支援課、それから町では子育て応援課、産業振興課からそれぞれ担当者と栄養士が出席して打ち合わせをしたところでございます。今後については、この回数を

増やし、様々な課題解決に向けて調整を進めていくとしております。以上です。

○小 林（12 番）

はい。協議会ではなくても話し合いをしないと進まないということですので、その部分は一応されているということでしたけれども、ちょっとそこが1番私としては気にかかっていたところでありました。そうしたところ8月の末にですね、下伊那郡松川町に有機給食の視察調査ということで、議員と生産者で行く機会がありましたので、私もその会に参加をさせていただいて聞き取りに行ってみいました。そのときのことをちょっと話させてください。松川町は有機農業のまち宣言を辰野町よりも先に実施をした町ということで、もう町長以下、皆さんご存知のことだと思います。その松川町で最初に行ったのが、生産者、ゆうき給食とどけ隊と、中継業者、たまたま松川町にはJAの果物とか扱う店舗のようなものがあるものですから、そこがあったということでそこと、それから行政、学校の栄養士・調理師、そこは「ゆうき給食とどけ隊」という名称になっていますが、そういった皆さんに行政の方が声をかけて組織化をして定期的な会議を持ち、ときには畑にまでみんな一緒に行って足を運び、生産者の苦労を共有し合って作っているようですということのお話を伺ってまいりました。組織がすごくしっかりしていて、これは学べることではないかと思ったものですから紹介させていただきます。辰野町でも、今年農業振興センターを中心に生産者の学びの場がこれまでにない頻度で開催されているっていうことは、本当にいろんな情報で私も見聞きしております。私も2回ほど参加をさせていただきました。そうしたものが有機農業推進のまち宣言の効果というふうに見ているわけですが、今こそその生産者、仲介業者、行政、栄養士、調理師その松川町のところには、そこにも教育長さんも入ってるとかそういう方まで入っていて、この協議会っていうのが定期的開催をされているということだったんです。私はこれはすごいなと思ひまして、去年の質問でも申し上げましたが、学校給食を通して子どもたちに安全な野菜を食べさせたいという思いが、有機農業を推進するというふうに松川町のところでは考えているということを、前町長さん変わられたんですね。前町長さんが言われていて、その意思をきちんと継がれていて、今もその考えに基づいてこういった会が定期的開催されているということだということをお聞きしてまいりました。行政がリーダーシップをとって、4者の協議会を立ち上げて、4者、5者、そういったものの協議会を辰野町でも立ち上げていただけたらというふうに要望いたします。もしご答弁がいただけまし

たらお願いいたします。

○議長

要望ということでよろしいですか。

○小林（12番）

はい。要望ということで結構です。はい。そのように今日は要望いたします。よろしくお願いいたします。そしてさらに3番です。午前中の林議員の答弁でもありましたが、辰野町の目指す農業の姿は、地産地消であるというふうにおっしゃっておられました。さらに大きな課題ではありますが、令和7年度に主食のお米について、地産地消の計画を進めていただけたらということです。お米の生産者の中には既に減農薬のお米を達成している生産者もあり、安全なお米の生産者グループは、学校給食で必要な15トンという試算をしているようですけれど、15トンのお米が供給できるというふうにおっしゃっています。いかがでしょうか。本日も県の農業指導員を招いて、第3回環境にやさしい農業研究会「ほたる」という会を、平出の田んぼで水田の勉強会が開かれているということも新聞にも載っておりましたけど、このように生産者も今、頑張っって有機農業を進めようというふうな動きができておるときです。ご検討いただけたらご答弁をお願いいたします。

○総務課長

学校給食への主食用のお米につきましては、これまでも東小学校と町内保育園で、町内の米農家さんから、安心安全なお米を入れていただいておりますので、今後はこれを広げまして、東小学校以外のすべての小・中学校へ安全安心な町内産のお米を提供いただけるように、関係者と前向きに検討していきたいと考えております。

○小林（12番）

はい。前向きな答弁をいただきまして大変嬉しいことです。長野県での県の農産物の提供目標は、2022年では69.5%ということでした。2027年には75%までこの数値を上げていきたいというのが県の計画になっております。そうしたときには今も言われた私も申し上げましたが、お米を地元のお米を子どもたちに食べさせていくということは非常に重要なことで、これをするによってかなり地産地消が進むのではないかというふうに考えております。ですので、松川町の規模だと小学校が2校で中学校が1校で1,100人分、別の議論になりますけど、給食費の無償化も昨年の10月には実施しているというようなお話でした。私はまたこれは別の議論と言えますの

でこのことについては触れません。ですが宮田村でも同様に村内の安全なお米を全量を切り替えて、地元のお米を学校に提供しているというのが上伊那の管内でも実施がされている状況もあります。冒頭にも申し上げました自然環境の悪化、農業耕作放棄が進む中、主食のお米を地元産有機米にしていく。非常に意味あることと要望いたします。それから4番目もう1点になります。学校給食への理解を深める機会として、子どもたち、保護者も含めた学校の年間計画の中に生産者と交流しながら、定期的な試食会を開催していくという提案をさせていただきたいと思います。両小野中学校でほかの小学校でもやっているのかもしれないんですけども、6月ですね両小野中学校でこういう会を催されたっていうのを地域の方から伺いました。地域の方でも行って子どもたち、保護者だけではなくて、地域の方も参加できて試食会ができるという催しがあって、とても良い催しだったというお話を伺っております。そういった保護者、子どもたちと生産者が一堂に会して試食する機会、そういったものを年間計画の中に位置付けていただいて、そしてこの学校給食に地元の食材を提供するというところが進んでいくことを願って、もう1つ欲張りではありますけども、この提案を今日はしておきたいと思います。ご答弁お願いいたします。

○学校支援課長

学校給食につきましては、子どもたちはもちろん保護者や地域の方、生産者の方に理解を深めていただくことは大変大切なことだと考えております。小学校ではPTAの行事や家庭教育学級で、給食の試食会や学校給食を通しての食育を考える取り組みを行っております。昨年、各学校1食分だけでしたが、有機米の生産に取り組んでいるグループの方からお米をいただきまして、給食で試食をしております。そのほか地元産野菜等について具体的に紹介させていただきますと、ある学校では保護者に子どもの配膳の様子や食べる様子を見ていただき、実際に給食を食べていただく。併せて、栄養士から学校給食や地域食材について話を聞く。またある学校では、地域食材を使った親子料理教室を行い、食への関心を高めるとともに地域との繋がりを感じる機会を増やすといった取り組みを行っております。議員ご提案の試食会につきましては、給食設備や調理する食数の関係から、学校での定期的な開催、あるいはあらかじめ年間計画に盛り込んでの開催につきましては、少し難しい点もあると思いますけれども、毎年、農村女性ネットたつの皆さんが地域食材を使った料理開発を行っており、その一部をアレンジして、小中学校や保育園の給食に採用させていただいておりますの

で、このような機会を捉えて、住民の皆さんに試食していただくなどの方法も考えられると思います。そのほか学校での生産者や地元食材の理解を深める取り組みについて、少し学校の状況を紹介させていただきたいと思います。辰野中学校では、毎日給食時に放送されるランチレターというものがありますが、その中で「今日はどここの、まるまるさんの畑から届いた何々を使ったスープです」とか、「今日の野菜はすべてが県内産で、そのうちタマネギ・ナス・カボチャ・ニンジンが町内の畑から届きました」「今日はカブ・ハクサイ・ジャガイモがそれぞれの町内の畑から届きました」「地産地消は大事にしたいですね」。それから昨年、11月のランチレター「給食室からこんにちは」にはこんな紹介がされております。「今日は地域食材の日です。町内の小・中学校が一斉にブラック唐揚げとソルガムのミネストローネを味わっているの、小学校に兄弟がいる人は、ぜひ夕食のときにでも話題にしてみてください。何回か登場しているソルガムですが、町が新たな名産にしたいと頑張っているの、給食でもどんな使い方ができるかなと試行錯誤しながら、いろいろな料理を研究中です。今回のレシピも栄養士が集まって、実際に試作を重ねながら分量などを考えました。味や見た目はもちろんのこと、食品自体のことも知ってもらえたら嬉しいです。夏に生産者のまるまるさんの畑に伺ってソルガムを1株譲っていただきました。給食室前に飾ってあるので、大きさや草の様子などぜひ観察してみてください」。またある小学校では、数年前までは子どもたちが圃場見学に行くことがありましたが、最近ではなかなか時間が取れないということで、栄養士と養護教諭が圃場に行って写真を撮り、その様子を子どもたちに伝え、地元の生産者グループの皆さんと交流給食を予定しております。また別の学校では、児童会活動の中で給食に食材を提供する会の方にインタビューする企画があるようです。提供する会の方に畑の動画を撮ってもらい、インタビューの様子を交えて動画撮影し、10月の給食週間で全校に放送します。その日には、提供する会の皆さんを招待する予定です。といったように学校では様々な取り組みを行っているところでございます。

○小 林（12 番）

はい。たくさんの素敵な事例を紹介していただいております。辰野町は本当に自校給食で私も本当に何年前でしょうか、自校式にするのかセンター式にするのか委託にするのかというそういう選択をする時期がありまして、そのときにたまたまその委員をさせていただいた記憶があります。そして、自校式をこれからも堅持

していこうということで頑張っって今までやってきています。子どもたちは辰野町の給食は美味しいというふうに言っていることも、私もよく承知しています。その中にまたこうした有機の食材、有機に定義はいろいろあるというふうに言われておりますけれども、まずは自分たちが安全と思える食材を子どもたちに提供していく、そしてそれが本来の意味での有機というものに近づいていく形になっていくのではないかと思います。まだ始まって2年目の取り組みではありますが有機農業については。そうした生産者と、学校給食を提供する人たちが心が一つになったときに、これはもっとさらに進んでいくのではないかというふうに考えておりますので、お米のことも含めてみんなでやっぱり協議会があって、そして進められるそういった町の学校給食になってほしいというふうに思います。以上です。それでは2番の松枯れ対策の進行状況についてです。6月の議会で、松枯れ対策について昨年から今年について急激に広がってきている状況への対応、これまでとは違った局面に入っていることについて質問いたしました。町として枯れた木の処理、枯損木の処理はそれなりに実施しているようです。新町の地域住民の皆さん森林地権者も初めて経験しているようで心配しております。農道周辺でしたけれども、現在は農道より標高の高い森林に松枯れが進んでいるように見えて心配をしております。茸山の消防林にも迫ってきているそのように見えます。新町区に出向いて区の役員10名、山管理委員会7名対象で松枯れの現状説明もしていただきました。枯損木の伐採には地権者の許可が必要であったり、実施の伐採には特殊伐採の技術が必要であったりと、なかなか伐採実施には時間を要していることなど説明を受けました。新町には消防林、茸山もあり、その点が心配であるというような意見も出ました。区として協力ができることがあったら協力もしたい、そういった意見も出ました。日々西山を見ていると新たな松枯れが視界に入ってきてまいります。枯れた木の特定、地権者交渉と困難は理解しつつありますが、松枯れが一部地域でさらに進行していることにこの憂慮をしておりますが、6月以降の1番です、6月以降の伐採実施状況はどのようになっていますか。お答えください。

○総務課長

6月以降に実施をしました伐倒、それから燻蒸の本数は37本で45.34立米という状況であります。以上です。

○小 林（12番）

申し訳ありません。37本という数を聞いてあ、いや、やっぱり結構あるんだなとい

う思いがありましてちょっと驚きながら、はい、です。それでそのときの説明のときもですね、今後は町長をトップとした松枯れ対策会議といったものを開催をして、そしてそこで決定していくというふうに説明をされていたわけなんですけども、その対策会議というものです、先ほど向山議員のときにも言われておりましたけれども、その対策会議は開催されたのでしょうか。もし開催されていないのでありましたらいつごろ開催がされるのでしょうかお尋ねいたします。

○総務課長

対策協議会については、10月の18日金曜日に開催することが決定しております。この際、樹種転換、被害地指定、被害対策の実施方針等についてご協議いただく予定であります。

○小 林（12 番）

10月18日に決定がされたということですので、その会議のところで、これからの方針というのが決まっていて、速やかな対応がされていくことを望みたいと思います。そうではありますけれども松枯れして地域のこと、それから樹種転換についてのこと、その検討は対策会議で決定されるということですので、現在考えられることとしては本当にこれ以上広げない速やかな対応ということで、どのようなことが現場ではされているのかということについてお答えください。

○総務課長

これまで町では発見され次第、伐倒・燻蒸処理という対策をとってまいりましたけれども、今後は辰野町を被害市町村に指定をするとともに、樹種転換を進めていく方針であります。辰野町は、上伊那地域では唯一の松くい虫の未被害地域でありましたけれども、地元地区との協議の中で皆様のご意見をお聞きし、森林病虫害等防除法に基づきます地区実施計画を作成し、町の松くい虫対策協議会の承認を経て指定を受けたいと考えております。被害市町村となれば国の補助金を活用した対策を実施できますので、松くい虫対策の財源確保にも繋がります。加えて実施計画に基づき、守るべき林を決め、マツノマダラカミキリの移動の経由地となる松林を伐採し、他の樹種へ転換することで感染を防除する事業を推進していくことになります。本来でしたらこの対策協議会を経たのちに予算計上ということではございますけれども、本議会の定例会初日におきましては、一般会計の補正予算の中でこの枯損木の処理ですとか、樹種転換等の予算を先に計上してございます。できることを速やかに対応してまいりた

いと考えております。以上です。

○小 林（12 番）

速やかな対応を望みたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは3番に移ります。岡谷ジャンクションの工事の影響による国道153号線の渋滞についてということでお尋ねいたします。今年度5月7日からだと思いますが、中央道リニューアル工事、岡谷インターから岡谷ジャンクションの工事が行われております。お盆休みの間8月の10日間くらいですねの間は中止になっておりましたけれども、また8月の19日から再開となっております。このことが国道153号線の渋滞、直接皆さんの中では結びつかないかもしれませんが、でも実際には中央道の長野道の2車線の道路が両側とも上りも下りも1車線ずつに規制をされるという、非常に東京と名古屋の方に分かれる部分のジャンクションでありますので、これを機会にして非常な渋滞が発生しております。平日の朝晩、常時渋滞が発生しております。渋滞を予見して辰野で降りてしまう方そういう方も結構多くて、岡谷に向かう車が相当あり塩尻・岡谷に向かう車の人たちが伊北インターで降りて、下道に行くという方が増えているのだというふうに思われます。特にこの羽場坂から羽場坂っていうのか私、神戸坂っていうのがよくわからないんですけど、あの坂の部分から新町の北あたりの信号までそこから3つの信号機の区間は、朝の7時半から8時半、9時、夕方は5時から6時30分くらいの間は、非常にひどい渋滞状態というふうになっております。この岡谷ジャンクションの工事に伴う国道153号の渋滞発生について、町としてはどのように見ていらっしゃるのでしょうか。状況把握はされているのでしょうかお尋ねいたします。

○建設水道課長

議員ご指摘のとおり、国道が中央自動車道の迂回路線となっているため、工事が始まった途端に国道の渋滞が発生しております。特に議員おっしゃるように、朝晩の通勤時間帯には、以前の渋滞は伊那方面では羽場信号から神戸坂下付近までの渋滞でありましたが、現在はそれを超えて新町の信号また宮木付近まで渋滞が伸びてございます。また、塩尻方面に向かいましても、羽場から宮木付近まで渋滞が発生しております。休日においても特に土曜日の正午ごろ自然渋滞が発生しており、中央道の工事の関係と認識をしているところでございます。全国的なネットワークを形成する中央道の代替機能を持つ国道153号の重要性を、改めて認識をしているところでございます。以上です。

○小 林（12 番）

そのような認識はされている、渋滞をしているっていうことはわかっているということなんですけれども、いろいろ道路網計画ができたりとして、これから国道 153 号線そしてバイパス、いろいろ改善されていくっていうことを望むわけなんですけれども、直近の課題として非常に困っているところがありますので、そのことについてちょっとお話をさせていただきます。こうしたところにもし災害っていうものが起こったとしたら、どうなるんでしょうかっていうことを非常に私たちは心配しております。その道路網計画に照らして考えていただきたいということで、そこについての町の考えがありましたらばお答えください。

○建設水道課長

議員おっしゃるとおり、国道 153 号線は令和 3 年 8 月の大雨災害におきましても、中央自動車道が通行止めになったことから、国道が大渋滞となっていることを認識しております。国道に対しては、道路の複線化の重要性を再度認識しております。まずは現在のこの国道の状況と課題を十分に把握した上で、地元住民の地域の皆様にとって、最も必要な道路を皆様とともに検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○小 林（12 番）

地元の方たちと一緒に考えていくということでありましたけれど、そのことについて言いますと、本当に今、困った状況にある新町区としてもこれまではなかなか持てなかった会議を持つことができました。そしてみんなでやはりこれはきちんと自分たちのこととして考えてはいかなくは、改善されないんだっていうことの話し合いもされておりますので、また一緒に考えていただきたいなというふうに思っております。それで、もう 1 つですね、最近もう 1 つの懸念が出てまいりました。これはもう羽場の踏切の工事が 12 月には始まるということで、申しあげても仕方ないことではありますけれども、またそうなりますとこの状況も羽場の踏切が通行止めになるということでもありますので、ますますさらに国道 153 号は通行量が増えてくるっていうことになると思いますので、そういったことも考えながら一緒に考えていただきたいというふうに思っております。国道 153 号は地域住民の生活道路です。町としてどのように捉えているのか、今お聞きいたしましたので、一緒に私たちも考える土俵に上がりたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。そして、答弁を

していただきましたので、2 番に移ります。その中でもう 1 つ直近の課題として、今日どうしてもお尋ねしたいことがございます。新町地区の国道 153 号の道路面の傷みがひどく、新町グリーンセンターから南の道路路面については、昨年の 2023 年の 3 月、区からの緊急要望でグリーンセンターより南 500 メートルほどが修繕がされましたということです。昨年実施されなかった部分について、今年度も区の方から 6 月に上伊那建設事務所に要望を申し上げる機会があったものですから、この路面の補修について直してほしいというような要望を上げてまいりました。ですが今年度は予算はついていないというようなお返事をいただいております。非常に本当に区民は落胆をしております、これほど歪んだ道路面を放置することは危険性リスクは大きいということで、新町の北の信号機、天狗坂の方からまいりまして国道に入ってこようとしますと、路面がもう横のところは全部歪んでるものですから、20 日の日に私もあそこに立って交通安全でいつも立たせていただいております。そうすると、車が天狗坂の方から波打ってグォングォングォンと波打って、かろうじて曲がってくるような状況に横断歩道のない道はなっております。そういう状態に宮木から来るところ、そして伊那の方からその北信号機に来るあたりは、非常にひどい歪み状態になっております。そのことは 6 月の建設事務所の方々が視察、町長以下皆さんがいらしたときにもぜひ見てってくださいというふうに、そこには直接は一緒に伺いませんでしたけれど、ぜひ見てってくださいということで要望を出した経過があります。そんな道路状況になっているものですから、右折の問題とかそういった問題については、すぐにはできないことであるということで、それは皆さんで時間をかけてちゃんと話していきましょうっていうことになると思いますけれど、このことに関しては本当に緊急な要望でありますし、危険性に関わることでありますので、町として国道ではありますけども、どのように考えていらっしゃるのでしょうかということでお尋ねをいたします。

○建設水道課長

国道 153 号の新町地籍におきましては、特に舗装流動が多く見られる箇所がわかっております。このことから伊那建設事務所では、昨年、新町地籍の舗装修繕を令和 5 年 10 月に 175 メートル、今年 4 月には 95 メートルを実施しているところでございます。新町の国道につきましては、今後計画的に舗装修繕を計画しているということをお伺いしておりますので、町としても引き続き伊那建設事務所の方へ要望していきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○小 林（12 番）

一緒に要望していきたいと思いますので、この路面の補修については早急に考えていってほしいと思います。以上です。それでは4番にいたします。ほたる童謡公園のトイレについてです。1番のところではたる祭りの期間のトイレについてということを書かせていただきましたけれども、今年も大勢の方がほたる祭りに県内また全国からいらしたと思います。そうしたときに素晴らしいホテルを見て「ああ、よかったね、本当に綺麗だったねホテルが」ということで童謡公園の駐車場に戻ってまいりまして、そしてそこで私たちはあまり普段使うことがないんですけれどもトイレですね、ほたる童謡公園のトイレを使って、そのときに非常に申し訳ないんですけれども、がっかりしてしまったっていう声をいただいたんです。町内の方がお客様をお連れして、そして一緒にホテルを見てきてそれで本当にいい気持ちになって帰ってきたんだと思いますね。そうしましたらばトイレが使いづらい、そしてあまり綺麗ではなかったということなんです。私もそのことがとても何か気になりまして、そのあと何度かちょっと調査をしたりとかしたんですけど、そういった状況については、町の方では把握はされているんでしょうか。

○総務課長

お答えしたいと思います。ほたる童謡公園の常設のトイレにつきましては、今、おっしゃっていただいた上平出側と下辰野側と2箇所ございます。下辰野側についてはバリアフリートイレが1箇所、男性用については小便器が2つ、大便器が和式と洋式が各1、女性用については和式が2、洋式が1、ご質問の上平出側についてはバリアフリートイレが1、男性が小便器3、大便器が和式と洋式が各1、女性については和式が2、洋式が1といった状況になっております。全体的には確かに洋式化の要望は多いんですけれども、和式についてもコロナ禍以降、接触面が少ないから残しておいてほしいといった声がございますので、当面、選択肢として残す必要があるのではないかなと考えております。議員ご指摘のとおり、かなり古いこともございます。清掃については常設トイレについては、下辰野及び上平出の地元有志の皆さんにしっかり毎日清掃していただいているところで、改めて感謝申し上げたいんですが、なにぶん年数も経っておりますので、トイレ自体もう少し改修ができないかといった声はいただいております。またほたる祭りの仮設トイレにつきましては、昨年までは和式23、洋式7ということですが、洋式化の要望が全体的に多いことを配慮しまして、本年度は和

式 15、洋式 21 と洋式の割合を大幅に増やしたところでございます。以上です。

○小 林（12 番）

仮設トイレについても昨年も私も委員として、もっとトイレが必要ではないかとかそんなような話もさせていただいたりして、改善されているというふうに思っております。ですけれどもほたる童謡公園とそして下辰野側にあるトイレのことですけれどもね、今年は LED 化ということで、照明が明るくなってその分では少し気持ち良くなったかもしれませんが、根本的にやはり今、和式のトイレっていうこと自体が、なかなかもう使いづらいというふうになっていて、公共施設ですねいろんな何とか会館とかそういったところに行きますと、ほとんどが洋式になっています。こんなこととお話するのもあれですけれども、やっぱり飛散ということを考えたときにも洋式の方が飛散も少なく掃除もしやすい、通常ときは本当におっしゃるように私も見てまいりましたけれども、綺麗に管理の方は掃除をされているということも本当に十分承知していて、感謝申し上げたいというふうに私も思います。ですが、やはりこのトイレのことというのは使う方に寄り添って、できましたらもう全部洋式化ですね。そういったところにいった方が町のイベントのためっていうんですか、2 週間のほたる祭りですねなんて話をしましたら、いやそうじゃないですよやっぱり 1 箇月ですねっていうふうに言うておりました。その 1 箇月のためというふうに思われるかもしれませんが、大事な辰野町の顔のほたる祭りです。そのトイレです。ぜひこれはね検討いただきまして、トイレの改修というのを来年度予算の中に盛り込んでいただくことができたというふうに思って、はい要望いたします。

○総務課長

議員がご指摘のとおり、今やトイレについては観光地の評価を左右する重要な要素でありまして、県では、快適に観光地のトイレをご利用いただき、何度も訪ねていただく信州にするため、信州まごころトイレプロジェクトに取り組んでおりまして、清潔で明るく、誰もが利用しやすいトイレを認定する制度がございます。町内では世界昆虫館のトイレがこの認定を受けているところでございます。実際にイメージをしていただくとわかるかなと思います。私も様々なレジャーとかで行くんですが、今やキャンプ場でさえ洋式、ウォシュレット対応っていうのをチェック項目があるくらいな時代になっております。こうしたことをふまえますと、現在のトイレ、下辰野側については平成 15 年 3 月の竣工、上平出側については平成 8 年 3 月の竣工で老朽化は顕

著です。ですので財源を探していかななくてはいけませんので、来年度とはお約束ができませんが、早期改修についてそれを目指して研究してまいりたいと思います。以上です。

○小 林（12 番）

世界昆虫館のトイレは私も使って気持ちがいいと思ひまして、荒神山に行ったときはあのトイレを使わせていただいております。ああいうトイレになってほしいという願いを込めまして今日は質問いたしました。大事なトイレでありますので、ぜひ再来年と言わないで来年度予算に盛っていただけますように、私としては要望いたしましたので終わりにしたいと思います。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間大変ご苦労様でした。

9. 延会の時期

9 月 9 日 午後 4 時 46 分 延会

令和 6 年第 5 回辰野町議会定例会会議録（9 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和 6 年 9 月 10 日 午前 9 時 30 分
3. 議員総数 14 名
4. 出席議員数 14 名

1 番	古 村 幹 夫	2 番	松 澤 千代子
3 番	栗 林 俊 彦	4 番	吉 澤 光 雄
5 番	牛 丸 圭 也	6 番	小 澤 睦 美
7 番	向 山 光	8 番	樋 口 博 美
9 番	高 木 智 香	10 番	林 政 美
11 番	本 田 光 陽	12 番	小 林 テル子
13 番	津 谷 彰	14 番	舟 橋 秀 仁

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	三 浦 秀 治
D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一	住民税務課長	桑 原 高 広
保健福祉課長	竹 村 智 博	子育て応援課長	高 倉 健一郎
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	小 林 志 帆

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 10 番	林 政 美
議席 第 11 番	本 田 光 陽

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さまにおかれましては、早朝よりご来場いただきまして誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、第5回定例会、第9日目の会議は成立いたしました。欠席の届け出ですが岡田産業振興課長より提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。日程第1、一般質問であります。9日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席8番、樋口博美議員。

【質問順位 8 番 議席 8 番 樋口 博美 議員】

○樋 口 (8 番)

通告に従いまして質問させていただきます。9月になりまして朝晩の温度もだいぶ涼しくなっておりまいました。私の缶バッジも10回ほどチャレンジして、秋バージョンになりましたが、皆さんの缶バッジ見させていただくとまだ秋バージョンの方は少ないかなと、私ももう既に10回ほどチャレンジしましたので、ぜひ1回と言わずにせめて5回くらいはチャレンジして、そうすると秋バージョンが出るかと思います。まず、最初に熱中症対策についてお聞きしたいと思います。7月の22日から8月の18日ぐらいまでにかけて、防災無線それからLINE等によるメールでの配信で、約19回熱中症に注意しましょうという広報が流れておりました。近隣では箕輪町さんが7月から、それから伊那市さんもそうですけれども塩尻市、岡谷と各近隣でもクーリングシェルの設置を行ってまいりました。全国でも4割以上の市町村がこの国の熱中症警戒アラートに対して、クーリングシェルの設置を行ってまいりました。辰野町については8月に入って私、防災係のところへお邪魔しまして、クーリングシェルターをやらないかという相談をさせていただきました。できれば、図書館とか町民会館ではなくて、1番近い避難所でもある公民館等の開放をというお話をさせていただきました。その足で川島区の方にも相談をしたところ、川島区は町からの要請がないので開設はできないという回答でございました。たまたま一ノ瀬区におきましては8月の13日から総代の方の判断で、クーリングシェルターということで公民館の開放を9月13日までしていただきました。誰かが常駐するということではなくてですね、開放していつでも誰でも来て過ごしてくださいという取り組みを、一ノ瀬の耕地はやった経緯が今も現在やってますけども、そういった事例がございます。辰野町には9月2日からクーリングシェルの開設をしますということで、回覧が回ってまいりま

したけども、今回早期設置できなかった、なぜ9月2日からなのか、そこらの辺町のお考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。今回、クーリングシェルターの指定と運用開始が遅れたことにつきましては大変反省しております。厳しい暑さの中、不安な日々を過ごされた皆様に改めてお詫び申し上げたいと思います。これまでの経過と町の考え方につきましては担当課長よりお答えさせていただきます。

○総務課長

今年4月より、市町村が熱中症防止のため一時避難的に暑さをしのぐ場所として、公共施設や民間施設をクーリングシェルターに指定することができるようになりました。議員ご指摘のとおり7月22日以降、県内では19回、熱中症アラートが発表されましたが、この間、このクーリングシェルターに関し、課内で検討したことはございましたけれども、具体的な行動に移すことができませんでした。議員からお問い合わせのあった2回目だと思いますが、8月14日に設置の方針を決めまして、各課に環境省が示す指定基準を伝え、受け入れ可能な施設の照会をかけ、回答がまとまった翌日、27日に各施設を指定、8月末の文書配布に合わせて9月からの運用開始ということで回覧を行ったところであります。各課においては所管施設について指定管理者とともに、一般利用者の方との調整ですとか、滞在場所の確保、施設側の体制等、管理者として必要な検討をする期間がございました。そういうこともふまえますと今回の遅れの原因は、当課の初動が遅れたことと反省しております。現在、民間施設で開放可能な施設も募集しているところありますので、今後、申し出があれば随時指定して公表してまいりたいと思います。またこの制度に対する町の考え方を少し述べさせていただきます。旅行者等を対象とすれば、こうした全国統一基準での指定は必要です。ですが、辰野町の住民の方を考えた場合に、別な対応も考えてまいりたいと思います。このクーリングシェルターといった呼び名はそもそもなじみにくいところもございますし、受け入れ可能な人数を設定することがクーリングシェルターの要件になっておりますが、人口が多い都市部の需要とは異なり、地方ではもっと柔軟な丁寧な対応もできるのではないかと考えております。当町で予想される需要をふまれば、熱中症アラートの発表あり、なしに関係なく「暑さで体調に不安を感じた方は、遠慮なくどうぞ休んでいってください」と日常的に利用できる涼み処、いわ

ゆるクールシェアスポットの方が適しているようにも思います。今回指定の6施設については普段涼み処、冷房のあるお休み処として利用いただけます。指定管理者からも、それぞれの制度の運用の違いがわかりにくいとも言われております。しかし制度はどうあれ、こうした施設を用意をし、また、町内にあることを積極的に広報していくことは町の重要な責務でありますので、今回の反省を活かし今後は迅速に対応してまいりたいと思います。以上です。

○樋 口（8 番）

前向きなご回答いただきました。ありがとうございます。エアコンの普及率なんですけれども、内閣府の消費動向調査これ 2014 年以降行われていないようですけれども、全国で 92.5%、長野県は 60.6%という数字が出ておりました。先日、ある家電メーカー、大手の家電メーカーさんに電話で問い合わせをしてですね、長野県のエアコン普及率、メーカーとしてどういう数字を持っているのかというのをお聞きしました。これ推定で約 70%という数字をいただいたんですけれども、まだ3割のご家庭では入っていない。皆さん多分自宅には入っていると思いますけれども、皆さんも別居されていてご両親のお家とか入ってますか。意外と入っていない高齢者の方の自宅があると思うんですよ。古い家ほど入っていないという経緯があります。ですから今回ですね、町の中心部にある施設それから小野の施設とか、クーリングシェルターという形で開けていただいたんですけれども、この熱中症という暑いということも自然災害の1つとして捉えれば、私が初めにご提案申し上げたとおり、避難所として各地区に公民館が指定されております。そのまず鍵を開けていただくことによって、使う、使わないはこれは個人の人たちの判断ですので、ただ鍵を開けていただくことによっていつでもそこへ避難できると、私も期間中4回ほど公民館へ行って涼んでおりました。一度はお友だちが町の方から来て一緒に話をしたこともあります。残念ながら他の方たちは見えませんでしたけれども、開けておくということが大事だと私は思います。ぜひ、来年度またこういった形に取り組みがされるのであれば、地域の公民館、これ、一番身近なところにある避難所ですので、その開放というのを1つ頭に置いていただければなというふうに要望したいと思います。この避難所の設置というのなんですけれども、条件がいろいろあるかと思うんですけれども、災害が起きてから開くというのもあると思うんですけれども、この先ほど言ったように暑いっていうこれも自然災害として捉えるならば、避難所開設の要件に当てはまるんじゃないのかなと思うんで

すけれども、この避難所設置についての考え方を、町の考え方をお聞きしたいと思います。

○総務課長

お答えいたします。指定避難所を開設する災害の種別につきましては、災害対策基本法などで定められているところであります。具体的には、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火災、噴火による火山現象、内水氾濫と明記されておりまして、残念ながら熱中症自体は現在含まれておりません。暑さについては含まれておりません。このため、この暑さを理由に避難所の開設を要請することは制度上はできませんけれども、自宅にエアコンがなく暑さで体調に不安を感じる方などに対しましては、福祉部局、各課と連携を図りながら、近くの、先ほど申し上げた、涼み所などをご案内することや、移動手段がない方に対して居住区の区長さんなどにもお願いをし、対応可能な場合については一時的に集会施設を開放していただくようお願いするなど、柔軟な対応を図っていく方針であります。9月に区長会がございますので、そういった点についても改めてご相談してまいりたいと思います。以上です。

○樋 口（8 番）

はい。ありがとうございます。ぜひ町民に寄り添った形での避難所という点と難しいということですので、クーリングスポット、スポット的な考え方で対応していただければと思います。続いて2番目の質問に移りたいと思います。だいぶあちこちで松が枯れております。川島でも2本枯れておりまして、1本は先日、森林組合のトラックが止まっておりましたので伐ったのかなと、もう1本については先週の土曜日、森林組合が現地を確認をしておりましたので、今後、伐る段取りになるのかなというふうに期待をしております。町では再三早期発見、早期駆除という形で取り組んでおられるようですけれども、なかなか伐れてない。特に新町区の上の段、だいぶ松枯れが目立っております。なぜ伐れないのか。そこらの辺、町考え方をお聞かせください。

○総務課長

町としましては、基本的には常に早期発見、早期対応に努めているところでございます。伐採また燻蒸に当たりましては、まずは所有者の方を調べその同意を得ることが必要です。県にも確認をしましたがけれども、大臣命令、知事命令ではなく、この場合は省令防除というものにあたりますので、所有者の同意は不可欠という回答でござ

いました。そうした中で、所有者の方が県外でなかなか連絡がつかない場合ですとか、所有者の特定連絡、また本人の承諾などに相当な時間がかかるケースがございます。承諾をいただきましたら、町としてはすぐに業者に作業を依頼しますが、現場の条件ですとか立地条件ですとか、木の太さ、大きさ等により重機や人の手配ということで、この手配に時間がかかるケースがございます。さらに、伐採の際は、隣の山林等に影響がないよう注意を払う必要もありまして、これらの事情で早期対応に努めていても、思った以上に時間がかかっているケースもあるかなと思います。以上です。

○樋口（8番）

はい。確かに所有者の同意っていうのはこれ必要になります。しかし早く伐らないとね相手は昆虫の移動に影響されますので、非常に早く伐ないと、どんどんどんどん広がってしまう。言葉は悪いですが、手遅れにならないように早く伐ってもらいたいっていうのが私の気持ちでございます。以前から緩衝帯施業で私は1本伐ったらその周りを伐るというような、サークル的な緩衝帯をとということを提案してまいりました。今年度の予算の中に昨日の答弁で緩衝帯の予算がございました。私もあれ緩衝帯やるのかなというような予算書を見てる中で、緩衝帯の文字があったものですから、どこでやるのかなっていうのはちょっと注目していたんですけど、昨日の答弁の中で今年度一応計画をしているという答弁がございました。先ほどのからの答弁の中でどうしてもやっぱり同意が必要で、同意があってもなかなかそれを伐ることが難しい、いろんな作業の段取りだとかそういった話を聞くんですけど、今、事業体に1つの事業体に事業として委託契約をしているかと思うんですけど、地域の中でも伐れる人たちはおります。ですからその地域との連携の中で、早期に伐るというような柔軟な事業展開っていうものはできないんでしょうか。例えば川島でも一ノ瀬でも山林組合があって、チェーンソーの資格を持ってそういった伐る作業をできる方はいらっしゃいます。ですから、あと問題は燻蒸というところになるかと思うんですよね。燻蒸がもう薬剤を使うのでそれはあるところしか決まったところしかできないのであれば、燻蒸の部分だけそこをお願いして伐るのは地元で伐るとかですね、とにかく早くやらなければどんどん広がってしまう恐れがあるので、そこらの辺、地域との連携というものはできないものか町の考え方をお聞かせください。

○総務課長

地域の皆様にご協力をいただけることは大変ありがたいと思います。一方で、木の

伐採については、毎年のように全国で死亡事故ですとか、大けがをする事故も発生しております。こうした大変危険を伴う作業でありますので、熟練した技術や資格を持った方に従事していただくとともに、万が一の事故対応や補償ができるしっかりとした体制も必要です。地域の団体等でこういった熟練の資格者等の確保や責任を持っていただけるような体制が構築できてるようでしたら、町からお願いをしていくことも可能です。条件を満たせるような団体等ございましたら、ぜひご相談をいただきたいと思います。

○樋 口（8 番）

早期発見、早期駆除、その早期駆除というところ早期発見は結構、町民からの問い合わせがあるかと思うんですけども、早期駆除の部分について、やはり 1 事業体に頼むだけではなくてですね、多くの事業体にしてもこれ経済雇用しておりますので、そりゃ伐ってって、はいじゃあ明日伐るっていうわけにもなかなかいきませんので、やはり多くのところとそういう契約ができれば早く進むんではないかなと思っております。くれぐれも手遅れにならないように、20 年後、あの緑の王城山が真っ赤にちょうど頂上 1,000 メーターですので、あそこへ入れば全部赤くなってしまいますのでならないように、ぜひ早期駆除に努めていただきたいと思います。続いて、次の質問に移ります。児童発達支援センターの整備についてということでお聞きしたいと思います。辰野町障がい者プラン 2024、これが今年の 3 月に出されております。それまではですね、この発達支援センターの部分に年度ごとに目標があって、1 箇所設置するという目標を何年度はゼロ、ゼロ、ゼロということで、3 年、4 年、5 年と実績がないわけですけども、この新しいこの整備の中から単年度の目標が消えてしましまして、ここに言葉で表現がありますけれども、各事業所の確保や児童発達支援センターを含めた新たな事業所の参入を促進しますというような、こういう言葉でくくられておりました。この児童発達支援センターの整備についてお聞きするにあたってですね、センターと事業所、辰野町 1 箇所事業所があるわけですけども、センターと事業所のその役割の違い、それからセンターを整備する町にはその意向があるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

児童発達支援センターは、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設であり、またそ

れに対して事業所はもっぱら利用障がい児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場と定義されております。センターも事業所も身近な地域における通所支援として、発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害など障害のある子どもさんやその家族に対する支援を行うことを共通の児童発達支援業務となっております。そのほか児童発達支援センターには、障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助や助言を行う地域支援の機能が備え付けられております。町では、現時点におきまして、児童発達支援センターを設置する具体的な計画は進んでおりません。しかしながら議員もおっしゃったように、昨年8月に町内に民間の児童発達支援事業所が立ち上がりましたので、町内の障がい児の皆さんにとって通いやすく、利用しやすい環境が整いつつあるのではないかと考えております。

○樋 口（8番）

はい。事業所さん宮木に開設されておまして、私も何度かお邪魔して子どもたちと話をしたり遊んだりしておりますけれども、非常に場所的にもですねなかなか狭い環境の中で、この暑い夏もエアコンのない部屋の中で過ごしたり、それから水遊びをするにもですねゴムのプールを使ってやっておりました。ちょうど1日だけでしたけれども、川島の私どもで整備した森の音へ川遊びにおいでよってということで、子どもたち数名連れてって遊んだこともございました。非常に子どもたちの笑顔や楽しい歓声なんかを聞いているとですね、非常にもう少し何とかしてあげたいなという気持ちですが、そればっか出てきてしまっているんですけれども、やはり今の事業所もですね、借家の中で家賃に6万円弱、それから駐車場の確保に1万円以上もかかっているというような状況の中で、一生懸命やっけていらっしゃるようですけれども、先ほどセンターの整備の予定は今のところないようです。センターが整備が予定がなければですね今の事業所、じゃあその事業所とどういう町が関わりを持って、この支援をしながら子どもたちの居場所を確保していくのかというところを、もう少し詳しく聞きたいなというふうに考えております。それからそれと合わせてですね、町がどういう支援ができるのか、そこらの辺も含めて町の考えをお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

町内で障がい児や障がい者に対するサービスを提供している事業所は、相談支援事業所が3箇所、障がい児通所支援事業所が2箇所、障害福祉サービス事業所が4箇所ございます。児童発達支援事業所も含めまして、各事業所との連携はサービス利用者

の方の申請手続きや支援会議等を通じて随時情報共有を行い、必要に応じてサービス利用希望者に事業所の案内を行うなど、協力体制をとっているところでございます。町にとりましても障がいのお子さんをお持ちのご家庭にとりましても、貴重な事業所であると考えております。先ほど議員がおっしゃった事業所にエアコンがない部屋があるということでもございました。そこで早速事業所にお聞きをする中では、設置されている部屋は2部屋、確かに設置されていない部屋は1部屋あるようですけれども、建物の構造上設置が難しいと、なので緊急的に必要な部分ではない、そんな回答をいただいております。いずれにしましても現在障害福祉サービス等の事業者、事業所に対する補助金っていうものはございませんけれど、どんな補助、支援を行っていくのか、そのほかの施設の状況もお聞きしながら研究してまいりたいというふうに考えます。

○樋口（8番）

はい。ありがとうございます。ぜひ前向きな研究をしていただいてですね、子どもたちの居場所がなくならないように、事業所もずっと赤字ではですねどの事業所もやっていけないわけですから、何とかやっぱり行政も協力して両輪となって、子どもたちの居場所を確保に努めていただきたいと切に要望をしたいと思います。それでは次の質問に移りたいと思います。この質問は何度かほかの議員さんもやられているかと思います。西小学校、それから辰高の下宮木の信号、この信号の歩車分離式への変更ができないかということでもございます。歩車分離式の信号にもいろいろ種類があるようです。スクランブルだったり歩車分離式、普通の分離式だったりということなんですけれども、やはり子どもの安全を考えた場合に車の動きと別にするということとは大切じゃないかなと、歩車分離式にするにはどういう条件が必要なのかということも、ネットの中でも調べてみましたがいろんな条件がございました。1番は要望があることが一番早い道なのかなというふうに思って、実はこの質問4番と5番の質問は町民からの声があって、私が今回、聞いてみる質問になってるんですけれども、この歩車分離式への移行への考え方、特にですね西小学校、宮木東、それから宮木、役場西と、この4つぐらい私は必要じゃないかなというふうに思っているんですけれども、町の考え方をお聞きしたいと思います。

○総務課長

まず、こういった信号機ですとか歩車分離式に関する考え方、設置管理につきまし

ては、何回か答弁の中でもお話をさせていただいてるかと思いますが、県公安委員会の管轄ということになります。公安委員会では、交差点の規模、交通量、歩道の幅、歩行者の需要ですとか事故の発生状況、周辺環境などの状況を見て総合的に変更するか否かを判断するというふうに伺っています。この歩車分離式の場合ですけれども、当然議員おっしゃるとおりに歩行者と車の通行を分けることで、歩行者の安全が飛躍的に高まる利点がございましてけれども、一方では、待ち時間の増加で渋滞が発生するなどの懸念がございまして。導入後に以前の信号に戻してほしいとの要望も出されたケースも全国ではあるそうです。青信号になるまでの時間が長いので歩行者の信号無視が増えたり、また通常の信号と勘違いして赤信号にも関わらず見切り発進する車などの事案も報告されています。実際、町内でこの歩車分離式の導入した交差点がございましてけれども、同様なケースでひやりとさせられることもございまして。私の近くでもありますので、私自身も何回かそういったケースを見ています。中には、赤信号のままそのまま車が行ってしまっていて、中学生が啞然としているといったケースもございました。また、ちょっと確認をしてみたところ視覚障がい者の方の中には、交差点で走行する自動車の音で、この信号の色を判断すること多いそうです。当然、音があるとまた別なのかもしれませんが、横で停止していた車が発進するとそれに合わせて歩き始めてしまう、渡り始めてしまうといった心配もあるそうです。さて、今回質問されました箇所につきましては、児童生徒が登校する場所ですので、当然こういった歩行者の方への配慮というのを最優先に考えなくてはいけないんですが、同じこの登校の時間帯と、それから車両の通行量が多くて通勤等で急いでいる車両が多い、この時間帯と重なる場所であります。ですので渋滞も心配ですし、またこの待ち時間が長くなりますとどんな心配があるかと申し上げますと、通勤車両等が近隣の狭い生活道路に入り込んで、事故の危険性が増すといった懸念もございまして。特に近隣の宮木城前、南地区では、通勤時間帯に車が抜け道として入ってくることが多くて、歩行者の安全確保、事故防止のため時速 30 キロ以下での速度規制区間、ゾーン 30 を設定をして速度の減速ですとか、車両進入を減少させる対策を講じておりますので、こういった点についても配慮が必要なんだろうなと考えております。そうした点から現時点では、ここに町として歩車分離式を積極的に導入を要望していくという部分については考えていないところであります。以上です。

○樋 口（8 番）

はい。ちょっと残念なご回答をいただきました。交通、車の都合そりゃ確かに車の都合もありますけれども、1番は子どもの安全を考えればどうなのかなということでございます。視覚障がい者の方の話も聞けば、ちょっと考えなきゃいけないということもありますけれども、やはり子どもの通学、学校に隣接してるとこのせめてあそこの信号機だけでも、すべきではないのかなというふうに私は考えております。子どもは本当に青信号になると一気に飛び出したりとかですね、そういう姿を何度も見ているんですけれども、この歩車分離式にするいろんな条件がある中で、過去2年間の間に事故が2つ、2回あるとかですねそういった条件が書いてありました。でもその事故を待ってやる、それはちょっとおかしいな、やはり事故がないことをまず何が子どもにとっては1番安全かを考えたら、車との動きと分けるというのは私は1番ではないかなとふうに考えております。ぜひPTAの方も含めてですね、そういった声を聞いていただいて、もしそういう要望があれば、ぜひ町としても子どもたちの安全のために西小のあの角の信号機については、歩車分離をしていただきたいと強くまた要望したいと思います。次の質問、これ川島区の蛇石のキャンプ場の整備ということの質問を挙げさせていただきました。これもですね町民の方からの声で、私ここに挙げた質問でございます。お盆の間に私、蛇石のあそこへ駐車場へ行きましたけれども、車では入っていけないくらい賑やかでテントも10張ぐらいあって、それから左側の方ではバーベキューをやってる団体があり、そういった中で結構賑わっておりました。この利用の状況の把握というものは、町はどのように把握していらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○総務課長

地元の有志の集まりであります蛇石愛護会の皆さんに、トイレ清掃等お願いをしているところでございますが、この際、ほぼ毎日ですけれどもチェックをいただきまして、車の台数ですとかテントの数などを基に、利用状況、人数等を把握しているところでございます。以上です。

○樋口（8番）

はい。あのキャンプ場なんですけどほぼ一年中、寒い時期もキャンプされてる方がおりますし、年末年始なんかもキャンプ利用されてる方がおります。今回質問をしたのはですね、この2番目のところなんですけれども、周辺の環境整備ということで釣りをしていた際にですね洗剤が流れてきて、洗剤やごみが流れてきているっていうよ

うな声をお聞きしまして、ここらの辺調査、管理等はどのような形で町はやっているのかなということでお聞きしたいと思うんですけれども、先ほども話しました結構横川川って子どもたちが下流の方でも遊びます。一ノ瀬のところも何回かは子どもたちが水に入って遊ぶような環境を作っております。ですからその水質の管理とかですね、非常にほかの河川に比べて横川川は綺麗というような話もお聞きしますけれども、特に蛇石のキャンプ場あたりのそういった環境について、どのような形で検査や調査をしているのか、町の体制をお聞きしたいと思います。

○総務課長

利用者の方には、ごみの持ち帰りまた直火での焚き火の禁止ですとか、沢での洗い物の禁止、洗剤の使用等を控えていただくようお願いをし、周辺環境の保全に努めているところであります。洗い場がございますので、そこには排水溝のキャッチを設けまして、食べ残し等が外に流れないように留意をしております。一方で、議員ご指摘のとおり洗剤が流れてきたとか、そういった事象もあるようであります。これについては、まずは利用者のマナー向上また環境保全についてご協力をいただくといった部分を重視してまいりたいと思いますので、啓発、また表示等で強化してまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口（８番）

そのごみとかですね、そういったものの看板なんかでの表示も非常に少ないような感じがしますが、看板の設置等、町の考え方をお聞きしたいと思います。

○総務課長

私も比較的個人の趣味で、こういったキャンプ場等を利用しているところでありますが、基本的には様々な形でマナーまたみんなで気持ちよく使っていただくといったことを、発信していく取り組みが必要なのかなと思います。当然、現地の看板表示っていう部分も必要なんですが、あまりにも過度になると、せっかくの蛇石周辺の環境を楽しむ方の雰囲気を壊してしまうということもございます。現時点の表示で不十分な部分については、当然追加をしてまいりたいと思いますけれども、まず今こういったキャンプ場の利用というのは、インターネットを通じてやることが多いので、このキャンプ場については、みんなのマナーで気持ちよく利用しよう、そういった形の部分について工夫をして発信してまいりたいと思います。以上です。

○樋 口（８番）

特にですね、私がちょうど蛇石のですね左側、駐車場を下ってその左側のところ、あそこ広いスペースになっていてバーベキューなんかできるんですけども、あの間に川が流れてるんですが、あの川で洗われてしまうと洗い場まで行かずにあの川で洗われてれてしまうと、そのまま流れていってしまうという恐れがあります。せめてあそこ周辺のところへですね看板の設置を、注意喚起の看板の設置を要望したいとも思います。続いてですね、無料のキャンプ場としてかなりの多くの利用があるわけですが、環境整備とかいろんな面でですね人の手もかかっております。このキャンプ場についての有料化というものについてですね、町はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○総務課長

他市町村の例では、無料施設の有料化検討にあたりまして、利用者アンケートなどを行っているようであります。それらの結果を見ますと、維持・管理の費用を考えるとやむを得ない、施設がさらに充実するならば利用者負担も必要といった肯定的な意見と、今までせっかく無料で運営できたので継続してもらいたい、長期滞在の場合は有料だと時間が気になり、気楽に安心して利用できない等の否定的な意見、両方があるようです。管理人を常駐させない形態というのも考えられますけれども、有料化する以上、料金徴収また受付、入退園管理等の何らかの仕組みも必要ですし、施設自体の更なる整備充実も一般的には求められるようであります。有料化については、今後蛇石愛護会の皆さんをはじめとします関係者の皆さんと十分相談しまして、必要に応じて利用者アンケートなども取りながら研究してまいりたいと思います。以上です。

○樋 口（8 番）

はい。一番、環境整備で綺麗に使っていただく、それが一番いいことなんですけれども、中にはなかなかそういかない方もいらっしゃるのではないかなと。ですから有料化をしてですね全部綺麗に整備するっていうのも1つありかなと私は考えておりますし、やはり蛇石、こうやって国の天然記念物にもなっておりますので、あすこをきちんと守るという意味でもですね、自由にそこ出入りできる良い環境ではあるんですけども、やはり守る、保全するという意味からいけば有料化もやむを得ないのかなというように私は考えます。自然の中で過ごしたいという多くの皆さん、私はインドア派ですので、なかなかそこまではいかないんですけども、そういった方も多くおられますのでそういった皆さんの気持ちも考えれば、今のような無料でということも

ありかと思えますけれども、ぜひ今の環境を守るということを考えた場合には、有料化もやむを得ない時代が来るのではないかなとふうに考えております。以上で質問は終わりなんですけれども、行政は、私ここ今日5つ質問させていただきました。何度もスピードだと思えます。2023年ですかね、兵庫県のたつの市で、子どもが通学のときにランドセルが暑いってという声が挙がったようです。そしたら市長さんすぐランドセルと背中の中に保冷剤を入れまして、子どもたちは涼しく学校へ通えるようになりました。そしたら帰りは暑いんですね溶けちゃって、そしたら市長さん各教室に冷凍庫を全部整備して帰りも冷たい状態で帰れる。やっぱり行政は町民の声があってスピードだと思えます。ぜひ町民に寄り添った行政をこれからもお願いをしたいと思えます。熱中症対策、松くい虫とそれから障がいを持つ子どもたち、すべて待ったなしの事業でございます。ぜひ行政がそのスピードをもって毎日、日々考えていただきたい、そういったことを切にお願いをして私の質問を終わりにしたいと思えます。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席3番、栗林俊彦議員。

【質問順位9番 議席3番 栗林 俊彦 議員】

○栗 林（3番）

先ほどの樋口議員、最初に缶バッジ秋バージョンの話がありました。今年度辰野町では能登半島沖地震に関して多大な協力を行っております。その一つとして缶バッジというものを作成して、ささやかでありますけれども、皆様からのご協力を得るという非常にいい試みを行っております。私も今回は缶バッジ、現在、美術館で行っております、ひこねのりおさん特別展示会に行きまして、自作の缶バッジを作ってまいりました。数十年ぶりに塗り絵をして作った缶バッジがこれですので、家族に見せたところ何だそれはと笑われてしまいましたけれど、皆さんもそういう機会を持ってですね、ささやかな協力をするということは、非常に良いことではないかと思えますのでよろしく願いいたします。それでは一般質問通告書に沿って質問を行ってまいります。前回6月の定例会にて役場庁舎の老朽化対策、新庁舎建設検討委員会及び学校施設の維持管理のための集約化共同利用についてということで、公共施設等総合管理計画について質問をいたしました。今回も非常に重要なことでありますので、同じく公共施設等総合管理計画について、公共施設、公共空間の活用ということで質問をいたします。まず最初に、当然計画策定しておりますので、それに関して需要に適した規模、

配置による総資産量の適正化ということで計画されております。約 8 年前に策定した計画、現在までにどのような推移を経て、状況はどうなっているのかということについてご質問いたします。お願いいたします。

○町 長

はい。お答えする前に先ほどの樋口議員、また、ただいまの栗林議員の方から缶バッジガチャについて触れていただきました。本当に議員皆様方にもご協力、またご購入いただいていることに関しては本当に厚く感謝申し上げます。また牛丸議員はまた、ご自分でオリジナル缶バッジも作っていただいたりということで、非常に議員の皆様方のそういった活動がですね本当に嬉しく思っております。おかげさまで缶バッジもですね 1 万個突破ということで、金額によると 100 万円以上のお金を被災地の方へ送ることができております。本当にあと 9、10、11、12 あと 4 箇月はないんですが、今年いっぱいには応援の姿勢で臨みたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。はい。それでは栗林議員のご質問にお答えいたします。辰野町公共施設等総合管理計画でございますが、地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中、公共施設の老朽化や人口減少等による利用事業の変化をふまえ、長期的な視点から更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施することにより、財政負担の軽減、平準化とともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指し、平成 28 年 11 月に策定されました。総務省の計画策定の指針の改定を受け、町では令和 5 年 3 月に改定しまして、施設保有量の推移やユニバーサルデザイン化、脱炭素化の推進方針の追加等を行いました。改定した計画では将来の人口推計、施設の更新費費用等から施設総量の 25.7%の縮減、縮小減少を目標としています。施設量は計画が策定された平成 28 年度から、直近の令和 5 年度までに旧福寿園の売却や、町営住宅の解体などで約 2,800 平米の減少となっています。改定した総合管理計画に係る令和 3 年から 5 年までの 3 年間の減少は、町営町屋敷団地住宅また平出越戸集会所など 7 棟を取り壊し、952.51 平米が減少しております。このことによりまして、施設総量は全体の 0.83%減少しており、なお一層の取り組みが必要であると考えています。今後も、この公共施設等総合管理計画のほか各施設の長寿命化計画、個別計画、あり方検討委員会による方針等に基づき、人口減少と財政状況等をふまえ事業目的の達成や情勢の変化を考慮しながら、施設の統廃合や転用、多目的化、除却を推進してきまして、必要なサービス水準を確保した持続可能な保有量となるよう、適正化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○栗 林 (3 番)

ただいまの町長の回答ありがとうございました。続きまして、維持管理コスト削減と施設の有効活用による財源確保の見通しということで質問いたします。これも 1 番の質問と同じように、公共施設運営していくためには費用がかかります。その費用に対して、どのような財源を確保していくのかということを目標に挙げられておりますので、それに対してもどのような見通しが立っているのかご説明願います。

○まちづくり政策課長

維持管理費用は一般財源によるところが多く、何らかの歳入のメニューでその財源を確保していくということは、やはりそのメニューが限られてくるところであります。財源の確保の見通しというところは、現状のところなかなか難しいところである状況でございます。維持管理コストを削減するためには総資産量の削減が求められる状況にありますので、施設の需要に適した規模、また配置による適正化を図りまして、資産量の減少が前提となってくるかなというふうに考えております。その上で、施設の有効活用を考え、指定管理者制度などの民間委託の活用によりまして、民間事業者の経営上のノウハウや創意工夫を最大限活用した維持管理コストの削減とともに、低廉で質の高いサービスを町民の皆様に提供してまいりたいというふうに目指しているところでございます。また近年の物価高騰の影響なども鑑みまして、施設使用料の定期的な見直しということも必要になってくるのかなと考えております。受益者負担の適正化を検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○栗 林 (3 番)

はい。ただいまの回答、苦しい回答かと思いますが、財源確保に関して民間の利用等を行っているということであります。公共施設、公共空間の利用ということで 3 番、4 番として私なりに考えたことを確認したいと思います。3 番としまして、ネーミングライツ・パートナー制度による維持管理と、地域活性化の取り組みということで、ネーミングライツ・パートナーご存知だと思いますけれど、契約によって町の施設等に愛称として団体名や商品名を付与する権利、命名権のことでそれに対する対価を支払っていただくというような制度であります。こういった制度を利用して少しでも町の施設をアピールする、または町におられます団体及び企業さんの知名度も、向上させるといったようなことが可能ではないかと思います。こういったネーミングライツ・パートナー制度というものを、辰野町独自のことで作成いたしまして、少しでも

稼ぐと言いかた変ですけど、そういった方向性のことを検討してもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

ネーミングライツ・パートナー制度は命名権者から得た対価を、施設の運営や維持管理に資するもので、県内でも多くの自治体が導入をしております。安定的な財源の確保が維持可能な施設の運営に繋がる上で、民間の支援及びノウハウ等も活用することができ、施設の魅力を高めることや利用者に対するサービスの向上、地域の活性化を図ることができます。また、パートナーも広告による宣伝効果に加え、地域貢献の機会を確保することとなります。ネーミングライツは辰野町、パートナー、町民それぞれにとってメリットになり、地域活性化に繋がるような取り組みであると認識しております。現状の町の保有施設で、例えば3年間の命名契約で1年いくらかとした場合に、看板などの名称修正費用や施設の維持管理費をですね、年間費用等を企業さんに負担していただくということになります。企業にとってイメージアップまた収益に繋がるというメリットにですね応え得る施設で、またそして魅力的でブランド力のある施設でなければ、やはりこのパートナーということには繋がってまいりません。小規模な施設、特に地元住民に利用が限られている施設については、施設名称の露出が少なく、ネーミングライツを導入しても、それまで定着した名称が十分に使用されるケースということが多くあるそうでした、結局混乱を避けるために併記するパターンというものもあり、これでは十分な効果とは言い難いと思います。特に町民の皆さんに対し、その発信力が町と企業の双方にメリットがなければならないというふうに考えるものであります。しかしながらネーミングライツは初期投資が少なく、自主財源を確保できる制度であります。町議さんおっしゃるとおりだと思っております。導入にあたっては、施設の性質や設置の目的などと合わせ、どのような施設に導入ができるのか町民の理解が得られるのか、メリット、デメリットを考慮しながら研究していく必要があるというふうに考えています。以上であります。

○栗 林 (3 番)

はい。ただいまの回答ありがとうございました。ネーミングライツ・パートナーというと、どうしても大規模な公共施設を思い浮かべるとは思いますけれど、実際には例えばですね、道路もしくは公園のトイレ程度の小さなものでも可能だと思います。新聞広告に出したりする程度の金額から、数十万円、数百万円という規模のものまでい

ろいろあろうと思いますけれど、そういったものを積極的に取り入れるということが、今後、公共施設を維持していくためには重要なことだと思いますので、ぜひ積極的に検討していただいて募集をしていただきたいと思います。続いて、公募型プロポーザル方式、企画競争方式と言われておりますが、それと民間提案制度、公共空間の活用、アイデア募集などにより、公共施設を再生、再利用するという考えはございませんでしょうか。お願いいたします。

○まちづくり政策課長

昨年、辰野町では町として初となります PFI の手法を用いました、住宅の再利用を実施いたしまして、今年度から稼働をしているところでございます。役割を終えた公共施設の新たな利活用方法としまして、全国からも注目をされているところであります。町の施設は老朽化が著しく、建築後 30 年以上経過しているものが全体の 67.3%、耐震化未実施施設は全体の 19.4%を占めているところであります。公共施設は、計画の目標達成に向け、長期的な視点から更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進めてまいりますが、余剰となった施設は施設の状況や住民ニーズ等と照らし合わせて、除却、売却、用途の転用等を検討していくことがですね、計画の中にも記されております。そうした中で、特に大規模な修繕が不要で安全性が高い施設につきましては、議員おっしゃるように公募型のプロポーザルや民間提案制度による PPP・PFI などを取り入れることは、効率的なですね運営手法の 1 つではないかというふうに考えているところであります。総資産量の適正化を進める中で、民間提案制度を用いた民間活力を施設の整備や管理導入することで、民間事業者のノウハウまた資金などをですね活用し、より効率的なサービスの提供も実現可能ではないかというふうに思っているところであります。特に総合管理計画におきましては、面積を増やさずに時代に合った違う施設を取得できるというものが、最大のメリットというふうに思っておりますので、人口規模や利用需要等に合わせた最適な施設配置を進める中で、役割を終え施設量の縮減の対象とする中で、民間活力を導入し再利用の対象と見るのかを見極めながら、持続可能な施設運営を目指してまいりたいと考えております。以上であります。

○栗 林（3 番）

ただいまの回答の中で PPP、PFI 等による民間活用ということも昨年度初めて行われましたけれど、もっと積極的にですね、民間のアイデアを導入するということが必要ではないかと思います。今回、ウォーターパーク跡地等検討委員会の方で検討さ

れた内容に基づいて、サウンディング型市場調査というものを行われるということになっております。これに関しては、あくまでも民間の企画を検討の一部に採用するといった程度でもって、民間の計画したものをそのまま実施するというようなところまではいたっておりません。ですのでもっと積極的に民間の提案を活用できるような方法も、合わせて取り入れていただきたいと思います。以上のことで、公共施設等総合管理計画についての質問を終了いたします。続きまして、ど真ん中まち構想と日本中心のスポット大城山についてということで質問いたします。ど真ん中プロジェクト、2018年に町長が大きくぶち上げていただいた構想であります。これに関して一部コロナ禍ということもありまして、なかなか積極的なイベント等できておりませんでした。が、コロナ明けということもありまして、これからのど真ん中プロジェクトの構想に関して、いかがしていくのかということをおよそ今までの成果、これからの活動方針、実施計画等についてお答え願いたいと思います。

○まちづくり政策課長

プロジェクトは試してやってみようというテーマをもとに、自分たちで何かしたい、取り組みを応援したいという方々が情報交換や仲間をつくり、補助金のノウハウを共有し住み続けたいまちを一緒につくるための共創の場です。活動を行う中で町に誇りと愛着を持っていただき、いつまでも住み続けたいまちの実現に向けた拠り所になることを考えております。プロジェクトの第1段階とし、ど真ん中作戦会議を開催し、ど真ん中に関連するアイデアをいただき、その後、ど真ん中未来会議 2021 を経て、辰野町の将来像を実現するために何ができるかを前提に、私たちができる7つのプロジェクトというものが始動してきているところであります。未来会議から発生したプロジェクトでは、それぞれが自走を始め駅前周辺を和モダンにするくろもじの皆さん、また加工用トマトの復旧また栽培等いずれも自身の意思で取り組みを進め、活動が大きく展開している段階に入ってきております。合わせてプロジェクトとは異なりますが、町民有志の日本中心のゼロポイントを守る会のゼロポイントに関する活動、また日本の中心を美しくする会による大城山鶴ヶ峰の日本中心の碑付近や、陣場ヶ原付近の整備を進める活動などが取り組まれ、自主的に活動していただいていることが、これらはまちの将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現を具現化している取り組みでありまして、こうした活動を町としては主体的ではなく側面から応援していくという場面に、展開してきているとい

うところであります。ど真ん中プロジェクト会議の今後につきましては、更なるプロジェクトにつきまして、その発足の投げかけは今のところは考えておらず、活動されている団体の方々から、多くの意見、要望があるようでしたら、ありがたい姿、これからの方向性を明確にしながら、会議の開催を検討していきたいと考えております。広がりを見せている取り組みに対しまして、どのように行政として関わっていくのかも重要となりますが、まちづくり政策課としましては、この取り組みにおいて継続的に協力をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○栗 林（3 番）

はい。ど真ん中プロジェクトについて、今後の取り組みというものも若干お話がありました。具体的に何をするかというのは非常に難しいことだと思います。多くのイベントを行うにしても、予算が必要であつたり多くの人材を割かなければいけないということもありますので、簡単にイベントを開催して、何かをしてくれということも難しいことかとも思います。その中でですね、せっかくど真ん中まちというものがありますので、例えばメタバース、仮想空間を作ってですね、その中でアバターによって作業を行うだとかそういったことも考えられるのではないかなと思います。辰野町でも DX 推進ということもありまして、DX というものが作業を改善するだけではないので、やはりコンピュータを使った何か取り組み、それによって町をアピールすること含めて、仮想空間等現実から離れた理想のど真ん中まちというものも、検討の1つとして挙げていただけると面白いのではないかなと思います。続きまして大城山ですね、大城山は日本の中心のスポットということで、いろんなところにアピールして認知も多く受けてきていると思います。スポットの中にはゼロポイントですね、日本の中心のゼロポイント、あとは中心の中心チコちゃんポイントなどあります。さらに上伊那地区全貌を見渡せるような眺望が見られる大城山展望台、あとは非常に歴史があるんですけど、日本中心の碑、日本中心の展望台などいくつも大城山を中心としたスポットがあります。そのスポットに向かう道路ですね、林道に関しては舗装もされてある程度車の通行量も多いので、昨年、一昨年ですか若干通行止めということもありましたけれど、復旧も早く行われたと思います。実際に林道からさらに上に行くゼロポイント、大城山の展望台、ここに向かう道がやはり舗装もされていないということで、前回の一般質問の中でいくつも質問され、お答えもいただいておりますけれど今一度ですね、ここの道路に関しての町の考え方、今後の整備についてお答

えをいただきたいと思います。

○総務課長

議員が挙げていただいたとおり、山頂からの展望や日本の中心ゼロポイント、NHKのチコちゃんが認定してくれました日本のど真ん中など、観光資源の多い大城山頂へのアクセス道路ですけれども、これまで雨で荒れて通行が困難になった場合については、整地や土側溝を設けるなどの整備で対応してきたのが現状であります。これまでも、全面舗装の要望をいただいたこともございますけれども、法面の崩落や排水等の対策に莫大な費用がかかると見込まれておりまして、安易に手をつけられない状況にあります。ですが引き続き現地に有効な広報と財源を研究してまいりたいと思います。本年度も道路維持管理の予算措置をしておりますので、当面は従来どおりの方法で、状況に応じて必要な整備を行いまして、通行の安全を確保してまいりたいと思います。以上です。

○栗 林（3 番）

はい。道路整備に関して今までも多くの議員が質問いたしまして、回答いただいているとおりはしないかとは思いますが、せっかく有名になりました日本の中心のスポット、町の内外から来たお客さんが「実際に車で行ったんですけど行けなかった」などという失望をされないように、定期的に確認をしていただいて安全な通行ができるように、道路整備の方をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。それでは最後の質問となりますが、熱中症の予防・対策についてということで質問いたします。まず最初に辰野町で熱中症と思われる救急搬送者ですね、年代別等の情報があれば年代別にお答えいただき、さらに実際の熱中症対策の実態とか普及に関して、どのようなことを行っているのかということについてご質問いたします。

○保健福祉課長

本年も4月から夏日となる日がありまして、7月には過去最高タイの36.4度を記録、9月に入っても30度を超える日が続くなど、熱中症の危険性は年々長期化、深刻化しております。このご質問にありました熱中症と思われる救急搬送者数、消防署のデータでございますが、令和4年が6名、令和5年が5名、令和6年は8月末までの数値でございますが18名と急激に増加しております。今年の救急搬送者を年代別に見ますと、10歳代以下、20代、40代、50代、60代がそれぞれ1名、70代が2名、80代が10名、90代が1名でございました。またその発生場所でございますが、自宅屋内

が12名、屋外での作業中などが5名、体育館での活動中1名でございました。自宅室内で過ごしてる間に室温や湿度が上昇することにより発症するケース、続いて室外での活動により体温が上昇し発症するケース、夜間に冷房を使用しないで室内の温度が下がらず、寝ている間に発症してしまうケースなど、環境的要因による発症するケースが圧倒的に多く見られました。高齢者は暑さに対する感覚機能や、体温調整機能が低下すると言われておりまして、エアコンや扇風機があるにもかかわらず、使用されていないケースも見受けられました。熱中症予防につきましては、それに特化した講習会等を行っておりませんが、町のホームページ、ほたるねっと、LINE等によりまして、町民の皆さんに熱中症予防についての広報を行っております。現在、高齢者の通いの場や出前講座、個別訪問の際に、その場の状況に合わせ保健師等が水分補給や、室温設定などについて注意喚起するなど働きかけを行っております。また今後につきましては、民生委員の皆さんにもご協力をいただきまして、高齢者宅を訪問する際、エアコンなどを使用するよう熱中症についての予防策注意喚起を行っていただくようお願いしていきたいと考えております。以上です。

○栗 林 (3 番)

はい。ただいまのお答えの中で、令和6年度、6年度じゃありません今年ですね、令和6年18名の熱中症と思われる搬送者がいたということは非常に驚きであります。それだけ温暖化ということが進んでいるのかと思いますし、70歳以上さらに屋内での熱中症になる方が圧倒的に多いというようなこともありまして、いかに高齢者の熱中症予防をしっかりと行うかということが大事ではないかと思います。今お答えの中でエアコンがあるにも関わらず使用していなかったというような件もありますし、どうしても高齢者になりますと体感温度というものが、若い人に比べれば若干衰えていくということもあります。そういったことがある中でですね、やはり数値的に、例えば暑さ指数温度計等を設置して、緊急アラート等を表示してできるような測定器の活用というものも大事かとは思いますが。現在でも体育館等公共施設には設置されておりまして、クラブ活動等利用する場合には、それを見ながら今日は屋外でもやるね、屋外であってもアラートの警戒レベルが要注意を超えているということで、部活等を中止しますというような判断も行っております。こういったことを各、例えば一人暮らしのお年寄りの家にも設置してですね、体感だけではなくて目で見てわかるような方法をとる、そういうことでエアコンがあるお宅では積極的に利用していただいて、熱中症

になりにくいような対策をとっていただくということも大事かと思いますので、また検討の方をよろしく願いいたします。続きまして、クーリングシェルター、クールシェアスポットの開設状況、利用状況ということで質問いたしますが、先ほど樋口議員の方から質問がありましたが、経緯に関していろいろお答えもいただいております。私からはクーリングシェルターというよりも、町で6月ぐらいからもうクールシェアスポットですね、涼しい場所を確保しましたので皆さんご利用くださいというような案内をされていたと思います。私の知ってる限りでは、図書館、ボランティアセンター、あと茶の間の3箇所、実際に確認して中に入って確かに涼しい場所であるなということは確認しております。積極的にアピールをしなかったということもありますけれど、実際に今年度、クールシェアスポットの開設状況とか利用状況について、具体的な数値があればお答えをいただきたいと思います。

○総務課長

ただいま議員の方からご紹介いただいたとおり、図書館、ボランティアセンター、茶の間につきましては、以前からクールシェアスポットということで開放してご利用いただいております。利用状況、人数については通常の利用者の方と区分けをしているといったわけではございませんので、このクールシェアスポットとしての利用で、利用されてる方の実数としては把握はしてございませんけれども、涼み処として一定のご利用をいただいているものと認識しております。以上です。

○栗 林（3番）

ただいまの答弁、なかなかわかりにくい答えでしたけれど、実際に何人が利用したかということは具体的にカウントすることは非常に難しいと思いますけれど、夏の間、涼しい場所を積極的に利用していただいて、熱中症にならないような方法も必要ではないかとは思います。実際にクーリングシェルター、クーリングシェアスポットとして今回、回覧等含めてホームページにも掲載されておりますけれど、なかなか数がやはり少ないのではないかなと思います。またここに来られる人たちっていうのは、どういった手段でもって来るのかということを考えますと、なかなかここに来られる人たちの数も限定されてしまうんじゃないかと思えます。先ほど樋口議員からのお話もありましたけれど、ほかにも公共施設等、町には多くあります。こういったところ公民館を含めてですね、もう少し住民の近くにクーリングシェルター及びクーリングスポットというものを作っていただいてですね、作っていただければ利用しやすい

んではないかと思います。あとさらにですね民間のある程度お客さんが出入りするような場所、決して大きくなくて構わないんですけど、民間の施設等も積極的に利用させていただいて、とにかく住民が近くにそういった場所があるということを認識できれば、何か起こったときにそこに行きましょうね、行けば熱中症になりにくいということをやはり理解していただくためには、もう少し多くの場所に、こういったクールシェルター、クーリングスポットというものを作る必要があると思いますけれど、それに向けての何か積極的な取り組みを行う予定はあるんでしょうか。よろしく願いします。

○総務課長

まずクーリングシェルターについてお答えをしたいと思いますけれども、他の公共施設につきましても、それぞれの所管課におきまして、国の指定基準に照らし開放可能であるかの検討いただいております。そうした中で、現状、一般の利用者との調整ですとか、設備の問題、維持管理上の課題があって、今回の指定は見合わせとなっておりますけれども、今後の状況で開放が可能という判断がなされれば、随時指定をしてまいりたいと思います。ただ先ほども申し上げましたけれども、まずはこのクーリングシェルターまたクールシェアスポットといった概念だけではなくて、町の公共施設については、暑さで不安になったときにどうぞ休んでってください、冷房のあるところ使ってくださいといった部分について、しっかり PR をしてまたそういった取り組みを広げていくことも必要なのかなと思います。これについては、各施設の所管課の方と十分検討していかなきゃいけませんけれども、できる施設をしっかり PR をしてまいりたいと思います。また、民間施設につきましては、このクーリングシェルター、クールシェアスポットについて、現在可能な施設を募集しておりますので、ご協力をいただける場所があれば、合わせて指定、PR してまいりたいと思います。以上です。

○栗 林（3 番）

はい。ただいまのお答えの中に今後、積極的に取り組んでいくというお話ありましたので、ぜひ今年は夏はもうほぼ終わりですけど、来年はもう 5 月からですねそういったものが使える場所を、提供するというような案内を積極的にしていただいて、熱中症対策の 1 つとしてよろしくお願いいたします。最後の質問になりますけれど、どうしても熱中症対策ということになりますとエアコンの設置ですね、先ほどのクー

リングシェア、クーリングスポットに関しても開館中でなければ使えませんし、ましてや夜間というものは自宅に帰って睡眠をする、くつろぐということになると思います。まだまだ辰野町の中でもエアコンの設置数というものが100%になっているわけではありませんし、高齢者世帯、生活困窮者世帯、低所得者世帯の中には、まだまだエアコンを付けられないといったような家庭もあるということをお聞きしております。そういった人たちに対するエアコン購入補助など、熱中症対策のほかの商品も含めてですね、補助金、助成金など行うような考えはございませんでしょうか。それについてお答え願います。

○総務課長

県では、8月から信州省エネ家電購入応援キャンペーンというものを取り組んでおりますけれども、このメニューの中にエアコン購入費に対する補助がございます。町としまして、ゼロカーボン推進補助金のメニューとしまして、省エネ型エアコンの購入補助を考えていたところでございますが、財源に見込んでおりました環境省の交付金が初回不採択となりましたので、実施を見合わせざるを得なかったといった状況でございます。財源が確保できれば改めてメニューへの組み込みも検討してまいりたいと考えております。以上です。

○栗 林（3 番）

はい。当然財源がなければ補助金等助成金等出すということは不可能だとは思いますが、やはり今年の18名の救急搬送者というような数字を聞きますと、やっぱり積極的にですね熱中症対策を行っていないと、ますます温暖化しているこの地球、辰野町も含めてですけど、昨年よりも暑い、一昨年よりもさらに暑いというような状況が続くと思います。だから当然費用というものも必要ですけどやはり積極的にですね、熱中症対策っていうものをしっかり捉えてですね、できる限り補助、助成金等を検討していただいて、少しでも熱中症患者が搬送されないようなまちづくりをお願いしたいと思います。最後ですけど、役場の庁舎の事業としまして、エレベーターの設置、自動ドア等つけられて、また議会の放送設備の方も改修工事というような予定も入っております。こういったものをふまえて、来年春には熱中症対策、クーリングシェルターというような位置付けも含めて1階の町民ホールでですね、また議会のライブ中継を見られる、涼しい中で見られるっていうような環境を作っていただいて、町民の皆さんにこの議会の一般質問を含めた内容もご覧になっていただけるような

提供づくりをしていただきたいと思います。お金の使い方は非常に難しいとは思いますが、やはり町民の皆様が知りたいことをすぐ伝える、リアルタイムで伝えるようなことを考えながら、町の財政を含めて、良い環境づくりをお願いしたいと思っております。私の一般質問を、以上で終わりにいたします。

○議長 長

ただ今より、暫時休憩といたします。再開時間は 11 時 20 分といたします。

休憩開始 11 時 03 分

再開時間 11 時 20 分

○議長 長

再開いたします。質問順位 10 番、議席 2 番、松澤千代子議員。

【質問順位 10 番 議席 2 番 松澤 千代子 議員】

○松 澤 (2 番)

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。前回、剪定木の収集ヤード設置を提案させていただきましたが、それは受益者負担のものだからとの回答でした。しかし町民の皆さんの反響がとても大きかったものですから、再検討の提案をさせていただきます。確かに家庭から出るごみかもしれません。しかし、生ごみとは違い放っておくと景観も損ないさらに危険を伴います。高齢者でもスムーズに片付けられるような、ルールやルートの設定があってもよいのではないのでしょうか。かつては小野の焼却場へ持ち込む方法がありましたが、広域化された今では伊那市まで運ばなくてはなりません。一般家庭の事情を分析すると、若い世代は社会で貢献する。免許返納を考えるような高齢者は、子育て応援や家の周囲の片づけなどを担当して家庭に貢献するという、分担制で回す家庭が私の周りでは多くなっています。それをしなければ若者の労働力は確保できません。そして庭木の剪定や庭の草取りなどは誰かが手を出さなければ伸び放題になり、町のそして町中の景観などは保つことができないのです。それが故にくろもじの会も辰野駅周辺の草取りや山野草を植えて、下辰野の景観を少しでも良くしようと毎月の活動をしているわけです。高齢者でも可能なそしてもう少し緩いルートで、庭木の剪定木を片付けられる方法を設定してほしいのです。ぜひともという思いで収集ヤード設置の再検討を提案いたしますがいかがでしょうか。

○町 長

はい。地域の環境を維持するためには、まずは各家庭の環境美化に努めていただく

ことが1番であります。そういった家庭が多い地域は結果的に地域全体で住環境が維持されておりまして、その影響はごみの不法投棄の減少、害虫害獣の被害の軽減、管理不全の空き家、空き地の減少等、住みやすく美しい地域が保たれていると考えます。ブローケンウィンドウの法則、割れ窓理論とも言われますが、環境美化がされていない地域は治安が悪化する恐れがあります。そういった中、各ご家庭の庭木の剪定や地域の公園などの共用スペースの手入れを行っていただくことで、治安・環境が維持され安心なまちづくりに貢献していただいております。そういったことから、多くの皆様にお住まいの環境整備にご尽力いただいておりますこと感謝申し上げますとともに、今後も継続して住環境の維持にご協力いただきますようお願いいたします。一方で小さな庭木であっても木は成長するわけで、手入れをすれば剪定木となりそれを処分しなければなりません。議員、ご質問の剪定木の収集ヤードの設置についてですが、前回6月議会の一般質問より十分な情報収集や検証の時間がとれていないわけではあります。実施している他市町村の状況等も調査しております。その結果等については担当課長から説明しますので、お聞き取りいただければと思います。

○住民税務課長

収集ヤードを実施している箕輪町の状況をお伺いしましたので、説明させていただきます。箕輪町の事業は「みどりの資源リサイクルステーション」として収集、受け入れは週3日火曜日、木曜日、日曜日の午前9時から午後3時に受け入れを実施しております。6月議会でもお答えいたしましたが、以前は24時間いつでも持ち込みを可能としておりましたが、無人であることをいいことにマナーの悪化、持ち込みを認めていない箕輪町以外の方々の不法持ち込み、剪定木等だけでない一般のごみの不法投棄、造園事業者等の事業系ごみの持ち込み等があり、現在のような形になったとのことです。このみどりの資源リサイクルステーションの運営ですが、剪定木であれば何でも持ち込めるわけではなく出せる木の種類、大きさの基準等細かくルールが決まっています。具体的に申し上げますと、カラタチ・サンショウ・アカシア・バラなどトゲのあるものや竹・笹は出せません。また木の大きさでありますけれども、長さは1メートル80センチ以内、直径5センチ以内等となっております。そのため無人ではマナーの悪化が心配されるため、受け入れについてはシルバー人材派遣センターに委託し有人にて実施しております。また、持ち込まれた剪定木については、破砕機、ウッドチップパーにてチップ化し、希望者に無償で引き取っていただいているとのことです。

チップ化については箕輪町の住民で有志の方々が会を設立し、この会員の方がチップ化作業をしていただいているとのこと。箕輪町からはその会へ委託費を支払っているようです。運営費用についてですが、収集ヤードの管理費として約 150 万円、シルバーへの委託分であります。チップ化事業につきましては、有志の会へ委託費を約 50 万円となっております。また、破碎機につきましては町が購入し有志の会へ貸与しており、その購入費が約 150 万円、年間のメンテナンス費が約 10 万円となっております。そういったことから辰野町で実施する場合については、辰野町には有志の会がありませんので業者委託となります。そうすると機械購入で約 150 万円、毎年のランニングコストで約 300 万円になります。破碎機は音も大きいため、収集ヤード兼チップ化する場所の確保問題、破碎機の購入費及びメンテナンス費を含めたランニングコストの問題、不法投棄やマナー等の問題、運営を担っていただくボランティア団体、もしくは有志の会の設置の問題等の課題があり、早期に導入することは難しいと考えております。しかしながら、要望をいただいたこともありますので、今後も研究を続けてまいりたいと思います。

○松 澤（2 番）

はい。研究をしていただいただけはありがたいと思いました。確かにね、お金はかかると思うんです。近隣の市町村では可燃ごみ減量のためにリサイクルを行っております。そこにもやっぱりお金はかかると思います。似通った町として、箕輪町、下諏訪町、それから諏訪市、岡谷市も全部やっております。チップにするには確かに機械も必要ですし刃物ですから傷みます。メンテナンスも必要です。人員の確保も大きな問題となります。でも、このゼロカーボンの時代に辰野町は遅れてはいないでしょうか。せめて剪定木のチップ化だけでも手をつけてみていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

○住民税務課長

6 月議会でも答弁いたしましたとおり、辰野町地球温暖化防止実行計画の観点や、未来につなぐ辰野町の森ビジョンでも示された、薪ストーブ、薪ステーションの活用観点等から、今後も引き続きそれぞれの担当部署で研究させていただきいただければと考えております。

○松 澤（2 番）

はい。いろんな面で研究していただきたいと思います。町内のね、民間業者

の方に委託していただくとか、それからシルバーさんに委託するとか、人の問題は何かなるんじゃないかなっていうふうに思っております。ぜひね、町内の民間業者に相談してみただければありがたいと思います。公共の樹木の剪定なども以前は業者さんに依頼していたものも、職員の力でやることはあると伺いました。町内の業者さんには栄えていっていただかなくてはなりません。町の仕事を民間に委託して、民間業者が潤っていただくことが必要です。以前にも一部の業者が消えていきその下請けも消えていき、寂しい思いをしたことを思い出します。町全体が衰退していつてしまわないよう、官民一体となって良い方向に進んでほしいのですが、委託は考えられませんか。

○住民税務課長

まず、基本的に剪定木は一般廃棄物という扱いになります。よって、委託業者は、一般廃棄物収集運搬処分業の許可を受けている業者でなければできません。町内の許可業者にお話をお伺いしたところ、剪定木については1キログラム当たり35円で受け入れているとのことで、受け入れた剪定木等は、岐阜県白川町の処理施設へ持ち込んでおります。また、一般廃棄物を他市町村に持ち込んでいるため、町でも白川町に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき協議を行っており、毎月持ち込んだ量の報告等を行っています。なお、箕輪町の実績では8月に軽トラック17台分、約2,500キログラムくらいでしたので約10万円、1箇月ですね年間80万円ほどとなる計算であります。民間業者へ委託している事例があるかどうか等を含め、情報収集、研究を続けてまいります。

○松 澤（2番）

はい。様々な方向から研究していただいて、ぜひ剪定木の収集ヤード設置を実現していただきたいと思います。次に移ります。ボラセンのWi-Fiについてですが、3月議会で一般質問をさせていただいており、Wi-Fiは避難所に設置することになっており、ボラセンは避難所にはなっていないため対象外だから、だが大切なことだから検討してみるとの回答でした。ボランティアセンターは地球人ネットワークの拠点にもなっております。大勢の人が集まります。また、外国籍の町民の安全を確保するためにも、今現在、早急に必要なものこういうところにこそ必要なものかどうか考えますが、検討していただいている進捗状況を教えてください。

○DX推進担当課長

はい。お答えします。ボランティアセンターのWi-Fiの件ですが、3月に松澤議員の方から要望の方をいただいております。その後検討を進めてまいりました。非常にボランティアセンターは利用者も大勢の方が利用されているということと、災害時には災害ボランティアの拠点となりうる施設でもあります。通信手段の確保というのは非常に重要なことであります。その点、防災担当者それから施設管理者の社会福祉協議会と協議の上設置をすることと決め、8月に既に機器の発注は済ませております。機器の納品され次第、設定設置を行いますので遅くとも今月中には一般の方が利用できるようになるかと思われます。以上です。

○松 澤（3 番）

ありがとうございます。外国籍の町民の皆さんや、ボラセンを利用している多くの皆さんがホッとすると思います。良かったです。また続きですけれども、私としては避難所という集合場所だけではなく、今どきですから住民の集まる建物にはWi-Fiやインターネットが使える環境が必要になってきていると思うんです。例えば、茶の間ですが世代を超えて利用する場所です。高校生も帰宅時に宿題などを広げているようです。そのような場所にはぜひとも必要なのではないのでしょうか。また、主要な公民館等はその環境が整っていると聞いておりますが、各地区の中の小さな公民館が避難所になった場合など、そんなときはどうすればよいのでしょうか。町のお考えを伺います。

○DX推進担当課長

はい。昨今では通信手段の確保は防災上でも非常に不可欠となっておりますので、公共施設へのインターネット環境、Wi-Fi等の整備を順次行っております。ボランティアセンターに続きまして、茶の間についても設置を前提に現在検討をしております。それから7月にはこれまで町のインターネット回線が未整備だった4地区、沢底、小横川、今村、唐木沢になりますけれども、こちらの公民館にも町の方でインターネットの回線の整備を行いました。地区にある常会や耕地等の小さな集会所等、こちらの方も避難所になることは当然考えられますが、こういった施設、非常に町内には数多くあります。こちらの方、すべてインターネット環境を整備していくっていうことは、費用面でも管理面でも非常に難しいことであるなあとは考えております。しかし1月に発生しました能登半島地震では、通信回線も大きな被害を受けました。インターネット回線、通信回線が利用できない避難所への通信支援として、石川県、国、通信事

業者が通信衛星を利用したインターネット回線、Starlink っていう機械になりますけれどもこちらの方 700 台ほど避難所等は無償供与し、速やかに通信回線の復旧を図ったと聞いております。町でもこの能登半島地震で利用された機器のデモ機をお借りしまして、9 月 1 日の防災訓練の際に、避難所におけるインターネット環境の整備訓練を予定しておりました。しかし今年の防災訓練は台風の影響で中止となりました。そこでせっかくデモ機借りておりましたので、危機管理係と DX 推進室の職員で通信回線が遮断された孤立集落等を想定しまして、しだれ栗森林公園内のキャンプ場内ですね、携帯電話が繋がらない場所を選びまして、そちらの方で実際にこの機器を利用しましてインターネット回線が繋がるかどうか、そこで Web 会議等実際に訓練を行いました。機材の搬入や設置についても非常に小さなものですし人力で運べるものであり、設置にも設置から開通まで 30 分程度で設置することができました。有事の際には非常に有効な手段であるということが確認はできております。避難所における災害時の通信網の確保として、こういった機器の導入も今後は検討していきたいと思います。今回の能登半島の地震の通信支援を見ていますと、通信事業者においては非常に速やかにこういった機器の支援が行われていることから、もう既にこういった通信事業者の中では、ある程度の通信被害があった場合の支援体制が確立されていることかなあということで、少し安心はしているところであります。以上です。

○松 澤 (2 番)

茶の間のことも考えていただいていますとありがたいと思います。それから、衛星通信 30 分でセットができて、今まで繋がらなかった地域に繋がれるってそういうこと、ちょっと文明の進化を感じるとともに、これからも住民の命を守るためにそのような素晴らしい手法を取り入れて、災害時に備えていただければ安心できると思います。ぜひよろしくお願いいたします。そこで、実は先日、宮木の公民館の Wi-Fi を試してみました。主要公民館ということで試してみましたが、結果は繋がりませんでした、だめでした。古くなってしまったという時間経過の問題だったのかもしれませんが、時折使用可能かどうか町の方で確認していただくことも必要なのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○DX 推進担当課長

はい。宮木公民館ですが、もしかすると不都合があるかもしれません。宮木公民館も含めてですが、今現在、保守管理業者によってですね、町内すべてのインターネッ

ト回線の機器類等の点検を行っております。こちらの方で把握できた不具合等については早急に修繕等の対応をしていきたいと思っております。

○松 澤（2 番）

ありがとうございます。避難所、本来なら使えるべきものと思っていたものが使えないっていうことになると、ちょっと大変なことになると思うので、ぜひメンテナンスというか、その辺りをぜひよろしくお願いしたいと思います。次に進みたいと思います。お試し移住など移住については手を尽くしていただいていると思います。都会からある程度行き来しやすい辰野町です。この辰野町へ移住していただくことは本当にありがたいことです。全国的なことではありますが、目に見える近隣に空き家も多くなってきておりまして、空き家問題と重ねて移住を希望される方が増えてくれることを願っているわけです。赤羽の荒神山の家や平出の春日邸、またゲストハウスのお試しなど希望者の内訳や進捗状況などお教えいただければありがたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは3つの事業につきましてご説明をさせていただきます。まず赤羽荒神山の家でございますが、移住体験施設、赤羽荒神山の家は6箇月から1年の長期的なもので、目的は田舎暮らしに憧れはあるものの、生活のイメージができない、都会と地方の2地域生活を体験してみたいという希望者の要望に応えるものでございまして、移住先を探すまたテレワークなどで2拠点生活をするという方にお勧めのものでございます。平成30年度から募集を開始しまして、令和5年まで6組の利用がございまして、20代から60代まで幅広い利用層、関東圏また東海地方からの利用者が多い状況でございます。現在のところ定住に繋がったケースはございません。短期移住体験施設でございます。こちらにつきましては平出にあります施設でございまして、少し滞在しながら暮らしイメージを膨らませたい方、また地域の人に出会ったりイベントなどに参加をし、移住前にですね関係性を作りたいという方などに向けた施設でございまして、最短5日から最長1箇月の滞在が可能な施設でございます。商店街やスーパーなどに近く、また高速バス中央道の辰野バス停またJR辰野駅からも近く、様々なアクセスが良い施設であります。令和6年度からですね利用を開始いたしまして、現在5組の方にご利用、予約をいただいているという状況であります。それから、ゲストハウスのお試し滞在でございます。移住先を探しているが短い時間での辰野町の雰囲気をですね、知りたいという方などにお勧めの事業でございまして、ゲストハウ

スのオーナーからですね、町での生活の様子を具体的に聞くことができまして、ご自身の持つ疑問にもですね、オーナーの方から答えてもらえるというものであります。また移住した場合にはどこで買い物をすることができるのか、またごみの出し方などにつきましてもですね、そういった日常の様々な疑問を、オーナーとですね話をする中で解決していくことができる事業であります。またオーナー自体がですね将来の相談相手にもなり得ることもですね、移住に踏み出す上でとても大きな要素になっているものであります。令和5年度はですね22組の方々にご利用をいただきまして、そのうち9名の方が具体的にですね、移住または拠点整備に進んでいるところでございます。移住に向けて前向きな方が多く利用されておりまして、人と人を繋ぐには大変重要な役割を果たしているというふうに思っているところであります。以上であります。

○松 澤（2番）

はい。とてもたくさんの利用者がいるということで、ありがたいことだと思います。その次の問題に行きますけれども、都会と田舎ではやはり生活環境にかなりのギャップが生じてまいります。都会では、先ほどのごみの問題ですけれど、制定のごみ袋ではなくてどんな袋でもごみが入りさえすれば可能で、収集場所まで運ぶ必要もなく、家の前に置いておきさえすれば処理してくれる、そんなごみ問題。それに対して制限された枚数のごみ袋を購入する田舎暮らしには、驚きと同時に不満も出るでしょう。通常、東京都の区の図書館は21時まで9時までは開館していて、学生の学習スペースそして仕事帰りの方の本の貸し出し、確保されていることなのでそういう恵まれた生活様式や時間の問題などでは、田舎暮らしではかなり不都合になることは必然です。そこで都会で生活してきた人々が何を求めて、どんな田舎暮らしに魅力を感じてどんな移住生活を考えているのかということなんです。早朝の農作業の音や、草刈のビーバーの音の騒音問題、涼しい夏の体験は良い思い出でしょうが、冬の凍るような寒さや暖房のための経費のこと、雪かきのことなど、こんなはずではなかったと思い悩んだと聞いております。お互いの生活環境をお互いがすれ違うことなく理解し合い、お喋りができて、意見交換ができるようになってそこで住民との協力がかなうんだと思います。そしてその中から新しい感覚を、町の力にしていきたいと思うのですが、そんな環境をと思っている私です。移住希望者に対して町の地域について、どのような説明をしてくださっているのかを聞かせていただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

町が実施している取り組みで、特に移住セミナーにつきましてお話をさせていただきたいと思います。セミナーに参加される移住希望者さんにつきましては、移住にですね対してとても積極的で来られます。行ってみたい、また訪れる、体験してみたいとですね、順々に移住というステップを踏んでいくことが定住に向けて繋がっていきまして、目的に合わせた情報提供をですねするということが、町として必要であるというふうに考えながらセミナーに挑んでいるところでございます。一つひとつが移住に向けた環境整備というふうに捉えております。人生のセカンドキャリアとして、自然と広々とした住環境を求められる方、また都会での生活を見直したいと考える方など動機や理由は様々でございまして、年齢層もまた様々であります。移住セミナー等は令和5年度は6回東京等で行いまして、オンラインの相談会につきましては2回開催をしております。延べ40組の相談をしましてその中でですね、実際に移住に繋がったのは2組であります。現在検討中が2組という状況であります。相談では移住に期待する熱い思いをですねお伺いしますが、町に移住してもらいたいがためにですね、移住希望者に対していいことばかりは言わない、むしろ現実的な話をするのが肝要であるというふうに考えております。特に自然環境、住居そして地域の関わりそれから仕事、車中心の生活など、都会との違いを素直にお話をしております。そしていきなり移住するのではなく、先にお話ししましたゲストハウスさんのお試し滞在等を活用していただいて、1回は町に来ていただいてオーナーさんとですね現実の生活の話を聞いて、町の雰囲気を感じてもらうことを強く勧めております。特に冬の寒さは体験してから本格的に移住を考えていただくようにという話をしております。実際に移住された方の感想は、冬は本当に寒いということを言われてらっしゃいます。ストーブを常に焚いているとか、ルームソックスを履いているとかなどは、私たちの日常では日常的なことであるんですけども、移住希望者の方には衝撃を与えるという場合もあります。北部3町村合同の冬の過ごし方という移住相談セミナーを開催したことがございまして、ときにはですね実際冬に使うアイテムを、移住希望者の方に見ていただく、また、ひと冬の灯油代が具体的にいくらなのかというような費用をですね、お示しするなどということも取り組んでおります。お互い当たり前はですね大きく違いますので、移住する前に些細なこともできる限り共有すること、またこうした関係性を持てる場合はですね、あまりミスマッチには繋がる心配がないかなというふうに思っております。移住セミナーを通じて移住された方でその後ですね、不満に繋がるよ

うな相談は今のところありません。令和5年度ですね、2023年中の市町村別異動状況等という県の統計調査によります、町ですね令和5年度の転入者数でありますけれども510人でした。このうち2名がですねセミナー等による町の施策により移住されたということと、空き家バンクの利用の町外からの転入者は27名でした。先にお話しました町の取り組み等をですね、あらかじめ受けて転入されていらっしゃるという方はですね全体の5.7%でございまして、数字からもですね転入の方法が様々でありますので、すべての方にお伝えをするということは、まず難しいかなというふうには認識しております。町議さんですね、環境整備の取り組みに対するお考えとか、情報共有をさせていただきながらですね、町として工夫できることは何か研究をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○松 澤（2番）

セミナーにとっても期待が持てそうですし、空き家バンクにも期待が持てそうだなというふうに思いました。希望を膨らめて待っているようにいたします。また話をさせていただきます。ありがとうございます。次にコロナウイルス感染症の後遺症についてお伺いいたします。私自身はコロナ陽性と診断されてもさほどの痛みもなく、ただ長引いたという感がありました。ワクチン接種のおかげかなと思っているところではあります。今現在、マスコミではそれほど話題にも取り上げられませんが、井戸端会議では後遺症だと思うんだよねというワードがよく出てまいります。咳き込んで止まらなくなる、倦怠感がいつまでも取れないというような訴えが出てくるのです。病院で相談したかどうかなのですが、看護師さんには話をしたと異口同音におっしゃいます。そのあとは不明です。個々の症状ははっきりしているので、その症状に苦しんでいらっしゃるのとは明白ですが、町として把握している相談件数や内容がわかりましたら教えてください。

○保健福祉課長

コロナウイルス感染症の罹患後症状、いわゆる後遺症ですけれども、これを主とした相談を受けた事例というものはございません。ただ、ほかの健康相談などの折に罹患後症状が疑われると訴える方が稀におります。相談件数は集計しておりませんが決して多いという印象ではございません。また、罹患後症状の代表的な症状でございすけれども、先ほど議員がおっしゃったものも含めまして、疲労感、倦怠感、関節痛、咳、記憶障害、集中力低下、頭痛、腹痛、下痢、睡眠障害、嗅覚障害、味覚障害など

罹患してすぐの時期から持続する症状、また回復したあとに新たに出現する症状、症状が消失したあとに再び生じる症状など、人によって症状の現れ方が異なっており、また、罹患者の症状が改善せず続く場合には、かかりつけ医に受診することをお勧めいたします。またこれは国の厚生労働省からもそういった周知がされているところでございます。

○松 澤（2 番）

ありがとうございます。5 類への移行ということで、救済措置はないということでしょうか。

○保健福祉課長

コロナワクチンの接種によって副反応が続く場合には、国の救済措置というものがございしますが、コロナウイルス感染症を罹患してそのあとの症状を対象とした救済措置、これは国、県、町ともに措置はございません。これはコロナウイルス感染症が 5 類となって通常の保健医療体制へ移行したことに伴いまして、また県の新型コロナウイルス感染症相談窓口も終了しているのが現状です。ただ厚生労働省の新型コロナウイルス感染症相談窓口は現在でも開設されており、曜日に関わらず 9 時から 21 時まで相談を受け付けております。また、保健福祉課の窓口におきましても保健師による相談対応を行っておりますので、ご心配の方におかれましてはご相談いただければと思います。またこの内容につきましても、町のホームページに掲載してございますので、今後も周知に努めてまいりたいと思います。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、重症化を予防するためにはコロナワクチン接種が有効とされております。予防の選択肢としてご検討いただければと思います。症状がある場合には我慢することなく、かかりつけ医に受診されることをお勧めしたいと思います。

○松 澤（2 番）

はい。医者にかかる、医者に相談する、そして保健師さんにも相談を受けていただけるということでお伺いいたしました。私たちの年代の使命は子育て支援です。友人の長女が 2 回目のコロナ陽性のあと、脱力感に悩まされ慢性的な低血圧も加わって、子どもを保育園に送っていくことすらできないと辰野に住む母に相談してきました。夏の暑さだけでも避けた方が良く判断した友人は、娘と孫を辰野へ迎えました。この夏を越したのにも関わらず、ママの症状はなかなか快方へと向かってこない。私の世代は、娘世代とそしてその孫とその悩みをともに 3 世代分抱えて、コロナの後遺症

に立ち向かっているのが現状です。町の相談も受け付けていただけるようですので、ぜひそのことは友人に話したいと思います。続きまして中学生の部活動についてです。今年度の中学生の部活動は地域移行によって変化はあるのでしょうか。今までとまったく変わりなく、中学生にとって体育会系にしる文化系にしる、どちらも中学生生活のよりどころになっているのでしょうか。最初に中学校生活部活動の現状と部活の良さ、そして課題があればそのあたりを教えていただければと思います。

○教育長

はい。ただいまの中学校の部活について3点質問をいただきました。辰野中学校には現在17の部活動があり部活動の加入率は今年度75%、4分の3の生徒が加入しているということになります。活動時間は平日、授業終了後2時間程度、昨年度まで実施していた朝の自主練習は今年度から取りやめになっております。部活動には、基本的には顧問の先生が2人ずつ充てております。さらに、野球部、サッカー部、男子バレーボール部、吹奏楽部には外部の指導者も加わって、生徒への技術的指導を中心に補助してくれております。その一方で、生徒の中には、先ほどの25%で部活動に入っていない25%の生徒の中には、既に地域のスポーツ競技団体に所属し、中体連の規約にとらわれず活動を行って、県大会から全国大会に出場している生徒も少なからずおります。全国大会に出る場合には、町長のところへ報告にまいるということは、これらは数年前からもう辰野中学でも生じていることでございます。部活動の良さですけど、中学校でどのように捉えているかって聞いてみました。部活動の意義として、生徒自らが希望の部を選択し、学年や学級の枠を超えて個人や集団としての目標を持ち、互いに切磋琢磨することによって人間関係の大切さ、仲間との連帯感を学ぶことができる。そしてまた、継続して取り組むことによって、自身の持つ能力、技術を高めることができ、忍耐力、技能、能力の向上も実感でき、達成感も得ることができる。それから様々な人と関わるわけですので、挨拶だとか礼儀それから円滑なコミュニケーションをとったりすることもできるようになっている。時間の使い方だとか自己の管理能力も高めることができていると捉えております。一方で課題ですけど、顧問の立場からの課題としますと、競技経験や指導経験のない先生も顧問をせざるを得ないこと、平日の部活だけではなく土日や休日の練習試合とか大会に実施されると、当日の企画だとか運営にも関わることが多いと。部活動の運用に関わる課題ということは、やはり生徒数が年々減っていきますので、このままできますと単独で大会に参

加するということが難しくなってくることが予想される。存続が危ぶまれる部活動も出てくるのではないかということになります。他校と既にチームを組んでいるというこんな部活も、この上伊那郡内には既に起こっております。以上が中学校から寄せられた課題でございます。以上です。

○松 澤（２番）

はい。経験のない先生それは本当に課題だと思います。先生にとっても辛いと思います。それから他校と一緒にということも地域移行が始まった分、仕方がないのかなというふうに思います。地域移行が始まって、地域との繋がり子どもたちの心の負担、その辺り子どもたちにとっての地域移行の現状をお聞かせいただければと思いますが。

○教育長

はい。地域移行の問題につきましては、この３月の町の議会でも２人の議員から質問いただきました。町民の関心、それから不安も高まってきているのかな、そんなふうに感じております。生徒が減少していき、現状の部活動が維持できない、やりたくても活動する場がないということは、中学生期の子どもたちにとっては切ないことでございます。中学生期の３年間のこの成長というのは目を見張るものがあり、精神的にも肉体的にも最も成長するこの時期ですので、熱中できる活動を思いっきりこれは保障してやりたい。そしてまたその後の人生の土台づくりができたらとこんなふうに思っております。ですから、生徒が減少しても、あるいは現行の部活動が維持できなくても、やりたい活動は保障してあげたいと一見矛盾していることでもあるわけですが、ある意味そのあたりが地域移行、あるいは近隣の町村との連携にその解決の方策があるのではないかなというふうに思っております。生徒もね今の部活動の意義を十分掴んでおりますので、先ほども触れました加入率が７５％と、これは非常に高い数字ではないかなとこんなふうに思っておりますので、ここら辺も大事にしていきたい。いずれにしましても地域移行するということによって、生徒たちを混乱させるこれだけは避けていかなければならない、目の前の活動を全力でさせてやりたい、これは教育委員会これまた中学校の先生方の思いでございます。以上です。

○松 澤（２番）

私もそこだと思います。いろんな環境がなくなっても、ぜひやりたいものはやらせてやりたい、そこが先生と一緒にいるところです。ぜひそのあたりをやっていただきたい

と思います。問題も出てきているように思われる地域移行について、そしてこの部活動について教育長が今の時点で考える今後の方針と課題をお聞かせください。

○教育長

はい。なかなか難しい質問でございますけれど、実は今年度は8月1日に町のスポーツ推進委員、町のスポーツ協会、それから町の総合型地域スポーツクラブ、町の音楽協会、さらには美術協会、辰野中学校それから辰野高校、さらにはPTAの代表から教育委員会の職員らからなる辰野町部活動地域クラブ移行連絡協議会を立ち上げました。初めての会でしたので、南信教育事務所の先生から地域クラブ移行の考え方について説明をし、町のスポーツ団体だとか文化系の団体が取ったアンケート結果も共有しながら、辰野町の現状とか課題についても協議をしました。今後はこの協議会を中心に辰野町ので地域移行のあり方について検討していくこととなりますけれども、今後はこの協議会の中に、さらにつくば開成学園高校とか豊南短大も声をかけて一緒に考えていこうとふうに思っております。いずれにしてもこれ非常に大きな課題ですね、中学校の部活動ですと中学は顧問の先生がいて、生徒の加入状況を調査をしたり、あるいは活動計画を立案をして顧問はそれを受けて、実際に活動していくってことになりますけれども、今度は学校の教育活動から完全に離れますと、そういうコーディネートをしてくれる組織、あるいは人がいないわけですね。この辺りをどうしていくのかっていうのが大きな課題になってまいります。今度は生徒が1人で探すっていうこともこれも不可能でございますので、そうしますとどこかが事務局的なことをやらなければいけない、そういう組織を作らなければいけない、これが地域クラブ協議会というふうに呼んでいて、文科省、県の育委員会を設置しなさいとこう言っているとでございます。さらにはそれにおいて実際に事務的な調整だとかねやるコーディネーターですね、これも設置をしなければいけないというようなことになります。この新たな協議会からコーディネーター役の導入、ここら辺が大きな課題になってきます。もう一つは、指導者への謝金っていうのは前もお話しましたが、謝金よりももっと大きなものは保険なんですね。現在では部活動は学校管理下のもとで行われますので、国の日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられます。そしてまた、訴訟になったときには国家賠償法の対象とかなってまいりますけれども、地域移行にされますと教育活動から離れます。そうしますと災害共済給付が受けられませんか、訴訟になっても国家賠償法は適用されません。これが非常に大きな課題ですね、これの

ことについては文科省も県もあまり大きく言ってなくて、先日も県に問い合わせたときに、県の方も保険は入っておいた方がいいですね、こんな程度の認識なんですけど、これはそういうわけにいかないと思う。ここの整備というのは非常に大事になってくるんだろうなとそんなふうに思っております。以上です。

○松 澤（2 番）

はい。周囲を広げていただいて、地域クラブ協議会そしてコーディネーターそして謝金の問題もあって、本当にいろんなことが問題になっているんだと思います。でもやはり子どものやりたいことをやらせてやりたい、何とかして子どもの思いをそしてそれが人生のよりどころになっていかれるような、そんな部活にしていっていただきたいと願って、大変でしょうけれども手伝えることがあったら言ってください。それでは、以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長

ただ今より、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は 13 時 15 分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12 時 10 分

再開時間 13 時 15 分

○議 長

再開いたします。質問順位 11 番、議席 5 番、牛丸圭也議員。

【質問順位 11 番 議席 5 番 牛丸 圭也 議員】

○牛 丸（5 番）

何人かの議員と町長も触れておりましたバッジについてですが、私もどうしてもオリジナルのものを作りたいという希望が生まれまして、ご担当課には迷惑かけるのも忍びなかったので、自分で機械を買ってオリジナルバッジを作りました。自分で作ってみたところ、現場の苦労がわかり非常に大変なことをなさってるんだなというふうに実感いたしました。成功率が結構低くてですね、バッジの針とイラストを正対させるのはかなり難しい、失敗してる個数もかなり多く出てるんじゃないでしょうか。さて両小野で小学校 4 年から中学 3 年までお過ごしになった、世界的トップクライマーの平出和也さんは、ヒマラヤ山脈で未踏峰、未踏ルート、無酸素登頂にこだわり、登山界のアカデミー賞と言われるピオレドール賞を日本人初受賞、その後も同賞を 3 度受賞。彼が今年の 7 月、世界第 2 の高峰 K2 の西壁に挑みましたが、標高約 750 メー

トル付近で滑落してしまいました。周囲の状況から救助困難であり、滑落以降 2 人に動きがなく救出による二重遭難の恐れがあることなどから、ご家族同意のもとで救助活動が打ち切られ、所属先の団体では事故に関する最終報告として、遭難により死亡したとの見解と追悼の意を表明するメッセージを、自社ホームページで発出いたしました。平出さんには昨年 6 月、両小野中学校小中合同 PTA 講話会で講師をしていただきました。演題は「真剣に学び、夢を追求する」でした。聴講こそできませんでしたでしたが、夢に向かって生きる平出さんのお話を、子どもたちはキラキラした目で聞いていたと伺っています。両小野にゆかりのある平出和也さんの訃報に対し、謹んで哀悼の意を表します。それでは事前通告に従い質問させていただきます。まず、町が設置予定のソーラー発電施設の蓄電池についての質問です。先般、地域レジリエンスソーラーシステム賃借事業の蓄電池に、車載型蓄電設備が選択されたということを書面で知りました。その理由と運用方法についてお尋ねいたします。この事業は、レジリエンス、災害に対する強靱化を目的に、災害停電時の避難施設である役場庁舎などへのエネルギー供給を可能とする太陽光発電設備の設置とともに、CO2 削減の達成を目標に照明器具の LED 化など、役場、その周辺施設を一体的に整備するものであるとの概要説明を以前受けました。今事業の資料中で蓄電池について設置型ではなく、車両型の採用について触れられていましたが、この車載型蓄電池を採用した理由とその運用法について答弁願います。

○町 長

はい。議員ご質問の地域レジリエンスソーラーシステムの事業とは、辰野町地球温暖化対策実行計画事務事業編で、目標に掲げた CO2 削減の達成と、防災拠点である役場庁舎等への災害時における電力確保を両立するため、太陽光発電などの再エネ設備を役場及び周辺施設において一体的に整備するものであります。ちなみに地域レジリエンスとは、災害に対する強靱化のことです。現在、環境省の交付金事業に町内に事業所を有する大手企業グループに属するリース会社を代表に、民間のアイデアを活かして共同申請中であります。内容は、役場庁舎と駐車場の屋根に太陽光発電設備を整備して、昼間の電力を賄うとともに、余剰分を電気自動車イコール車載型蓄電池に蓄電し、夜間や災害時に電力供給するとともに、必要に応じて電気自動車を避難所へ移動し、非常用電源として活用するものであります。合わせて照明の LED 化を進めるとともに、役場庁舎、町民会館、図書館と最終的には中央保育園の間で一体的な

電力網を構築し、平常時には再生可能エネルギーを効率良く利用し、非常時には区域内でエネルギーを自給自足する送配電の仕組み、マイクログリッドを実現する計画があります。かねてより要望をいただいていた庁舎入口、スロープ横の来庁者用駐車場の屋根も、今回合わせて設置し災害時には一般の方が給電できる仕組みも整える予定であります。車載型蓄電設備を選択した理由等については、担当課長からお答えさせていただきます。

○総務課長

それでは私の方から、その理由についてお答えをしてみたいと思います。大きく分けて2点であります。1つは容量の関係、それから費用対効果の面でございます。現在、販売しております据え置き型の蓄電池につきましては、容量が10キロワットアワーの程度のものが多く、価格についても町が想定している規模で考えますと、300万円程度と非常に高額であります。これに対し、現在、計画中の車載型蓄電池として導入します電気自動車については、蓄電容量が60キロワットアワーで、据え置き型の6倍の蓄電容量がございまして、一般家庭の約4日分の電力量をまかなえるものでございます。また、車両価格については500万円程度でございますけれども、平常時には公用車として利用できるといった面で考えますと、費用対効果に大変優れていると言えます。災害時には移動式蓄電池として、各避難所に出向き電力の供給もできますので、防災の観点からも有用であると考えます。また、蓄電池等については、定期的な保守点検が必要なんですけど、そうした費用及びその点検の容易さ、蓄電池自体はいずれ買い替えが必要です。そうした長期的な観点で考慮しますと、据え置き型の蓄電池よりも維持管理がしやすく、また点検等買い替えもタイミングとしてはしやすいという中で、電気自動車の車載型蓄電池を選択したものであります。以上です。

○牛丸（5番）

今、車載型をお選びしたあらましについて伺いました。私も個人的に調べましたけれども、やはり車載型の方が短期的に見たコスト自体は安いようです。ですがやはり車なので車としての整備費が必要となるという側面があるようです。一見コスパ、コストパフォーマンスに優れているように見えますが、車載型蓄電池にはデメリットもあるようです。EV車と設置型に対して単純な比較は難しそうだという私の実感はあります。論点は何に重きを置いて何を選択するかということになります。今回については、車載型をお選びしたということで、それは災害時にも使用できるそれは十分理解

できます。続きまして、次に町所有の EV 車についてお尋ねします。町では現在、何台かの EV 車を所有しているようですが、車種、蓄電池の容量など所有状況の詳細をご答弁願います。

○総務課長

お答えいたします。町では現在、総務課で 3 台、保健福祉課で 2 台、計 5 台の電気自動車を所有しております。容量等については手持ちに資料ございませんので、また後日、ご回答申し上げたいと思います。町の計画としましては、今後、地球温暖化防止や防災等の観点から、電気自動車の割合を増やしてまいりたいと考えております。以上です。

○牛 丸 (5 番)

現在、町は 5 台の EV 車を所有しており、総容量についてはまたいずれお伝えいただけるということで、これをベースに次の質問に移りたいと思います。さて、今、お答えいただいた町所有の 5 台の EV 車についてですが、現状ですと何に運用をなさっているかお聞かせください。

○総務課長

現在は、一般的な公用車と同じ運用がほとんどであります。ただ、1 台については先ほど申し上げました、今後導入予定の電気自動車と同じ容量を持ったものでございます。これについては、外部給電器とセットで運用することで、災害時に移動式蓄電池として避難所等で電力供給ができますので、昨年の防災訓練の折には実際に避難所とした集会所に出向きまして、移動式蓄電池として電力の供給を行っております。以上です。

○牛 丸 (5 番)

主に公用車としてご使用なさっている。そして 1 台については災害対応もできる状態になっていると、ちょっと喋ろうと思っていたことを先取りされちゃいまして、先の 9 月 1 日の訓練こそ実施できませんでしたが、災害避難所設営については、ぜひ、公用車の EV 車を出場させて供給できるような形をとっていただければ、いい例になるかと思います。よろしく願いいたします。次の質問に移ります。町営バス飯沼線の見直しについて質問いたします。令和 5 年 9 月定例会の一般質問で、理想的な山間地域の公共交通は何かと問うた質問に対し、移動ニーズや課題を把握した上で検討したい。デマンドタクシーが全地域に適用するとは考えていない。路線バスを維持した

ハイブリッド方式や AI 活用型オンデマンドバスなど、飯沼線の運行区域に合う方式を研究したいとご答弁いただきました。そして1年後の現在、奇しくも答弁で取り上げさせていただいた内容が検討されていたようで、10月1日より予約型バス実証実験が実施される運びとなり、驚きと喜びそしていささかの心配を感じています。そこで質問です。予約型バス実証実験までに至る経緯をご答弁願います。

○まちづくり政策課長

それではお答えいたします。町では、利用者の減少やドライバーの担い手不足、また運行管理費の負担が膨らみ続けるなど、公共交通の持続可能性、また事業採算性で大きな課題を抱えている状況にあったため、辰野町地域公共交通計画を令和5年度に策定し、目指すべき姿や数値目標を明確化しました。令和6年度は、計画期間の初年度となりまして、地域に適した交通サービスの検討を進めていく必要があると認識しております。その中で、川島区内を運行している町営バスは一定数の利用があるものの、小野区内を運行していた町営バス飯沼線は、令和元年度以降の1便当たりの平均利用者数は、1人を下回っておりまして利用者がゼロで運行している便も見られるなど、路線バスとして成り立っていない状況にありました。また交通計画の策定に向けて、住民座談会や住民アンケート調査を実施したところ、住民ニーズと飯沼線の運行方式が乖離していることがわかりまして、現行の運行方式では利用者数の増加は見込めないというふうに判断をいたしました。加えて小野駅と辰野駅を繋ぐ JR 中央本線減便によりまして、日中時間帯における町中までの移動利便性が低下するなど、小野区内における交通サービスの見直しは、喫緊の課題であるというふうになっておりました。そこで、これまでの住民座談会また住民アンケート調査の結果を反映させる形で実証実験を行い、小野区的生活交通を将来にわたって維持確保していくための検証を行うことといたしました。実証実験を行う上で、公共交通は地域の暮らしと一体として捉え、その維持、活性化に向け地域における複数の関係者の連携、協働が必要であることから、国土交通省が展開する共創・MaaS 実証プロジェクトの補助事業のうち、共創モデル実証運行事業の採択を受けながら運行を実施するということといたしました。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

コロナ禍や平均乗降者数の減少から対策、検討を始めた町営バス飯沼線ですが、到着時間を担保しなければならない朝夕は定時帯路線を維持して、閑散の時間帯は予約

に応じて運行するデマンド型とのハイブリッド方式の運用が、私も理想的だと考えており提案いたしました。みんなのつどいなどで住民ニーズを把握し、特に交通弱者の住民の移動手段維持を念頭に策を練っていただき、実証実験が実証される運びとなりました。愛称も公募で「おのりーな」と決定しております。ラッピングも新たにさせていただけるとのことで、新しい乗り物が憑の里を走る想像をしてわくわくしております。非常に楽しみにしています。次に予約型バスの詳細についてお尋ねします。8月30日に実施された町地域交通協会で、予約型バスの詳細について計画案が提出され承認されたと、8月31日の辰野新聞で報じられておりました。新聞と重複する内容になるかと思いますが、決定に至る根拠や経緯なども添えて運賃、ダイヤ、バス停周知方法などの詳細についてご答弁願います。

○まちづくり政策課長

先月、開催いたしました第2回辰野町地域公共交通協議会におきまして協議が整いましたので、運賃、ダイヤ、バス停が決定したことをご報告させていただきます。運行方式の概要とすると、町議おっしゃられたとおり、朝と夕方はこれまでと同様に定時定路線のバスを継続、日中時間帯は事前に利用登録が必要な電話予約制のデマンドバスを運行するものとなっております。まず、運賃については、朝夕の定時定路線のバスはこれまでの運賃と変更はなく最大350円の距離制運賃で、割引対象者やその割引率についても変更はございません。デマンドバスの運賃は、小野区内の移動は1乗車350円、小野区内から町中までの移動は1乗車600円となっております。また、割引対象者は、これまでの飯沼線と統一し、3歳から小学生、障害者手帳保有者、運転免許自主返納者は半額となりまして、小野区内の移動は1乗車180円、小野区から町中までの移動は1乗車300円となります。さらに1箇月乗り放題のチケットを導入し、月々2,000円で何度でも利用ができます。次にダイヤについてでございます。朝夕の定時定路線バスは、朝の右回りと夕方の左回り各2便ずつ設けておりまして、いずれも時間帯に大きな変更はありません。しかし、住民座談会でも要望のありました両小野診療所へのバス停を新設いたしまして、これまでは火曜日と木曜日のみとなっていました町中までにつきましては、延伸するルートをすべての運行日で行うなど、JR中央本線の減便となってしまった時間帯を補完する形で、町中までの接続を図っております。日中のデマンドバスについては、午前9時から午後1時台に行き、帰り各2便の合計4便、これまでは1往復しかしていなかった時間帯で、2往復分のダイヤを

設定しております。バス停についてですが、デマンドバスは小野区内にある既存のバス停 24 箇所に加えまして、地域のごみステーション 31 箇所を追加し、合計 51 箇所から乗り降りが可能となります。そのうち、町中では金融機関や湯にいくセンターの計 4 箇所のバス停を新設することとしており、これまでより運行区域の拡大を図ってまいります。最後に、周知の方法につきましては、今回の実証実験に向けて従来から活用されていた広報紙、それからホームページによる周知を図るとともに、9 月中旬には 3 日間、住民説明会を予定しております。この説明会は、小野区内の公民館、コミュニティセンターのうち 10 箇所で開催させていただきます。参加ができない方につきましては、説明会資料を郵送にて配布することとし、同月中に 9 月中にデマンドバスのチラシを配布し、10 月までに様々な手法で周知を図りたいというふうに考えております。周知する上では、新たなデマンドバスの導入が利用にあたって障壁とならないよう、丁寧な説明を心がけてまいりたいと考えております。以上であります。

○牛 丸 (5 番)

今、詳細について触れられておりました。今、最初の方に触れられていた予約方法について、もう少しご答弁いただきたいかと思えます。お願いできますでしょうか。

○まちづくり政策課長

予約方法につきましては電話予約をですね考えております。まちづくり政策課内に受付のですねセンターを置きまして、住民の方から電話による受付を行います。まちづくり政策課の方でですね配車等をしまして、何時の何便ということで利用される方にお知らせする中で利用していただくということになります。予約は午前中の行きの 2 便、また午後の 1 便につきましては前日の 15 時まで、そして帰りのですね 2 便につきましては、当日のお昼までがですね予約の時間帯となっておりますので、それまでの時間に予約を受け付けるというものとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○牛 丸 (5 番)

当日、予約可能なのは帰りの第 4 便のみということになっておりますが、デマンド型乗り合いタクシーは、予約を当日の利用する 1 時間前までとしたところ、利用率が 1.48% 上がったという報告があります。みんなのつどい小野でも当日予約を可能とするような要望が出ておりました。1 便でも多く当日予約可能となるようできないでしょうか。ご答弁願います。

○まちづくり政策課長

みんなのつどいの中でもですね、町議さんおっしゃられるとおり当日予約ということで要望がございました。町でもですねそういった要望を受け止めながらいるところでございますが、まずはですね現在の運行を進めていく中で前日の 15 時まで、また帰りの 2 便については当日 12 時までという予約方法で、まずはスタートさせていただいて、住民の皆様からですねお声が多数出るようございましたら、またその運行方式について研究をしながら、対応をですね考えていきたいというふうには考えているところでございます。まずはこの予約方法でスタートをですねさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○牛 丸 (2 番)

今、ご検討いただけるというお話をいただいたんですけれども、この実証実験中の時間予約方法等の変更はご検討いただけるという内容でしょうか、ご答弁願います。

○まちづくり政策課長

実証実験中につきましては 15 時までのですね時間帯ということになります。協議会に諮る中で運行時間などをですね、変更をかけていかなければいけませんけれども、協議会にかけずに簡易な変更というのは、常に利用者の方からご意見をいただく中で変更をかけることはできますけれども、内容で協議会にかけてまた必要があるものについては、すぐにですね変更ということにはできませんので、まず来年のですね 2 月までが実証期間となっておりますので、その期間はこの予約方法、予約時間でですね運行させていただき、その後ですねご意見をいただく中でどのような方式にしていくのかということは、検討していきたいというふうに考えております。訂正させてお話をさせていただきます。以上です。

○牛 丸 (5 番)

はい。協議会にかけないと変更はできないという事情は把握いたしました。乗降者が自由に設定できるタクシーではなく、バス停からバス停の間を運行するバスであることと、それが料金の算定基準になっていること、定時路線の運行を残し町中心部までの運行便を増設していること、ごみ収集車が通ればバスの車両も通れるという根拠から、バス停の多くをごみステーションに設定していること理解いたしました。バスに乗ることを楽しんでほしいという需要創設で、直行便増やしたということもあるのでしょうか。詳細決定の根拠が示され理解が深まりました。実証実験ということも

あり、ニーズをより深く掘り下げていただき、多くの方に感想を寄せいただきたいものだと思います。次に、実証実験中の目標乗降者数についてお尋ねします。町営バス飯沼線の運行見直しに至る一因が、1台当たりの平均乗降者数が1人以下になってしまったこととありましたが、この予約型バス実証実験に対しても、目標とする1台当たりの平均乗降者数が設定されているのでしょうか、ご答弁願います。

○まちづくり政策課長

辰野町地域公共交通計画における数値目標としましては、町営バス2路線とデマンド型乗り合いタクシーの年間利用者数を、令和4年度と同水準の1万5,000人以上とすることと掲げております。しかし、飯沼線の持続可能性の確保のためには、運賃収入だけで運行経費を賄うことは困難でございまして、国の補助制度を活用することが必要不可欠であるという認識をしております。その補助要件一つでもございます1便当たり平均利用者数2名以上2人以上ですね、利用実績は確保してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○牛丸(5番)

2人以上の乗降者数を目標するというのを伺いました。利用者が少ない可能性は考慮しなくちゃならないと思います。例えば住民説明会などで運用方法の具体例を示したらどうかと思います。例えば何時のバスに乗れば何時に病院に着けて、何時の便で帰ってこれるのか、そういう具体例を示せばもっと利用者の方も身近に感じて、乗降、乗ろうかなって気持ちにもなってもらえると思うんですね。乗降者数が増えるように地元区でも留意しながら周知に努めたいと思います。先般のみんなの集いのときに、担当課の方が予約方法を何か寸劇みたいな感じで実演していただいたものがございまして、それを私、撮影させていただいて動画制作しましたので、予約方法については、両小野地区振興会のホームページの里だよりでぜひ公開させていただきたいと思います。よろしくお願いします。さて素晴らしい実証実験だと思うんですけども、この実証実験のあとはどうなるのかという一抹の不安があります。実証実験は10月1日から2月末日までと期間が決まっております。そこで気になるのが、実証実験終了後のバス運行についてになります。実証実験の結果がどうなるかも心配ですが、3月以降午前9時から午後1時までの実証実験をしていた時間帯はどのようなバス運行になるのか、おそらく示されていないかと思います。元の定時定路線に戻るのか、予約型バスを運行継続するのか、もうちょっと不安な想像もつくんです

が、どのようにこの時間帯のバス運行に対してお考えでしょうか。ご答弁願います。

○まちづくり政策課長

次世代の公共交通に何が必要なのか、社会実装のイメージを描くには、実証実験を繰り返すプロセスが必要だと認識しておりまして、この実証実験によって小野区内における移動利便性の向上のみならず、事業の採算性また持続可能性が確保されれば本格運行となってまいります。しかしこの実証実験によって、利用状況等が改善されない等の事象が発生した場合には、実証実験の延長もしくは運行方式の見直し、また従前の仕組みより減便などの方策も考えられるというところでございまして、町議さんのおっしゃられるとおりにかと思えます。いずれにしましても、新たな飯沼線バスを広くですね区民の方に周知をし利用していただく中で、ご意見をいただき更なるサービスの向上に繋がるように努めてまいりたいと考えております。町議さんにおかれましては、両小野振興会の中ですね、その利用の仕方のホームページ等を展開していただいているということで大変ありがとうございます。またおっしゃられるようにですね、実際にバスを何便のバスで町へ出て行って、例えば病院行って帰りは何便のバスで帰ってくるというようなですね、モデルというものもみんなのつどいの中で区民の方からリクエストをいただきました。そういったですね、実際にじゃあどうやって使うのかというところを、広くですね区民の方に周知させていただく中で、ぜひこのバスですね実証実験の利用にですね繋がるように、町としても努めていきたいと考えておりますので、まずこの実証実験を進める中で様子を見ていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○牛 丸 (5 番)

今、お話いただいたテスト後のお話なんですけど、減便というのは実証実験ではなく、今までの定時定路線の減便という解釈でよろしいでしょうか。

○まちづくり政策課長

まずはですね、定時定路線の減便ということも利用者数がゼロということもございしますので、その可能性もあるというふうには考えておりますが、導入しましたデマンドバスですね内容の中で、何か工夫することがあるのかということとはですね、まずは考える中で2月以降にですね、運行については考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○牛 丸 (5 番)

乗降者ゼロの便を1便でも減らすべく、実証実験の時間帯だけではなく朝夕の定時定路線も、もしかしたら予約制にしたらどうかとも思います。おそらく到着時間が担保できないほどの乗降者数や行き先はないのではないかと考えます。今回の実証実験では、利用者の登録を行うようですので、今後検討すべき時期がありましたら、再度、朝夕の定時定路線のニーズを明確化し、実施可能なようでしたら登録制の予約型にするように提案し、次の質問に移ります。実証実験結果を他路線に反映させるかどうかお尋ねします。町内初の予約型バス運行の実証実験ですが、様々な過程を経て実現したことがこれまでの答弁でわかりました。実証実験ですので、データ収集が主なミッションであるはずですが、理想的な山間地域の公共交通を考える上で、この実証実験に対して、住民の声や乗降実態など基本データが取れることと思います。そこで質問です。今回の町営バス飯沼線で実施する予約型バスの実証実験で得たデータを、町営バスの他路線を検討する上で反映させるおつもりがあるかどうかご答弁願います。

○まちづくり政策課長

他路線への反映の可否判断につきましては、将来の人口、需要や新たな技術の動向等を十分に把握した上で、公共交通の利便性向上策についてこれまでの経緯等を踏まえつつ、慎重に検討を進める必要があるというふうに認識をしております。そのため町といたしましては、この実証実験で一定の成果が得られた段階で、小野区と同様の運行方式を他路線へ反映させていくのか、もしくはまったく別の運行方式とするのか、これまでのですね運行方式を継続するのか、それぞれ判断をしてまいりたいと考えております。そうした意味も含めましてですね今回の飯沼線の運行というのは、大きな意味がございますので、その成果をですね注視していきたいというふうに考えております。以上であります。

○牛丸（5番）

確かに住民の数、利用状況等、条件の異なる路線への反映は難しいことは理解いたしました。ですが利用者の声は参考にすべきところはおそらく多いかと思えます。これまでと異なる方法で運用されたバスに乗ってみて、利用者がどう感じるか理解できるまたとない機会となると思えます。このデータを単一の事業のものとしてだけでなく、町の山間公共交通を検討する題材として貴重なデータであると捉えるべきだと思います。今後もその現地に沿った、より利便性が高く、運営側にも負担が少ない山間

公共交通の検討を今後も要望いたします。最後に、両小野バイパスの現状についての質問です。さて、調査費がついたとはどういう状況なのでしょうからお尋ねします。両小野バイパスの建設期成同盟会では、昭和 53 年より長きにわたり活動が続けている中で、令和 2 年度より長野県建設部に相談を始める運びとなり、建設部長に要望書を提出し、令和 3 年度の予算から県の調査費をつけて、県単調査事業に伴う設計業務を 2 年間実施しているとの答弁を、令和 5 年 9 月定例会の一般質問でいただいております。両小野バイパスの実現過程において、この調査費が付いたということは、付く以前と比べて何が変わったのか、どのような状況を示すことなのか、この調査費が付いた以前と以後では一体何が変わったのでしょうか、ご答弁願います。

○町 長

はい。国道 153 号は、伊那地域と松本地域を結ぶ重要な幹線道路でありまして、重要物流道路として、平常時、災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要な路線であります。しかし、辰野町小野地区から塩尻市北小野地区までの区間は、冬季に大雪による通行止めが発生するほか、幅員狭小で事故も多く車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしている状況です。このような状況をふまえて長野県では事業化に向けたという意味で調査費がついているとお伺いしています。

○牛 丸 (5 番)

今、ご答弁いただいた事業化に向けた予算がついたというお言葉をいただきましたけど、その解釈について、もう少し詳しくお教えいただけますでしょうか。

○建設水道課長

牛丸議員にお答えします。現在、塩尻市と辰野町におきまして建設事務所をお願いをしまして、両小野バイパスについて要望の方をさしていただいております。現在、事業というのはですね県の方もですね、国の予算をいただいて事業化というのが正式な始まりですので、それに向けて調査をしているというところでございます。以上です。

○牛 丸 (5 番)

それでは本格運用前の調査費というような意味合いという解釈なのかなと、今、思いました。調査費とはそうしましたら現況調査等、課題の抽出のために意見交換を開いたり住民アンケートを実施して、国に提出する資料を制作する費用という解釈かと思います。測量などの現地調査をする費用ではないようです。では、ここはここで調

査費が出たという言葉の認識を改めなくてはなりません。それでは、県予算の調査費とは何に使うべき費用でしょうかお尋ねします。令和3年より現在まで調査費の使用内容は、地形や事故の現況を含んだ現況調査と課題の抽出、地元での意見交換会の開催やアンケートの実施、調査費を運用している実態は今のところ以上だと思います。令和3年度に県予算の調査費がつき、ことは進展しているという実感を得たのですが、昨今開催している期成同盟会の理事会や総会での両建設事務所の職員様の話を聞いていると、この予算がついているという言葉に対する我々の認識と現実とが、違うのではないかという考えをしばし持つことができました。調査費がついたという言葉だけが様々に解釈されて、1人歩きをしているように感じます。いつから調査をするのかという考えを持っておられる方も少なくないようです。そこで質問です。県予算でつけていただいている調査費の県が意図する使用目的とは何でしょうか、ご答弁願います。

○町 長

はい。ちょっとまた詳しいことは建設水道課長の方からも説明させますけれども、議員おっしゃるとおりこの調査費がついたということだけで、やはり人の捉え方っていろいろあると思うんですね。私自身も調査費がついたっていう言葉で、今まで何十年もかかってたものが、初めてこの調査費がついたっていうことだけでも、かなり進歩したと思ったら、実を言うとさっき説明しましたとおり、まだまだ国の事業予算もまだ先の話ですし、非常にまだまだハードルも高く、まだまだ道のりは遠い、そんなような意味合いで捉えていただければと思います。従って現在この調査費がついたことにより、何が動き出すかという部分でちょっと申し上げますと、長野県では現在の国道に関する課題や今後の道路計画上の課題等についての、例えば基礎資料となる資料作成ですね、また意見を多くの方からお伺いするための住民アンケート、また意見交換会、こういったものを実施して地域住民の合意形成に向けて動いていく、そんなような段階かなと思っております。これまでに住民の皆様からは災害に強い道路、安全に通行できる道路を求めるご意見などが寄せられている、それに基づいて調査資料が作られていくと、そのような段階だと思っております。以上です。

○建設水道課長

お答えします。道路の計画につきましては、まだまだ最初の段階でコントロールするポイントがございます。いきなり現地の測量をしてですね、地形測量とかそういつ

たものをする前にですね、やらなければいけない基礎調査がございますので、現在その調査に入ってるということでお伺いしてます。以上です。

○牛 丸 (5 番)

やはり道のりは遠いという実感なのかとも思いますが、最後にルート案策定までの展望をお伺いしたいと思います。両小野バイパス期成同盟会では、バイパスのルートになりそうな地域に対してどのような課題が存在するか、意見集約を理事会で行いました。家屋や集落の分断を避ける、水源周辺のトンネル掘削は避けるべき、ハザードマップの危険地区は建設には不向きなど、地元住民ならではの問題意識で課題が抽出されております。意見交換会でいただいた資料の道路計画策定プロセスラインでは、全 5 段階あるうちの現在は 1 段階と 2 段階、課題の共有と必要性の確認であると伺いました。最後の 5 段階、ルート案策定までにあと 3 段階進む必要があるようです。そこで質問です。道路計画策定プロセスラインの第 3 段階、ルート案複数案の設定から第 5 段階のルート案策定まで、どのようにことが進むと考えられるか展望をご答弁願います。

○町 長

昨年度、令和 5 年度ですが長野県が住民の皆様からのアンケート調査結果に基づく意見交換会を実施しまして、国道 153 号における現状の課題の抽出と道路整備の必要性の確認を実施したところであります。今年度は抽出された課題の解決策について、住民の皆様との意見交換会を実施する予定となっております。さらに今後、これまでの検討経緯をふまえ、長野県において複数のルート案を検討する予定と伺っております。辰野町といたしましても両小野バイパスの早期事業実施に向け、塩尻市と連携し長野県へ要望してまいりたいと考えております。県の建設部長への要望もですね、もう既に 12 月頭にも予定されておりますので、また塩尻市長と要望にお伺いをしていきたいと思っております。

○牛 丸 (5 番)

段階は浅いが 1 つずつ必要なプロセスを踏んで着実に前進しているという認識で間違いないようです。以前、県への要望活動の中で、県建設部長から関係市町の両首長を期成同盟会の会長にするべきではないかと提案を受けたことがあるそうです。期が熟したら、町長にぜひ両小野バイパス期成同盟会の辰野側のトップに立ってほしい、そう要望してこの質問は終わりいたします。最後に、冒頭にも述べました両小野に

ゆかりのある平出さんが残した言葉を引用して私の一般質問を終了いたします。「僕は人ができないことをやりたい、人ができる物は人がやればよい、僕にしかできないことを実現することが重要なんです」世界的トップクライマーらしい重みのある言葉が胸に響きます。この言葉に少しでも近づけるよう今後も精進してまいります。バジツクリや美術館のひこねのりお展など素晴らしい企画が辰野町ではいっぱい立てられてます。辰野町にしかできないことをして、日本中に辰野町をアピールしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長

進行いたします。質問順位 12 番、議席 6 番、小澤睦美議員。

【質問順位 12 番 議席 6 番 小澤 睦美 議員】

○小澤（6 番）

議長より質問許可をいただきました項目について質問させていただきます。最初に台湾埔里鎮との交流について、台湾埔里鎮との国際姉妹都市提携に向けて早期の台湾埔里鎮訪問について質問いたします。この質問は今年 3 月議会において、台湾埔里鎮との交流を行っている民間団体「桜梅会」が、去る 2 月 17 日に日本の国花、桜の植樹を行ったことから、さらに埔里鎮との交流を深めるためにも国際姉妹都市提携を行わないか、また、そのための条件は何かとの一般質問を行いました。その答弁としては、ワイトモとの国際姉妹都市提携を例として、民間での交流が行われ双方の意識醸成が行われた上で締結となっており、今はまだ民間交流が主でそれも辰野町側からの訪問のみとなっており、埔里鎮の皆さんには、まだ辰野町を訪れていない状況であるとの条件が入っておりました。しかし、この点については、先月の 8 月 23 日の埔里鎮の皆さんによる辰野町への訪問によりクリアできたのではないのでしょうか。また、辰野町についても、滞在期間が少なかった中で交流会において、そこかしこで出席者同士、会話が弾んで盛り上がったことを考えたとき、良い印象を持って帰国されたと思っております。また、辰野と台湾埔里の交流についても、歓迎セレモニーにおいて南投県観光協会のマオチンシアン理事長は「これから辰野と埔里の町の人々の心が結ばれるよう頑張っていきたい」との言葉をいただきました。このような状況を考えたとき、交流会でのマオチンシアン理事長の挨拶にもあったように、産業面や観光面において辰野町にとっても早期に国際姉妹都市提携を結ぶことが良いのではないかと考えております。質問いたします。今回の訪問を受けてではないですが、

2月に桜の植樹に教育長が訪問したところですが、改めて町長が早期に埔里鎮町との会談を行うことはできないでしょうか。質問いたします。

○町 長

はい。小澤議員のただいまのご発言の繰り返しになりますけれど、去る8月の23日台湾埔里鎮の鎮長からの新書を託された埔里ロータリークラブ所属の10名の訪問団が来庁されまして、桜梅会を中心とした町内の団体との町主催の交流会が行われました。交流会は盛大に行われ互いに情報交換など、充実した時間を過ごすことができました。この機会をきっかけに、様々な団体が台湾埔里鎮との交流をさらに広げていくことを期待するところであります。特に辰野高校では、学校関係者による台湾への訪問が企画されており、今後、学生同士の交流が盛り上がってくるのではないかと考えております。一方、埔里鎮側の状況、特に市民レベルでの辰野町の受け止めはいかがでしょうか。民間レベルでの往来が双方で進み交流が深まれば、辰野町民も埔里市民も前向きに歩み出そうとなり、互いの距離もさらに縮まることでありましょう。鎮長との会談を早期にとのご質問であります。まずは互いの住民の皆さんや学生の交流を見守りながら、具体的な期日を定めず将来訪問の機会を伺っていきたいと思っております。

○小 澤（6番）

ただいま将来を伺ってという答弁をいただきました。次の訪問のスケジュールについてという質問をさせていただきたいと思っておりますけれど、来年の2月に訪問し来年のほたる祭りに埔里鎮長を招待するというのはいかがでしょうかとの提案でございます。この2月というのは、今年2月に埔里鎮の協力のもと植樹した桜が開花する時期でもありますし、町長答弁の辰野高校とも関係してくるのですけれど、ご存知のようにこの9月から辰野高校普通科の学際探究コースの生徒が、埔里の高校とのオンライン交流を計画し、来年度に向けて辰野ほたる祭りに生徒を招待して、夏には辰高の希望者の台湾派遣を検討しているというようなことも聞いております。それらのことがスムーズに進むよう町としても協力していく意味からも、2月に訪問し6月に招待の案内を交わすというのはできないでしょうかということです。ちょうど来年は辰野町新町発足70周年に当たります。その記念事業として、埔里鎮長をお迎えするというのも画期的な行事になると思っておりますけれど、先ほどはもう少し時期をとということですが、そのような考えはないでしょうか。

○まちづくり政策課長

今、議員さんお話をされたように辰野高校のですね、交流だとかっていうことがこれから活発に行われていくということでございます。町長答弁をふまえて、各団体のですね動きを注視しながら、今はですね、そういった民間の皆さんの交流を見守りたいというふうに考えているところでございます。現在のところですね、2月の訪問、それから6月のですね鎮長の招待というのは、まだ時期尚早かなというふうに考えておりますのでお答えさせていただきます。以上であります。

○小 澤（6番）

確かに時期尚早という言葉がありますけれど、辰野高校にしても先生方と話す中では、辰野高校の存在、辰野町に今、高校再編等がある中で、辰野高校の特色を出したいという中で、先生方は一生懸命やっていますんで、ぜひそのような点も汲んでいただく中で、町長答弁ではこれからということですが、ぜひそのようなこともふまえて考えていただければ幸いです。それらを要望させていただきます。次に質問に移りますが、統合後の川島小学校のあり方について、4月以降の川島小学校の管理について伺います。現在の川島小学校の施設等の現状について、令和5年12月議会の私の川島小学校統合後の利活用についての質問に対し、教育長は「学校として151年という長い歴史を持って、川島小学校が来年度末閉校となって辰野西小学校に統合されます。しかし、振り返ってみますと、ここ数年、議員もご承知のとおり学校の教育環境整備を強力に進めてまいりました。もう既にご存知かと思いますが、例えば、各教室へのエアコンの設置、Wi-Fi整備と各教室への大型提示装置や実物投影機等の設置、トイレの洋式化、給食室や調理器具の改修など他の小学校とまったく遜色のない形で整備をしてまいりましたので、閉校後もこれらが有効に活用されていかなければ、大変もったいないことになってまいります」との答弁をいただきました。川島小学校はご存知のように、来年の3月31日には閉校となり、西小学校に統合となる準備が進められています。ということは、残り7箇月後には先生も児童もいなくなるということになります。しかし、現在まで4月以降の後利用について町からは何も示されておりません。まさに教育長の答弁の「閉校後もこれらが有効に活用されていかなければ、大変もったいないことになってまいります」に直面しているのではないのでしょうか。質問いたします。4月以降の川島小学校の管理について伺います。

○教育長

はい。議員質問にお答えをしたいと思います。川島小学校の閉校後は川島小学校のすべての財産の所管が町教育委員会から辰野町となり、町全体での有効活用が期待されております。一方で、まちづくり政策課が中心となって進めております、川島小学校の後利用については、まだまだきちっと方向が定まっていない状況でございます。今、議員が指摘されましたようにここ数年、様々な教育環境整備を行ってきておりますので、これらが4月以降有効に活用されないってことになれば、まさにこれ大変もったいないことになっていくわけでございます。議員も言われました川島小学校にはエアコンだとかWi-Fiの環境のほかに、たくさんの学校備品、教材備品がございます。給食調理室やランチルームには調理備品や関連備品、図書館にはたくさんの蔵書、理科室や家庭科室においても、たくさんの教材備品、学校備品、そしてまた郷土資料室には膨大な川島区の郷土史を語る貴重な資料もございます。これらのほかにも相当量の保存文書もございます。これらの物品等については、今後4つにまず分類をされて、整理管理あるいは処分されていくものと思っております。1つ目は引き続き現川島小学校ですね、そこに残しておくもの。これらはこのあと、川島小学校の後利用が決まったときに活用できるものだとか、そういうときに必要になるもの。2つ目は、しばらくはそのまま川島小学校に残しておいて保存していくもの、これらは郷土資料室だとか、あるいは今はすぐ活用が決まらないけれど、処分してはいけないもの。3つ目は、統合後これは辰野西小学校になりますけれど、この統合後の学校だとかあるいはほかの学校、さらには他の施設に移して再利用するもの。4つ目、これは廃棄するものです。これらは、保存期限が過ぎた文書だとか使用に耐えられない物品や古い物品っていうことになります。このように学校内には様々なもの、それぞれについてまず仕分けをしていかなければなりません。今年の7月の21日に町教育委員会が立ち上げました辰野西小学校・川島小学校統合準備委員会では、まさにこの部分に関わっても協議を進めております。この準備委員会の中には、総務部会、学校運営部会、PTA部会の3つの部会がございます。先ほど述べました物品だとか備品についての方向性は、総務部会を中心に実際にそのものを見て、現在協議を進めているところでございます。この総務部会には川島区の代表の方もおりますので、特に先ほど言いました川島区の歴史を語る郷土資料については、その代表者とも十分協議をし、資料が散逸しないようにしていかなければなりません。学校の後利用あるいは新たな活用が決まっ

た際には、郷土資料などは多くの方々に見ていただける形で展示できるようになればと私自身考えております。ですから、閉校後、教育委員会からまちづくり政策課に所管替えは行われますけれど、後利用が決まるまでは、町の教育委員会が引き続き管理を行い、エアコンだとか、あるいはWi-Fi なんかですね、必要なメンテナンス、あるいは草刈り等も行っていかなければならないとそんなふうに思ってます。以上です。

○小 澤（6 番）

今、確か補正予算のついていた小学校統合準備委員会委員の皆さんの報酬っていうのがのってたもんですから、そのことがなというふうに聞いたんですけど、当初私自身は、鍵がかかってそのままっていうように思ってたんですが、今の話聞きますと、ある程度整理しながら後利用が決まるまで教育委員会が担当して見ていくという話に思ったんですが、ちょっとうちの区長とも心配してるんですけど、周辺の草刈り早くいいますと草刈りとかそういう整理、剪定とかもやっているボランティアの方たちいたんですけど、その部分については、今の話でいうと町の教育委員会がどういう形ではわからないですけど、担っていただけるという解釈でよろしいでしょうか。

○教育長

はい。現在は川島小学校にはね、地区の多くのボランティアの方たちが学校の支援に入っていておりますけれど、在籍児童がいなくなった場合に、その地区のボランティアの皆さんに引き続き、草刈りだとか樹木の剪定をお願いしますっていうことはちょっと言えないかなというふうに思っております。

○小 澤（6 番）

わかりました。そのような形で管理を続けていただければというふうに理解させていただきました。次の質問に移りますけど統合後の後利用についての検討委員会の設置について質問させていただきます。この検討委員会設置について、今までの経過を振り返ってみますと、令和 5 年 12 月議会において、私の川島小学校統合後の利活用についての一般質問において、まちづくり政策課長からは今後、子どもたちなど地域住民の意見アイデアを聞きながら、令和 6 年 4 月を目途に川島区の住民を中心とした検討委員会、これは事務局をまちづくり政策課になりますが、を設置いたしまして、本格的な検討を進める予定であります。検討委員会では、川島小学校の後利用の具体的な活用方法について、また、将来の川島区の活性化に繋がる方向で協議をし、その結果として、地域の意見として取りまとめた提案書を町へ提出する方針であります。

すとの答弁をいただきました。その後の今年の6月議会において、町の検討委員会の取り組み状況についての質問に対し、農村 RMO との兼ね合いから、検討委員会の進め方については地元におまかせし、町はお手伝いをするに変わってしまいました。しかし農村 RMO は、農地の保全や農業振興、生活支援を通したコミュニティの維持に持続的に取り組む農村型地域運営組織であって、組織づくりの取り組みが始まったばかりです。したがって、そこが川島小学校の後利用を検討しろというのは、無理があるのではないのでしょうか。質問させていただきます。以上のようなことから、再度、事務局をまちづくり政策課として、準備委員会あるいは検討委員会を立ち上げ、川島小学校の後利用を検討するべきと思いますが、町の考え方をお伺いします。

○まちづくり政策課長

町長は、地区別説明会の中で川島小学校は永続的ではないにしても、何らかの学びの場を残すことができないか、教育委員の皆さんと相談し地元の皆さんからもご意見や考えを聞きたいと述べており、これを提言にまとめることを目的として設置するのが、地元川島区の川島小跡地検討委員会であると認識をしております。この検討委員会を立ち上げる準備委員会を、川島区の三役の皆さんと町関係課で段階を踏みながら、合計10回開催をしてまいりました。令和6年1月25日の打ち合わせの際、委員長の令和5年度川島区長より、農地保全や農業振興とあわせて地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う組織農村 RMO の立ち上げを検討しており、川島小の後利用についてもこれと一緒に考えていきたいとの申し入れがあり、令和6年2月22日の準備委員会最終回でも、同委員長より同様の発言がありました。検討委員会の立ち上げなどは、地元が主体的に進め、町は事務局としてこれを支援して一緒に進めていくことは、準備委員会の中で互いに話し合って決めてきたものであります。具体的な役割分担として、会議への区民の招集、会議の運営、意見の取りまとめについては地元区に主体的に行っていただき、町は事務局として資料の作成、印刷、議事録の作成、先進地など検討に必要な情報の収集と提供、視察先との調整などで活動を支援したいと考えているものであります。検討準備委員会でも資料の印刷また今年1月には川島区内で行われた川島小学校に関するアンケートの作成また集計、集計を区内の回覧でもできる資料への作成をですね町としては行いまして、区の方へ提供させていただきました。6月の定例会一般質問の答弁の内容は、こうした経過の中でお答えをしたものでございます。一方で、川島小学校は町民全体のための公共施設でありますので、今回の地

元区の検討委員会とは別に、将来的に何らかの全町的な協議体をつくり、川島区からの提言を含め総合的に今後の後利用について検討・方針を決定してまいりたいと考えております。以上であります。

○小 澤（6 番）

今、経過等詳しく説明いただきましてありがとうございました。私も前年区長とも若干話していた経過があるんですけど、若干私どもの認識のずれがあったのかなというような気もしております。いずれにしましても、いつまでも後利用の方向が定まらないっていうのは、非常に先ほどの話ではないですけどもったいないことでありますし、川島区また辰野町にとってもマイナスではないかというふうに思いますので、今後も地元区の方に、先程の話ではだいぶやってくれというような意味もあるというように思いましたけれど、町もともに考えていただいて、ぜひ良い方向に川島小学校の後地が利用され、また町民にとっても良い財産になるっていうような方向にもって行っていただきたいと思いますし、地元としてもそのような方向にもって行っていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいということを要望しまして、次の質問に入らせていただきます。横川溪谷の保護と活用について、最初に三級の滝への道路整備についてお伺いします。三級の滝については、三級の滝への入口である蛇石の門の前に「トレッキングの皆様へ、この先、黒沢橋から三級の滝までの区間は、災害により通行できません」とあります。この横川の蛇石から三級の滝までの原生林トレッキングは、春から夏にかけてはこもれびの中を歩くことにより森林浴、また秋は紅葉と四季を通じて訪れる人々が楽しめるコースとなっております。質問いたします。このコースが通行できなくなったのは、令和3年8月の豪雨災害からでしたけれど、あれから3年近くになるわけですけど、その間改修が進んでおりますが、三級の滝への道は開通したのでしょうか、お伺いいたします。

○総務課長

お答えいたします。豪雨災害から3年近くなりますけれども、残念ながら未だ開通にはいたっておりません。被災しました瀬戸沢橋の架け替え工事を南信森林管理署が実施しておりますけれども、工事が大変難航しており、本年10月末の工期を来年8月まで延長する可能性もあると伺っております。さらに、現場は大変過酷で、資材高騰等の影響もございまして、この工期はまだ流動的とも伺っております。併せて瀬戸沢林道沿いの治山工事については、12月までの工期で現在実施中であります。町とし

ましては、それぞれの工事が終わるまで、現地確認ができないといった状況もございますので、竣工後改めて現地の状況を確認しながら、それに応じたコース整備を検討することとなります。以上です。

○小 澤（6 番）

地元にもいつまでに業者からの回覧で、いつ頃までいつ頃までっていうのが回ってるんですがだんだん延びてきて、また最近では 12 月には完成っていうような瀬戸沢の関係なんですけどあったんですが、それがまた延びるっていうような今話に聞きました。ぜひ確かに大変な工事だと思いますけれど、地元の者にとっては三級の滝また沢っていうのは非常に愛着のあるものですし、そういう点からもぜひ県とまた国等にもお願いして、なるべく早く三級の滝に通じるような道路を整備していただきたいということを、お願いしていただければというふうに思います。次に自然公園法に準じた自然環境の保護と快適な利用推進について伺います。先ほど言いましたけれど、三級の滝を始め横川溪谷には国の天然記念物、蛇石を始め横川ダム、それに付随しての横川蛇石発電所などの観光資源や、あるいはかやぶきの館から横川ダム、国の天然記念物蛇石、三級の滝に通じる往復約 17.4 キロの道路が、新日本歩く道紀行 100 選のうちの森の道に認定されております。まさに新緑や紅葉など 1 年を通じて人気の観光スポットに寄与している道路でもあります。しかしながら、先ほどの質問のように災害などの際、なかなか改修に年月がかかるなど、せっかくの観光資源が活かされていない面が見受けられます。このことは、横川溪谷の多くが国有林であるということにも起因していると思います。そこで提案ですが、これには当然、国、県との同意が必要というふうに思いますけれど、横川溪谷一帯を自然公園に指定し自然公園法で言うところの、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健休養及び強化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、横川溪谷の自然環境の保護と快適な利用を推進するべきではないかというふうに思います。伺います。このようなことから、横川溪谷の自然環境の保護と快適な利用を推進していくために、横川溪谷を自然公園に指定できないか伺います。

○総務課長

私も振り返ってみますと、青年会議所に所属して活動した時期もありまして、幻の七滝なども訪れたことがあります。非常に魅力的な場所だなあとは感じてはいるとこ

ろではあるんですが、この自然公園については自然公園法に基づき指定をされまして、規模や景観の程度によって国立公園、国定公園、また県の県立自然公園に区分されるそうであります。それぞれ国または県を代表する傑出した自然の風景であることとともに、その面積要件がございます。国立公園では約3万ヘクタール以上、国定公園は約1万ヘクタール以上の基準とされておりますので、これらの指定は難しいかなと思います。一方で、県立自然公園については、もう少し規模が小さいわけではございますけれども、条例に基づいて知事が県の環境審議会の意見を聞き、区域を定めて指定するということになっておりまして、議員ご心配のとおり国有林が大半を占めておりますので、国などとの協議、同意が不可欠であります。現在、県が指定をしております5つの公園の中には、御岳の県立公園ですとか三峰川水系の県立公園のように、国有林が大半を占める公園もございますけれども、こういった部分については様々な特色、別な特色もあったり条件も異なっておりますので、現状はハードルはかなり高いと考えております。また自然公園内では、自然環境、景観の保護すべき度合いに応じて、各種の行為規制もかけられることになります。公園の指定有無に関わらず、自然環境の保護と快適な利用の両立については、大変難しいところではありますけれども、横川溪谷の自然環境に最大限配慮しつつ、多くの皆様に楽しんでいただける場所として、まずは整備をしてまいりたいと思います。県立の自然公園の指定については、引き続き担当であります県の自然保護課が担当になるんですが、こことも相談して長期的に研究してまいりたいと思います。以上です。

○小 澤（6 番）

今、私も非常に自然公園法と見たところでは難しいかなというふうに思ったんですが、県の方と協議をいただけるってというような話も聞いたもんですから、非常に先が少しでも進めていただければというふうに思いました。ていうのは先ほどの新日本歩く道紀行100選の森の道に認定されたのが平成29年の9月30日ですけど、認定については町がかやぶきの館から三級の滝までの道のコースを、観光モデルコースに位置付けて応募したというふうに聞いております。その結果、認定されたってというようなことになりました。認定後ですけど、町はそのとき地域発元気づくり支援金を受けて、観光ルートマップの制作それからルートマップの制作のためのワークショップ、それから観光ルートの看板制作など積極的に観光資源の開発に取り組んでいたという経過がございます。その後、ご存知のように災害に至っているわけでは

けれど、蛇石の少し上流には、過去には日本でも有数のマンガン鉱山であった浜横川鉱山が存在したりしておりますし、またその昔には木地師の一族が入山していた墓がある等、歴史的にも非常に貴重な観光資源が眠っているっていうように思っております。ぜひ先ほど自然公園ということで、県の方ともっていう話の中で自然公園に準じた扱いでも結構ですので、あそこの谷を辰野町の財産として自然環境の保護、また観光資源としての開発をしていただければ川島全体も潤いますし、また、町の観光資源にもなり活性化にも結び付くっていうふうに思いますので、先ほどの話の県の方の働きかけを、引き続いて行っていただきたいというように要望させていただきたいと思っております。次の質問に移らさせていただきますけれど、町の天然記念物の管理についてお伺いさせていただきます。この町の天然記念物というのは、辰野町文化財保護条例第3条、指定によるところの辰野町教育委員会は、町の区域内に存する文化財、法及び県条例の規定により指定されたものを除く、のうち重要なものを、次に掲げるそれぞれの文化財、以下「指定文化財」として指定することができるとされ、有形文化財とか無形文化財等6つに区分分けされた中の、辰野町史跡、辰野町名勝及び辰野町天然記念物にいうところの天然記念物を指します。令和3年3月31日発行の辰野町指定文化財改訂版によりますと、天然記念物として浦の沢のトチノキ、御陵塚とサワラ、古城のケヤキなどが掲載されております。お伺いします。この町指定文化財の天然記念物に指定される基準等があるのかお伺いします。

○学びの支援課長

お答えいたします。町の文化財に指定する手続きとしましては、教育委員会から文化財保護審議会に、この物件について指定するにふさわしいかということで、審議会の方へ諮問を行いその審議の結果、文化財として指定するふさわしいという場合には、その旨の答申を受けて町教育委員会が指定するというものであります。文化財は町議のご指摘のとおり6つに区分されており、天然記念物はそのうちの辰野町史跡、辰野町名勝及び辰野町天然記念物という枠の中に含まれておりまして、この天然記念物を指定する場合にも同様の手続きを経るということになっております。文化財に指定された場合は、いわゆる町民共有の財産として、その後、保存活用されていくということになります。お伺いの内容の指定の基準ですけれども、指定については審議会の中で、単に木の樹齢、年齢ですとか樹木の大きさ、珍しさだけを基準として指定していくのではなくて、学術的な面やそこに生活している人々との関わりなども評価基準と

いうことになっていきます。先ほどの議員の中で出てきております浦の沢のトチノキで見ますと、かつては横川溪谷に群生、群れて生えていたと考えられるトチノキ、トチノキは群生する特性があるようですが、そのトチノキがその後、開発によって本数を減らして残された最後の1本であるというふうに考えられるということや、江戸時代にはこの木を求めて多くの木地師が横川山に入山し、お椀やお盆といった器ものを作ったという歴史的事実を象徴する木、いわゆる木地師がそういう器物を作る現材料としてトチノキを多く使ったというふうに言われてますので、そういう歴史的事実を象徴する木として評価されて、指定されているということになります。以上のとおりで、ただ珍しいとかいうわけではなく人との関わり、それが辰野町にとってどれだけ生活を、その当時の生活を語るのに貴重なものかというようなところを判断基準として、審議会で審議をしていただいているということになります。以上です。

○小 澤（6 番）

今、単に大きいから選ばれるんじゃないっていう話も聞きました。また人との関わり等も大事にされているというようにお聞きしたんですが、ちょっと次の質問に移らせていただきますけれど、その天然記念物に指定されていますのを見ますと、サワラそれからケヤキ、明光寺のシダレザクラなど、8割ほどが樹木っていうような形になっております。樹木の場合建造物、それから水引工芸品などと違いまして、年々大きくなり、過去に事故っていうかあったんですけど、突然倒れて人に当たったっていうような例もありました。それに倒れるまではいかなくても、枝が枯れて落ちてその下を通過している人に危害を加える可能性が、古くなってきましたとだんだん増してくるようになっておりますし現実に見ております。ただ文化財の場合、むやみに手を出すことは禁じられているっていうように、私は認識しているわけですが、その場合どのような対応をすればいいのか、例としまして、先ほど話のありました川島の蛇石の広場に浦の沢のトチノキがあります。この木は資料によりますと先ほど課長の方から説明ありましたが、樹齢が約280年というような大木になっております。ただこの木もほかの木と同じように枝が折れて下に落ちてくるっていうようなことも目撃しておりますので、このような場合、どのように対応すればいいのかお伺いします。

○学びの支援課長

お答えいたします。先ほどの議員のお話の中で、文化財の場合むやみに手を出すこ

とは禁じられているというようなお話が、内容が含まれておりましたけれども、ちょっと町ではない国の天然記念物ですけども、例えばですけども小野のシダレグリ自生地などにおきましては、常に人があの指定地内に入って下草刈りをして意図的にくりに残したことにより、今の景観が残されてきたという評価がされております。ですので、すべてが手を入れてはいけないというものではなく、それまでに人が関わってきたものと同等の手を加えるというものについては、特段禁止されているものではないです。これは最低のところであります。加えて危険があれば当然手を加えるということも、ちゃんと届けをすればできるというところで、まずそこを事前にご理解いただければと思います。町の指定の天然記念物につきましては、議員ご指摘のとおり現在 10 件指定されており、このうち 8 件が樹木ということになっております。天然記念物を含む指定文化財は、文化財を所有する所有者の責任のもとで管理されるということになっていますが、天然記念物に関しては議員のおっしゃるとおり植物という生きたものですので、そういう特性上、物件によっては管理に困難をきたしている例も見受けられます。このような状況から、町教育委員会では、指定文化財及び保存樹木、これは指定ではなくて選定になるわけですけども、保存樹木について毎年数件ずつ樹木医による樹木診断を実施しまして、その木の状態をチェックし状況によっては所有者にこの結果をお知らせして、対策をとっていただくというようなこともやっています。辰野町の特色を表すための町民共有の貴重な財産という側面を持つ町の指定の天然記念物でありますので、もし管理方法等に不安がある場合は、教育委員会にご相談いただければ、樹木の専門家等とも相談をしまして、保護条例にも定められており経費の補助というものも考えられますので、そういうものも視野に入れながら、その対応を一緒に考えさせていただきたいと思いますので、まずはご相談いただければと思います。以上です。

○小 澤（6 番）

手も加えられるものもあるということもわかりました。また先ほどの古木の枝とかそれが落ちてくる場合には、心配だったら町の方に相談をということも教えていただきましたんで、そのような対応を今後はしていきたいなというふうに思います。ただ浦の沢のトチノキの場合は、確か所有者が国の方の関係になっていたような気もします。その点も配慮いただいて何とかしていただければというふうに思います。以上でこの点についてのご質問を終わらせていただきます。次に有機農業推進について、

有機給食の仕組みづくりについて伺います。辰野町では、令和5年に有機農業推進のまち宣言をし、それ以降、有機農業についての講習会の開催等、様々な形で有機農業推進を進めています。その中で最近学校給食に有機栽培による安全な野菜を提供したいとのグループなどの活動を見聞きするようになりました。このことは有機農業宣言をしている中で素晴らしいことと思いますが、学校給食の需要に応えられるだけの有機栽培による野菜をコンスタントに提供していくことは、なかなか難しいことと思います。学校給食については、以前から地元生産者でつくる給食に食材を提供する会等もあります。それらを含め、有機栽培の農産物を使った学校給食のために、生産・加工・流通・消費の仕組みづくりに取りかかるべきだと思いますけれど、学校給食を通して有機給食を通して、有機農業推進のまち宣言に近づける連絡会のような設置はなされているのか伺います。

○学校支援課長

学校給食で使用する町内産農作物につきましては、現在、主に学校給食の食材を提供する会から仕入れております。提供する会からは、10年ほど前から町内小中学校に野菜を提供していただいております。年に1回程度ではありますけれども、提供する会の皆さんと学校、保育園の栄養士、町、産業振興課、教育委員会職員とで連絡会を行い、より良い自給体制づくりを図っております。現在ではそれぞれの学校、保育園の給食で使用する野菜の注文をまとめ、生産者から届けられた野菜をそれぞれの学校、保育園に配達していただくコーディネーターが配置され、円滑な需給体制となるよう努めているところでございます。また、今年度は8月にも打ち合わせ会を行い、地元農産物の使用量増加のため、学校が希望する食材と生産者の作付け計画を合わせるよう、夏野菜の作付け前と秋野菜の作付け前にも打ち合わせ会を実施することを申し合わせたところです。これまでは、提供する会議の生産物出荷カレンダーに合わせて、学校の献立を考えていたところでございますが、今後は学校の献立に合わせて提供する会の皆さんに、作付け計画を立てていただくといったような話題も出ているように聞いております。辰野町では昨年5月に有機農業推進のまち宣言がされ、今後は有機農業を含めた環境にやさしい農業を推進する生産者や栽培面積も増え、宣言にもうたわれているように、学校給食への食材の提供がこれまで以上に進んでくると考えられます。学校給食側から見ますと辰野町における有機農業、環境にやさしい農業の基準や生産量、特に地元産のお米の販売経路といたしますか、学校に入ってくる経路が明確でない

現在の状況ではありますけれども、引き続き学校給食へ安定した食材の提供を行っていただけるよう、現在行っているシステムや仕組みを維持あるいは発展させながら、生産から消費まで一貫した取り組みを地域ぐるみで進める、そんな仕組みづくりが必要になってくると考えております。

○議 長

小澤議員、時間ですのでまとめてください。

○小 澤（6 番）

課長の今、言われたとおり仕組みづくりをやることによって、いろいろのグループがその中に参加して、町ぐるみの有機農業の生産等、生産といいますか、それができるんじゃないかというように思いますので、いろいろのグループを含めた組織づくりを早急に立ち上げていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。以上で私の質問を終わります。

○議 長

ただ今より、暫時休憩とします。再開時間は 15 時 10 分とします。

休憩開始 14 時 52 分

再開時間 15 時 10 分

○議 長

再開いたします。質問順位 13 番、議席 4 番、吉澤光雄議員。

【質問順位 13 番 議席 4 番 吉澤 光雄 議員】

○吉 澤（4 番）

問題と予算編成に向けてある程度お金のかかる事業について質問をいたします。初めに、クマとサルの被害対策についてであります。今回、質問するクマはツキノワグマ、サルはニホンザルを指しております。両方とも共生すべき貴重な野生動物ですが、人里へ出没が増えて農作物や人への被害が増え、対策が求められているわけです。初めに、クマの出没への基本的な対応について質問します。クマは草食で普段は人との接触を避けてくれますけれども、魅力的なエサを目当てに人里に出てくる個体があると。人とクマがばったり出会うまたは子グマを連れている場合などに、人に危害を加えることがあると言われております。全国的に増えておりまして、人里の被害も増えていることから、このたび国は管理鳥獣、保護だけではなくて頭数を管理していく、この管理鳥獣に指定して捕獲などに対して補助を強めるということになりました。

た。昨年の全国の被害人数は200人以上です。クマの出没が増えている原因について、環境省は山の環境変化と人間活動の低下、耕作放棄地の増加、放任果樹園の増加など人間社会の変化を指摘しています。つまり出没は一過性の問題ではなくて、長期的な構えでの取り組みが必要だということだと思います。対策の基本は、国、県も示しますが、人とクマが住み分けを進める、人が暮らす地域からは排除するということだと思います。個体数を管理する、人里への侵入を防ぐ、環境整備する、捕獲など行うなどについて予算と人材が必要になります。そして何よりも人命優先で当たらなければならないと思います。そこで最初の質問です。町はクマの出没に対してどのように対応しておられるのでしょうか。教えてください。

○総務課長

お答えいたします。ツキノワグマの有害鳥獣捕獲につきましては、県の第二種特定鳥獣管理計画で定められております。辰野町では、現在ツキノワグマ2頭について、県の捕獲許可を得ている状況にあります。町の対応としましては、目撃情報があった場合まずは警察に連絡し現地確認を行い、必要に応じまして、猟友会、教育委員会、該当区などと連絡をするとともに、メール、LINE、ほたるねっと等、町の広報媒体を使いまして、注意喚起を行ってまいります。また、目撃件数や農作物被害の多い地域には、猟友会に依頼をしまして捕獲檻の設置などの対応もお願いをしております。さらに、文書回覧等でクマの出没を招きやすい生ごみですとか野菜の残ったもの等でございますけれども、誘引物の撤去ですとか入山時にクマ鈴・ラジオの携行など安全対策を呼びかけているところでございます。先日の答弁でも申し上げたとおりに、本来、緩衝帯等設けて住み分けをしていくことが理想ですが、そちらについては非常に時間のかかるところでございます。まずは対処療法ということになりますけれども、こういった形で安全確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

○吉澤（4番）

次に出没状況に対する認識と、情報発信、注意喚起について質問します。昨日、県はクマ出没注意報、期間を延長していたわけですが、これを警報に切り替えました。今朝の信毎の一面トップの記事です。警報を出すのは県としては初めてのことだそうです。上伊那も対象地域に入っております。ここで紹介されていた県の出没マップを今朝スマホで確認したんですが、上伊那で出没20件の中で辰野町は0件なんです。あとで述べますけど辰野町でも10数件出没情報があるわけで、なぜこんな

に違うのか説明を求めたいと思います。これ通告してませんから今とは言えませんが、説明を求めたいと思っております。町のクマの出没状況ですけれども、町の林務係のまとめによりますと、今年は8月末までの今年4月から8月末までの痕跡を含む目撃情報は14件、昨年、一昨年の同期の2.3倍です。特に新町、宮木で増えてます。出没した場所なんですけれども、これを過去3年間にさかのぼってちょっと見てみましたら、旧保育園や介護予防センターの付近とか社員寮の駐車場とか、高校のテニスコートの下とか、団地や戸建て住宅の庭とか、団地の下の道路の交差点など、まさに住宅地帯の一角なんですよね。山里とは言えない町場です。例えば、寮から出勤するときに目の前の土手にクマがいたと、あるいは町中のごみステーションにごみを持って行こうとしたら、クマと遭遇したということも宮木で話を聞いております。人身被害に繋がりがねないことが起きているということです。それでクマの目撃情報は通年8月がピークだそうですけれども、冬眠前に餌を漁るこれからの時期も油断できないと言われています。町でも危険は身近にあると思います。そこで2番目の質問です。クマの出没情報が大幅に増えていることをふまえて、町としてクマ出沒注意報などを出してはどうかと考えますけどいかがでしょうか。そして、目撃情報をリアルに示すために、地図等で場所を示して注意喚起を促していくという考えはないでしょうか。

○総務課長

お答えしてまいります。まず先ほどの件数については県の方の発表情報との確認がまだできておりませんので、こちらの方でも改めて整合性については確認をしてまいりたいと思います。さて、町としての注意情報ということでございますが、先ほど議員がおっしゃられたとおり、本年は全国的にもクマの出没が多く、県では最初6月から、6月5日から8月31日までの期間でツキノワグマ出沒注意報を出し、11月14日まで延長するとしておりましたけれども、9月9日、昨日9月9日から10月14日を期間としますツキノワグマ出沒警報に切り替えまして、注意を呼び掛けている状況でございます。目撃数が急増しております上伊那地域もこれに該当になります。町としましては、早速この情報を先ほど申し上げましたメール、LINE、ほたるねっと等で発信をしております、注意喚起をしてございます。まずはこういった県の情報を発信する中で、町としての注意報ということで呼びかけてまいりたいと思います。町内でもこれから秋の山菜やキノコのシーズンを迎えるにあたりまして、特に気をつけたいと考えておりまして、これに先立ちまして、9月の町内回覧によりまして、クマに対

する注意を改めて喚起したところでございます。今後の出没状況に応じまして町の広報媒体を使って追加の注意喚起や、クマ対策の正しい知識の普及に努めてまいります。また議員ご指摘のとおり、かなり人家に近いところで目撃また車等の接触的なような事例も見受けられているようでございますので、町としましては、昨日担当課とも打ち合わせをする中で、必要に応じて防災無線の方を効果的に活用して、しっかり注意喚起をしていこうといったことで確認をしたところでございます。以上です。

○吉 澤（４番）

これが先日、回覧された「クマの目撃農地被害が相次いでいます」ちゅう回覧です。早速やっていただいたなと感じたんですが、正直ちょっと一般的なんですよ。正確でリアルな情報提供が大事だと思います。つうのは私もですね、クマが出てる宮木でも出てるかなり町場でまで出てるって話は聞いたんですが、実際にここで見た、ここで見てこういうふうに出ていった、このトウモロコシが食われたという話を現場で説明を聞いて、これはえらいことだとそれは近所の人は本当にもう夜も窓も開けられない、ごみ出してくるも怖いという気持ちはそのとおりだと思ったわけです。地名を言っても他の地区の人はわかりませんし来た人もわかりませんので、地図で示す方も考えていただきたい、それが１つ。もう１つ、箕輪町ではクマが目撃された地域の保育園で、専門家を招いて勉強会もやったそうです。ですから町でも例えばクマの出没が多い地区などを対象にした、出前講座なんかも積極的に検討していただきたいと要望をさせていただきたいと思います。３番目、これからはサルとあるいはクマへの対応策も含めてサルが中心になります。サル被害の状況と基本的な対策についての質問です。サルの被害も増えています。町の資料によりますと、サルの農作物被害はここ５年間増え続けて、５年前の２倍になっています。近年は宮所、小横川、上辰野などで出没や被害が増えているようです。例えば、昼ごろ国道のそばで１０数頭がたむろしていたとか、住宅や物置の屋根を飛び回っているとか、一人暮らしのご婦人を威嚇するとか、生活環境への被害も出始めているようです。そして、もうサルの被害があつて作れないからと農地を返されたとか、このままで本当に田んぼも畑も続けられないという怒りと悲鳴、切実な声をお聞きするようになっています。国もサルの加害群が増えているというふうに認識してまして、環境省はですね対策をとらないと、人里に現れるサルはさらに増えて対策がより困難になる、初期に適切な対応をとることが大切というふうにマニュアルで言うております。ですから町でも対策は早い

ほど良いし、今、強めていかないと大変になっていく可能性があるんじゃないかという問題意識を持っております。私が学んだサル対策の5本柱というのがあるんですが、ポイントはサルにとって安全で餌が食べられる、この2つの条件を揃わない地域にしていくということだと言って言います。1つは組織的に追い払う、2つはサルにもよく効く防護柵を設けて維持管理する、3つは集落内の餌資源を減らす、4つが隣接する地区でともに取り組む、5つ目は群をモニタリングして個体管理を行う、そしてこれらをやり続けることだそうなんです。総合的・組織的にやり続けなければいけないそうなんです。ただ町内ではですね、川島区や今村区のように一生懸命頑張って、サルの被害を減らしてきている区があります。今村では9割くらい農作物被害を減らしたと言ってます。川島でも減ってます。川島は県のモデルにもなっています。全国的にも進んだ地区の教訓もありますが、この町にある教訓は、町が地区を支援して地元が頑張れて町も頑張ってくれば、サル被害を減らすことができるという事例ですので、説得力もあるんじゃないかと思うわけです。そこで3つ目の質問です。先に私が述べたような総合的な対策をサルについては必要なわけですので、これが地域で取り組めるように、区などへ町が積極的にサポートを進めていただくと必要があるんじゃないかと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○総務課長

有害鳥獣による農地や農作物への被害の相談は、各区から寄せられているところでございます。町の有害鳥獣対策協議会におきまして、この件について検討、対応をしてまいりました。令和5年度の被害面積は約769アール、被害額は2,973万6,959円ということで、前年を大きく上回る状況でありました。ちなみに令和4年度の被害面積は224アールでありまして、被害額は約478万9,000円ということでございます。主な増えた理由としましては、これまで被害報告がなかった羽北区から報告があったこととか、小野地区で特に増加をしたといったことを分析しているようであります。毎年2月に全町を対象に協議会主催の研修会を実施しております。また、各区に対しましては、括り罠、箱罠、サル用の大型檻、センサーカメラ等の備品の配布、緩衝帯整備の補助を行っているところでございます。また、先ほど議員からもご紹介をいただきました先進的な取り組みをしております川島区では、令和4年度から捕獲サポーターを組織しまして、サルの生息状況の調査とGPSにより誰でもこのサルの群れの場所を知ることができる、先ほどモニタリングとおっしゃいましたけれども、そう

したことができるアニマルマップというものを使いまして確認をしていることと、毎年研修会等も実施して被害防止に大きな成果を上げているところでございます。このアニマルマップにつきましては、私も中に入れておりまして先ほど群れを確認をしましたら、かやぶきの館の上の方の山と、それからパークラインのしだれ栗の登り口に、それぞれ群が存在していることを確認しまして、非常に効果的だなと感じた次第です。以上です。

○吉 澤（４番）

次にサル対策を総合的、組織的に進めるためには、町や県、国の支援が不可欠なんです。ですが財政支援も必要だと思います。町はこれまでも、電気柵や罾、檻などの材料費や追い払いに使う大型花火、あるいは緩衝帯整備に要する費用などについて、国、県からの鳥獣被害対策交付金を充てて支援できておられるようです。しかし、町の独自予算での財政支援は少ないというふうに私印象を持ちました。例えば電気柵の見回り、維持補修に要する経費について言いますと、この鳥獣被害対策交付金やあるいは農政関係の別の多面的機能支払交付金、これでもって人工賃や費用を賄っている、ほとんど賄っている区がある一方で、宮木区のように毎年 60 万円くらいこのためにお金がかかっているけども、一銭の補助ももらえてないという区もあるんです。地域がそういう多面的機能支払交付金が交付を受けられないとかいろいろあるもんですからね。あるいは、鳥獣被害交付金も限りがありますから、分けていけば足りなくなるということだと思っんです。また、電気柵について言いますと交付金で材料もらえるのは権利者、関係者が 3 人いる圃場じゃなきゃだめだって言うんですよね。個人の圃場だとだめだということのようなんです。しかし、先ほども言いましたように被害の区は増えてますし、また必要な施策も増えてます。ですから、この財政支援を増やすために交付金の枠にとどまらず、町独自でも財政支援をしていってほしいと思うわけです。財政的な支援として交付金で賄えない電気柵の設置、維持管理費や追い払い用具などに対して、町独自で補助する考えはないでしょうか。

○総務課長

これまで町では、有害鳥獣対策協議会と事業としまして、有害鳥獣の侵入防止柵、ネット柵の資材購入、餌代、檻修繕代、見回り、檻の管理の日当等を費用の 2 分の 1 の範囲内で補助してまいりまして、これは議員先ほどご指摘いただいたとおり、国の交付金等を活用したものでございます。そうした中で、町独自の対応とした場合に、

財源という形では交付金ではないんですが、鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の方で対象になりうるといった情報をいただきました。改めて県へ確認をしましたところ、先ほど申し上げました見回りや修繕など防止柵や檻などの維持修繕費に対して、町が協議会経由で補助した場合の経費についても、この特別交付税措置の対象となりうるといった回答をいただいておりますので、今後、補助の拡充についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○吉 澤（４番）

大変うれしい答弁です。私、３日前の夜にネットで見つけまして、昨日から確認を求めてまして、そしたらどうも出そうだって話を聞いたもんで、いやいいなと思ったわけです。例えば軽井沢町は２００６年から電柵の独自補助を始めてまして、１４年間で２５７件補助してるそうです。特別交付税、捕獲に関わる経費だと８割補填、かかった経費の８割が特別交付税措置される。それ以外の啓蒙とか研究調査については５割だそうですけども、大きいですよ。ですから例えば３００万円、町が単独予算で電気柵の材料を配った場合には、２４０万円特別交付税くるちゅうことですよ。ぜひ活用してやっていただきたいと思います。次５番目、猟友会やサポート隊への支援強化ちゅうことですが、これは加害サル、クマの駆除、個体数管理に関わることです。先ほど言った５本柱の中の最後、いわゆる増えすぎたり人里に頻繁に現れるようになったクマ、サルをコントロール、駆除していくのは町の仕事だというふうに専門家も言われています。ただこの仕事はですね狩猟免許を持った人がいなければできません。罾や檻を設けたり、あるいは罾や檻にかかった個体を処理することができません。しかし全国的にこの４０年間で６０歳以下の狩猟免許を持った人は７分の１に減ったそうです。町でもかなり減り高齢化が進んでいるというお話を聞いています。狩猟を持った人たちが有害鳥獣駆除に関わることにについて私も簡単に考えたんですけども、ものすごいまず免許を持ち更新するにもいろんな条件があり法律があり、そして実際に駆除を実施するにも厳しい法律のルールがあり行政指導があり、それに基づいてやっていかなきゃいけない。なかなか面倒らしいですねと同時に危険は自分持ちです。例えば去年町内で罾にかかったクマを処理に向かった、いわゆるこの狩猟免許を持った方が、罾からクマが逃げ出して襲い掛かってきて襲われて、入院するような重傷を負ったという事件も起きています。この有害駆除に従事するハンターは、町の特別職非常勤公務員という位置付けに条例でなってます、それはそれでとても素晴らしいと思うんです

が、言えば有害鳥獣駆除という公的な仕事中の怪我ですから、労災のようなものだと思うんですけども、医療費は補償あったけど休業補償は1円もないっていうんですよ。1箇月ぐらい入院した人でも。そういう厳しい面がある。それでも誰かがやらなきゃいけないことをやってくれている、大事な役割を担っていただけると私は認識を新たにしました。また実績で見ましても、町の有害鳥獣の駆除目標、サルは年間250頭目標ですが、実績は62頭25%です。クマを除く有害鳥獣の全体でも1,370頭の駆除目標に対して捕獲は629頭と半分以下、これにもやっぱり背景にはハンターの減少もあるんじゃないかと思うわけです。ですので今までもいろいろサポートしておられると思うんですが、猟友会捕獲サポーターの皆さんへさらに支援を強化していただきたいと考えますけどいかがでしょうか。

○総務課長

町の猟友会へは、これまでに毎年65万円を協議会から補助をさせていただいているところでございます。捕獲サポート隊に対しましては、安全講習会の費用、施設賠償責任保険、傷害保険料、活動のための人件費、檻、罠の餌代などをそれぞれ支出しておりまして、上伊那の広域の協議会から上限100万円を、それを超える分については町の協議会からが支出しているといった状況であります。なおこれをさらに強化をすると言った場合の財源ということになるんですが、先ほどの交付税の例がございましたけれども、ただちょっと注意をしておかなきゃいけないのはこの交付税というのは、性質上、算定上の総額が必ずしも収入されるというわけでは実はございません。ですので交付税の対象になりうるから、すべてというわけにはいきませんが、こういった財源研究をしながらできる支援を強化してまいりたいと思います。以上です。

○吉澤（4番）

クマ、サルの被害対策を強化するためには、役場の担当課の職員の人を増やし、人材を育成することが欠かせないと思います。理事者、町長さんみんなぜひお願いします。担当課の職員を増員、人材育成を進めるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。次に質問の2番に移ります。夏のプール利用の確保についてです。今日もプールの質問するのにちょうどいいようなとても暑い日になっております。暑い夏にプールが使えない、年々暑くなるのに町内でプール遊びができない状態になっているかと思っています。ウォーターパークは営業をやめて21年、夏休みに小学校のプールを開放し

たのは南小だけで4日間のみと。ぜひ夏休みに町内でプール遊びができるようにという願いを聞きます。まず小学校プールの夏休みの開放について質問します。プール開放ができない理由はどの辺にあるのでしょうか、教えてください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。今年の夏は大変な猛暑、今日も猛暑と言えるかと思います。災害級の猛暑という言葉もね、ニュースなどでは使われております。町内の小学校の夏休み中のプール開放については、以前はすべての小学校で開放しておりました。年々取りやめる学校が出てきまして昨年度は2校、そして今年度は、議員言われるように1校のみとなりました。その1校も今年は猛暑でプールの利用時間を30分繰り上げて終了させるというそんな対応をとりました。昨年度まで実施していたもう1校で今年取り止めた小学校ですけれど、今年の夏休みのプール開放をどうするかということで、職員会議でだいぶ議論をしたということでございます。町内の小学校のプール、夏休み開放しなくなった理由は大きく3点ございます。1つ目は気温が高くそして水温も高すぎることで、文科省の水泳の指導の手引きには、水温の目安はありますけど上限は特に定めておりません。日本水泳連盟のプール公認規則では、水温は常に25度から28度以下と定めていて、気温プラス水温が65度以上の場合には熱中症のリスクが高くて水泳には適さないと、こういうふうにしております。環境省は、よくご存知の暑さ指数というWBGTこの情報を提供しております。これは気温だけではなく湿度、輻射熱も加味した指数で、28を超えると熱中症患者が急増すると言われております。状況にもよりますけれど、気温が31度を超えますとこの暑さ指数は28を超えると、31度から35度では暑さ指数が28から31、厳重警戒とこうなるそうです。学校ではこのプールの期間中、毎日水温と気温を測定しております。今年度の町内のある小学校のプールの気温、水温の記録を見させていただきました。7月4日これ晴れですけど、朝の気温が28度、水温が26度、午後1時には気温34度、水温27度、これが7月の22日晴れ、朝の気温が28度、水温が28度、午後1時過ぎ、気温37度、水温30℃を記録しております。気温はプールサイドでの気温ですのでね、通常のアメダスの辰野町の気温よりも高めに出来まいります。7月も下旬になってきますと、授業でのプール使用も厳重警戒と極めて危険な状態なるってということがわかります。私たちが子どもの頃のように、気温は暑くても汗かいてるんだけどプールに入ると気持ちがいいという、ああいう時代はもう今ないのかな。プー

ルに入っても生暖かい、ぬるいそんな感覚だと思います。今年はプールに入っていて熱中症になったというそんなニュースも耳にいたしました。気温よりも水温の高さが児童にとっては大変危険でございます。そうは言ってもねプールの水ってのは相当量ですので、一度水温が上がると今度はなかなか下がらない、じゃあ水を入れ替える、これも現実的ではないわけです。先ほども話をしましたけど、開放した1校においても途中で危険な状態というふうに判断をして終了時刻を30分繰り上げた、こんなことになりました。今年のような災害級の猛暑が今後も続けば、現在の小・中学校のプール夏休み開放だけじゃなくて、通常の体育の授業における水泳の授業も、これもやり方など対応考えなければいけないのかなそんなふうに思っております。当然夏休みのプール開放、極めて難しくなることがますます予想されます。2つ目は、学校への行き帰りの問題です。日中猛暑の中で行き帰り、これも極めて危険な状況であるということと言うまでもありません。私たちはが子どもの頃は午前中あるいは午後と分かれて、それぞれ学校までワイワイ騒ぎながら歩いて行ってプールで楽しんで、また楽しみながら帰ってくるっていうこと、これはもう遠い昔の話という形になってしまっております。今、学校の行き帰りはほとんどおうちの方をお願いしている子どもが多いわけで、先ほどのように途中で終了時刻を繰り上げるとなると、家庭の方にも大きな負担をかけてしまうのかな混乱をかけるかな。3つ目は、プールの監視が職員だけではできないという、PTA・保護者の協力がどうしても必要になってまいります。ですが保護者の監視員としてのこのボランティア、これやっぱり年々厳しくなってきたというふうに感じております。以上3点申しましたけれど、このようなところから学校はプールの開放を断念しているという状況でございます。以上です。

○吉 澤（4番）

次に困難な状態を町が支援して克服できないかという点での質問です。確かに夏休みの学校プール開放を止めてるところは増えてるわけですが、例えば伊那市は令和5年度、昨年度ですけど小学校15校中9校が開放しております。夏に3日から7日開放してます。今年は1、2校減ったようですが、半分くらいは開放してるちゅうことです。やってる学校があるということです。熱中症対策で屋外プールは無理ではないかという話がありますが、今年の伊那の市民プールはこれだけの猛暑ですけれども、気温や水温が高くて営業を止めたことは一度もないそうです。高温に対する方法をとっている屋外プールはいくつもあると思います。対応策が考えられるんじゃない

いかと、そこで質問です。1つ、保護者や先生の負担にならないように、監視員、プールの管理員を町で雇って対応できないでしょうか。せめて親が送迎、親が多く送迎している学童保育ですね、夏休み中の学童保育の子どもたちからだけでも、夏休みのプール開放ができないでしょうか。またですね熱中症対策として、プールサイドも暑いということですが、プールサイドに熱を持ちにくいものを敷くとか、プールサイドの日よけのテントを増やすとかいうことは可能ではないかと思うわけです。それから、夏休みプール開放やってるときはそうでなくても学校では指導してるかもしれませんが、プールの行き帰りに子どもたちに日傘を持つとか、ネッククーラーですね。これこないだのゼロカーボンイベントでもらったんですけども、こういうものや水筒を持たせるとか、いうことで対策を立てるなどの指導もしてることもあるようです。ですので、合計 65 度になったらやめた方がいいと、それはもう経験則ですからわかります。それから途中で帰した場合は心配だちゅうこともあるんですけども、あともう 1 つですね開放時間を早める、これも 1 つ考えられんじゃないかと思うんです。町の方で監視員、プール員を雇ったりして開放をすることはできないでしょうか。

○教育長

はい。まず今、辰野町の小学校は今年は 1 校しかプール開放しなかった。伊那市は何校したとかこういうふうな話されましたけれど、このプールの設置されてる場所ってのは様々ありますのでね、一概に辰野町はできないのに隣はできたとか、そういう議論をしてみても意味はないのかな、そんなふうに思っております。地形的なものもありますし、当然、気温とか水温もねそれぞれ場所によって変わってきます。地形的・地理的な状況と大きく関わるのかなと気がします。そこでそのように熱中症のリスクが極めて高くなっている、早く言えば危険なプールにあえてこういう方策をしてこういうことをしてと言って、あえて子どもを入れることが、逆にいかがなものかなそんな思いもありますし、学校との行き帰りの危険性も考慮すると、何か町としても支援は考えておりませんし、監視員の確保っていうことも先ほど話ししました現実問題として非常に厳しいというようなことですね。それから学校は教育委員会だとか皆さん考えてる以上に、熱中症ということ暑さ指数 28 から 65 という数字、これに非常に敏感なんですね。ですから学校に対して教育委員会があるいは教育長が、積極的に夏休みプール開放を依頼するという、そういう気持ちには現段階で私自身なれません。以上です。

○吉 澤（４番）

それでは視点を変えた提案をさせていただきます。次の質問になるわけですけど、ウォーターパークの一部を学校のプールとしても位置付けて、再開を検討してはいかがかということです。1991年から2003年まで13年間営業したウォーターパーク、建設費確か16億円、南信随一の施設で毎年数万人が利用する町が誇る施設でした。冷夏だった年に確か500万円ほどの赤字が出たということと、スライダーの修理に2,000万円かかるという理由で、休止になりそのまま来ちゃったわけですけども、休止した翌年から暑い夏が続くようになっております。スライダーも故障した継ぎ手を1箇所直せば使えたと、修繕費は数十万で済むということがあとでわかりました。私は休止は残念な判断だったと今でも考えてるわけですけども、荒神山よりも11年早く作られた高遠のスポーツ公園プールは今も立派に営業しています。屋内プール25メートルプール、小型の流水プール、幼児用プールで親子で賑わっていました。この高遠スポーツ公園プールも、伊那の市民プールがあるから廃止という話があったそうですけども、高遠小学校2校、中学校1校のプールとしても使おうということにして存続を決めて、今では大正解だったということのようです。ウォーターパーク跡地等検討委員会の発足に先立つ議会の全員協議会で、私はプールとしての利用の可能性の検討を求めました。これに対して教育長さんは「学校プールの改修との関係もあるので検討します」と答弁されたというふうに記憶しています。そしてこの新たに始まったウォーターパーク跡地等検討委員会の最初の会議で、副町長さんと教育長さんが同じ趣旨でプールとしてやることは、検討課題であると発言されたということも聞いております。しかし具体的な検討が今日までされてないと思います。プールの一部を復活できるかどうかというのは、事業費がいくらかかるのか、維持管理費がいくらかかるのか、さらに私が提案しているように、学校プールをいずれ止めてって、学校の水泳授業も荒神山でやってもらうという位置付けにするとすると、教育施設の長期計画との関係も出てくる。そこらの具体的な検討と提案は、役場以外にはできないことだと思うんです。近年中に改修を必要だというふうに考えている町内の学校のプールがあるとお聞きしました。また、建設した年次を考えると、各学校のプールの改修が順次必要になるんじゃないかというふうに話されていることも聞いております。一体いくらかかるのか学校プールの改修にですね、伊那市のある学校のプールの改修費用、再来年の工事を予定してるんですけど2億円以上の事業費を計画しているようです。町の小学

校3校、中学校1校のプールを、もし全部直していくとした場合ですね。仮に1校2億円としても8億円かかる事業になります。高遠方式で荒神山のプールを位置付けて運用できれば、荒神山のプールを一部再開した方が、建設費では絶対に安く済むのではないかと私は思うわけです。荒神山プールの現状ですけれども、私が言ってるのは25メートルプールと幼児用プールと温泉プールとこの3つを再開したらどうかという意味です。すべてオールステンレス、あるいは大理石造りです。プールサイドのインターロッキングはまだ生きています。地中の塩ビパイプや铸铁管の配管は多分錆はないと思います。使えればそれこそ学校のコンクリートプールを掘って直して作り直す、2億数千万かけるよりも安く済むかもしれません。これは専門家に見てもらえばはっきりすることだと思います。維持費についてでもですね、小・中学校のプール4つを水を満々と入れて、10時間の水泳授業のために使って、そのために維持管理していく、こちらの方で1箇所仮に1箇月半でもやっていくのとそんなに遜色はない。場合によっては維持管理のほうが安く済む可能性もあると思います。そしてメリットとすれば、これからやるわけですから屋外プールとして猛暑でも使えるように、日よけを設けるとか、いろんな工夫も可能になる。新しい形の屋外プールにできると思います。夏休みに子どもたちも利用できる、親子でも使える。課題はあると思いますが検討の価値があるのではないのでしょうか。そしてこのプランは何よりも、教育長さんや副町長さんはもう検討課題であると言われていたことなんです。これをぜひ検討していただきたい。ウォーターパーク跡地等検討委員会では、防災広場にしていこうという方向がおおむね決まってるようですが、私はこれは否定しません。広場の一角に、そういうプールを残すという選択肢もあり得るのではないかと。ここでプール防災広場作るのに全部ほじくり返して直すのか、まだ具体的にはわかりませんが、それ手付ける前に今が最後の機会、最後のチャンスだと思うんです。ぜひ一度、ウォーターパークプールの一部を水泳授業にも使うプールと位置付けて、復活させることについてやるかどうかは別ですよ、ことについて概算事業費や運営費を計算してみて検討してみてはいかがでしょうか。

○教育長

はい。この町の議会においても数年前にも小・中学校のプールが老朽化をしてきて改修がこれから大変になってくると、そのときにどうするんだというそういう質問も受けました。そのときに、今、議員言われるように、一つひとつの1校、1校のプ

ールを全部改修するにはとんでもない額が必要になってくるのでどこか1つにまとめてできればいい。例えばウォーターパークのあそこにあったような 25 メートルほどのプールができればいい、そういう話を私ここでもいたしました。また、隣の箕輪町にありますスイミングスクール、あその施設をもう借りるということも考えるということで答弁したことを今でも覚えております。それで今、そのウォーターパークの跡地についてのことでございます。このウォーターパーク跡地等検討委員会においては、ずっともう議論されているわけですが、この検討委員会が協議を始めた頃は、25 メートルほどのプールも欲しいというそういうふうに出され、そういう意見を言われた委員も確かにありました。しかし協議が進む中で、プールよりもこちらの方がいろいろな協議を進めていく中で、プールよりはこちらをとというような形で、既にこの跡地等検討委員会では一定の方向が出されております。ですからここで改めてこれまでの検討委員会にてご苦労いただいたこの議論という議論をね、なかったことにして振り出しに戻すってことはちょっといかなものかなってふうに考えております。以上です。

○吉 澤

防災公園の話をなしにするじゃなくて、両立する形の検討が可能だと私は思います。実はですね。今週の金曜日、明々後日です。了解を得ましてプールの専門業者がウォーターパークを見てくれることになってるんです。私さっき言ったように、ステンレスのプール本体、大理石の温泉プール、配管等、どのくらい使えるか見当がつくと思います。そこらの意見も聞いてもらって、あるいは猛暑の中での屋外プールやっていくのに、これから日よけを作る、これもいろんなやり方があるようですから、その辺の事業費なんかも聞いてもらった上で、ぜひ検討していただきたい。こだわる理由は、子どもにやっぱり水に親しみ、遊び、そういう喜びを感じられるまちでありたいということからです。よろしくお願いします。3 番目です。有機農業、有機学校給食推進についてです。初めに、町の有機農業実践 5 箇年計画の達成状況と見通しはどのようなものでしょうか。お答えください。

○総務課長

町の有機農業実施計画で掲げました目標の達成状況を、令和 5 年度の実績で報告させていただきます。まず 1 点目、環境にやさしい農業に取り組む農家数 100 戸に対する実績は 60 戸であります。学校給食への環境にやさしい農産物の年間使用量 20%以

上に対する実績は25%です。3点目、環境にやさしい農産物に関連したふるさと納税返礼品40品目に対する実績は58品目です。4点目、環境にやさしい農産物のPRのため、マルシェ等を開催するに対する実績につきましては、東京都内で3回開催をいたしました。最後5点目ですが、堆肥ぼかし等製造技術の普及を図り、地域循環型有機農業を形成につきましては、土づくりセンターの堆肥134トンを安定的にご利用いただいている状況でございます。地域循環型有機農業について各農家で進めていただいている状況がございます。最初に申し上げました環境にやさしい農業に取り組む農家数も増加傾向で、達成の見通しはできていると考えております。以上です。

○吉 澤（4番）

着実に前進されていると、努力も身になっているということで、大変喜ばしいと思います。質問が時間ありませんので3番目、来年度から学校給食に町内産の有機米を提供するようにできないかという点について質問させていただきます。先日、松川町視察させてもらいましたが、この有機農作物の学校給食への提供は、本当に波及効果が広く大きな価値を生むと感じました。そして町では給食食材を提供する会が長年、低農薬野菜を提供していますが、お米についてですね既に上伊那の4つの町村では、100%町内産の低農薬米を使っているんです。中川村では、その低農薬のお米代は村が全額負担しています。辰野町にも環境にやさしいお米を作るほたるがあり、はぜ掛け米研究会もあります。来年度からぜひ学校給食に町内産の有機米を提供できるように取り組みできないでしょうか。

○議 長

もう時間になりますので簡潔にお願いします

○学校支援課長

先ほども小澤議員のところで申し上げましたが、学校給食側からしますとまだまだ見えない点もありますけれども、準備が整い次第できるところから有機給食米の導入を図ってまいりたいと思います。7年度につきましては、今のところいつからどのくらいの量がいくらかで学校給食に入ってくるかわかりませんので、その辺も関係機関と情報共有しながら準備を進めてまいりたいと考えております。

○吉 澤（4番）

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上で一般質問は全部終了し、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労様でした。

9. 散会の時期

9 月 10 日 午後 4 時 00 分 散会